

第4次八幡市総合計画 後期基本計画



八幡市

—市民一人ひとりが輝く「わがまち八幡」づくりをめざして—

第4次八幡市総合計画 後期基本計画を策定いたしました。



本市では、平成19年3月に「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」を将来都市像とする第4次八幡市総合計画を策定し、将来都市像の実現に向け、「市民参画・市民協働」をキーワードとして市政運営を進めてまいりました。

全国的に急速に進行している少子高齢化と人口の減少は、本市においても例外ではありません。加えて、地球温暖化などの環境問題、長引く景気の低迷による地域経済の悪化など、社会・経済情勢は大きく変化しています。

また、地域主権改革の推進による権限移譲が行われ、義務付け・枠付けの見直しにより、地方自治体の裁量権が拡大されています。このような状況のなかで、基礎自治体として、地域の実情にあった施策を、市民協働を基本として、市民のための市民の活力あふれるまちづくりを進めていく必要があります。

後期基本計画のもとで、「市民参画・市民協働」をより一層推進し、市民一人ひとりが輝く「わがまち八幡」づくりを市民の皆様とともに進めてまいりたいと思っております。今後ともご支援とご協力をお願いいたします。

最後に、計画の策定にあたり、八幡市総合計画検討懇談会委員の皆様をはじめ、多くの方々から貴重なご意見、ご提言をいただきましたことに、心から感謝申し上げます。

平成24年9月

八幡市長

堀口文昭

I. はじめに	1
1. 総合計画とは	1
(1) 総合計画の位置づけ	1
(2) 総合計画の構成	2
(3) 基本構想	2
(4) 基本計画とは	4
(5) 実施計画とは	4
2. 後期基本計画のポイント	5
(1) めざす姿の設定	5
(2) 成果指標の見直し	5
(3) その他記述内容の見直し	5
3. 人口・世帯推計	6
(1) 人口	6
(2) 世帯数	8
II. リーディングプロジェクト	10
1. リーディングプロジェクトとは	10
2. 5つのリーディングプロジェクト	10
(1) 市民協働推進プロジェクト	10
(2) 放生川再生プロジェクト	11
(3) 住宅・住環境整備プロジェクト	11
(4) 組織間協働による人づくり・地域づくりプロジェクト	12
(5) 交流拠点整備プロジェクト	13
III. 部門別計画	15
第1章 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち	15
第1節 人権・平和	16
第2節 地域コミュニティ	19
第3節 市民協働	21
第4節 男女共同参画	23
第5節 国際理解	25

第2章 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち	27
第1節 保育・幼稚園	28
第2節 児童・母子・父子福祉	31
第3節 学校教育	34
第4節 青少年健全育成	38
第5節 生涯学習	40
第6節 スポーツ	43
第7節 文化芸術	45
第3章 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち	49
第1節 自然環境	50
第2節 生活環境	53
第3節 循環型社会	56
第4節 景観	59
第4章 だれもが明るく元気に暮らせるまち	61
第1節 保健・医療	62
第2節 地域福祉	66
第3節 高齢者福祉	69
第4節 障がい者福祉	73
第5節 社会保障	77
第5章 人がつどい、活力あふれるまち	79
第1節 市街地	80
第2節 道路	84
第3節 公共交通	87
第4節 情報通信	90
第5節 農業	93
第6節 工業	96
第7節 商業	99
第8節 観光	101
第6章 安心して暮らせる安全で快適なまち	105
第1節 住宅・住環境	106
第2節 上下水道	109
第3節 公園・緑地・河川	112
第4節 防災	115
第5節 防犯・交通安全	118
第6節 消防・救急	120
第7節 消費生活	123
第7章 計画の実現に向けた取組や体制の強化	125
第1節 行政経営	126
第2節 財政運営	129
第3節 広域行政	131

I.はじめに

1. 総合計画とは

(1) 総合計画の位置づけ

① まちづくりの基本指針

総合計画は、将来における望ましい都市像とその実現のための方向や施策を示すもので、これからのまちづくりの基本指針となります。市は総合計画に基づいてこれからの施策を総合的、計画的に展開していくこととなります。

また、国や京都府、近隣市町、広域行政組織が、本市にかかわる計画を策定する際や、事業を実施する際においても、尊重すべき指針となります。

② 市民と行政との協働の指針

だれもが住んでよかったといえるまちづくりを進めていくためには、市民、NPO等、事業者等と行政とが対等に、お互いの立場や意見を尊重しながら協力していくことが何よりも重要です。

第4次八幡市総合計画は、全ての市民、NPO等、事業者等がまちづくりの目標を共有し、行政とともに共通の目標に向かって知恵を出し合い、そして行動するための指針となるものです。

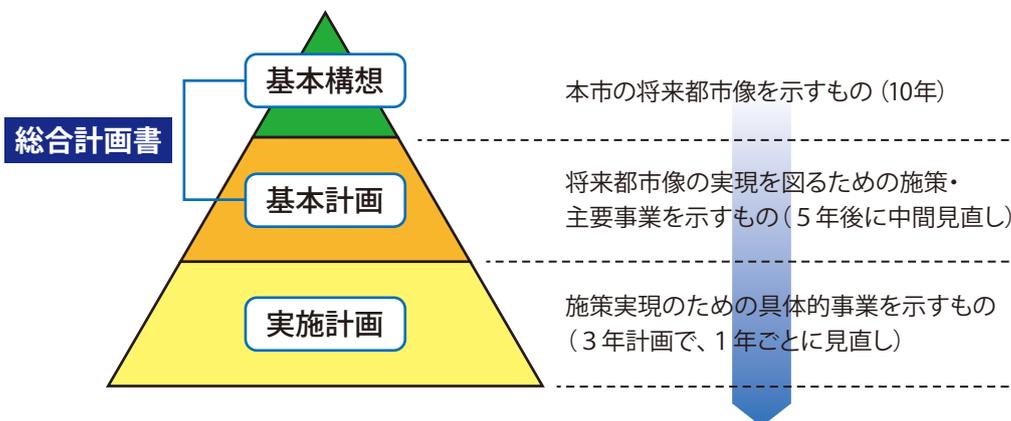
《協働とは》

「協働」とは、共通の目的を達成するために、互いが力を合わせて活動することを指します。市民と行政とが協働してまちづくりを進めていくうえでは、どちらかが主導するのではなく、互いが対等の立場、目線に立って責任と行動を分かちあうことが重要となります。なお、他に用いられる用語として、市民「参画」がありますが、これは、政策形成過程において市民の意見を反映することを指し、例として、計画策定の際に市民参画組織の一員として参加していただくことや、市政について意見を提出していただくことなどが挙げられます。

(2) 総合計画の構成

第4次八幡市総合計画は、下の図のように、基本構想、基本計画及び実施計画によって構成されています。

■総合計画の構成



(3) 基本構想

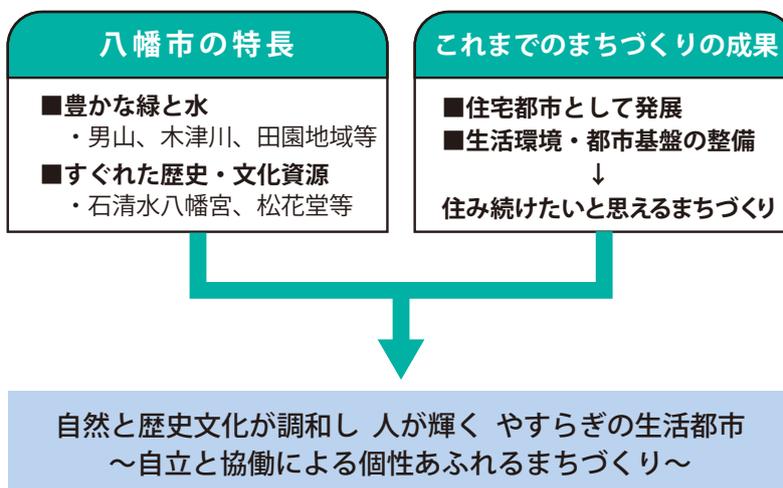
① 基本構想とは

基本構想は、本市のめざす将来都市像を示すとともに、まちづくりの進め方や人口規模、土地利用指針など、長期的な視点から将来都市像実現に向けた施策の基本的な方向性を明らかにするもので、基本計画及び実施計画の基礎となるものです。

② 将来都市像

基本構想では、八幡市の特長やこれまでのまちづくりの成果を踏まえ、将来都市像として「自然と歴史文化が調和し 人が輝く やすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」を定めています。

■将来都市像



③ まちづくりの基本目標

基本構想では、まちづくりを進めていくための基本目標を7つ定めています。これらの基本目標は、基本計画の骨格となる施策体系につながっており、各章のタイトルとなっています。

- (1) 人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち
—人権の尊重、市民協働—
- (2) 次代を担う人づくりを進め、文化芸術を守り育てるまち
—子育て、教育、文化芸術振興—
- (3) 豊かな自然を守り、循環型の社会づくりを進めるまち
—環境保全、土地利用—
- (4) だれもが明るく元気に暮らせるまち
—健康・福祉—
- (5) 人がつどい、活力あふれるまち
—産業振興、交通、道路、情報通信—
- (6) 安心して暮らせる安全で快適なまち
—安全・安心、都市整備—
- (7) 計画の実現に向けた取組や体制の強化
—計画の推進など—

④ まちづくりの進め方

第4次八幡市総合計画においては、次の3点を基本姿勢としてまちづくりを進めていくこととしています。

- (1) 自立と連携
中・長期的に自立・持続可能なまちづくりを、広域的な連携を図りながら進めていきます。
- (2) 公開と協働
市民、NPO等、事業者等、行政が互いのもつ資源や情報を積極的に公開し、協働でまちづくりを進めます。
- (3) 信頼と安心
本市にかかわる全ての人や団体との間に信頼の絆を築き、その信頼関係のもとで安心して暮らせるまちづくりを進めます。

(4) 基本計画とは

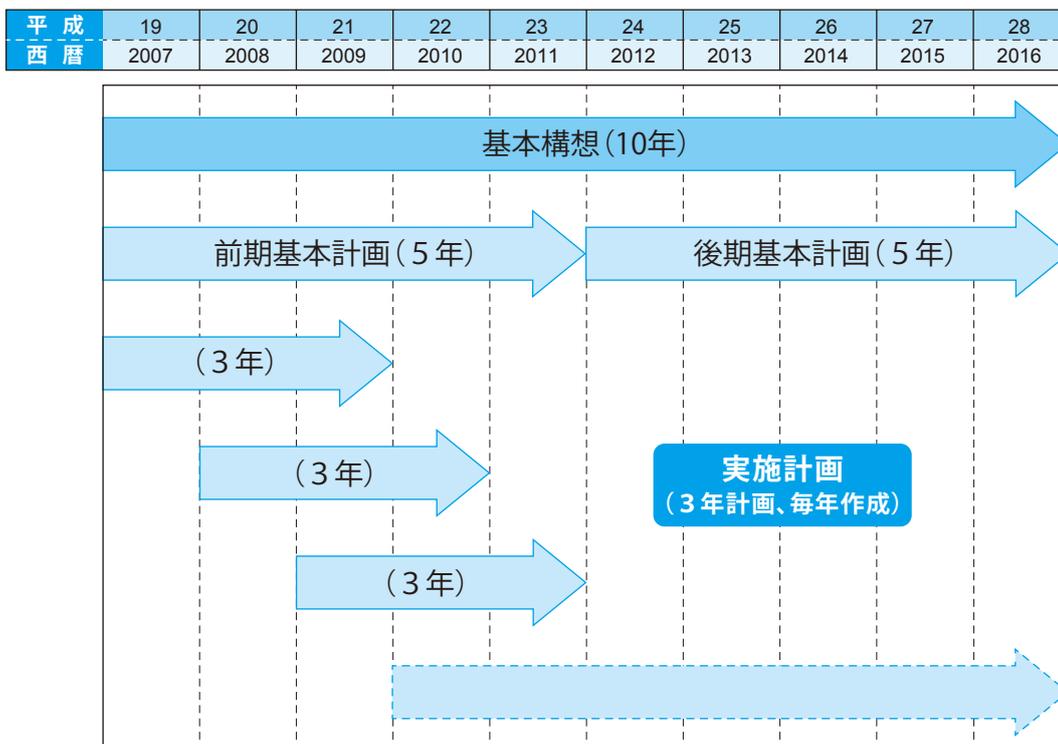
① 基本計画策定の目的

基本計画は、基本構想で掲げた将来都市像「自然と歴史文化が調和し 人が輝くやすらぎの生活都市 ～自立と協働による個性あふれるまちづくり～」を実現するために、優先的に取り組むべきリーディングプロジェクトや施策、主要事業を明確にし、それらを体系的に示すために策定するものです。

② 計画期間

計画期間は、平成19年度から平成28年度までの10年間です。このうち、平成19年度から平成23年度までの5年を前期基本計画とし、社会情勢の変化を踏まえた中間見直しを行ったうえで、平成24年度から平成28年度までを後期基本計画と位置付けています。

■ 総合計画の期間



(5) 実施計画とは

実施計画は、本計画書とは別に、施策実現のための具体的な事業や実施年度を明らかにするもので、各年度の予算編成や事務事業執行の具体的な指針となるものです。

2. 後期基本計画のポイント

今回策定した後期基本計画では、前期基本計画の見直し結果を踏まえ、わかりやすい計画となるよう、次のような変更を行っています。

(1) めざす姿の設定

部門別計画において、「人権・平和」や「地域コミュニティ」といった、施策テーマをまとめている各節について、前期基本計画における「基本方向」に代わり計画を進める中で実現したい「めざす姿」を設定しました。これにより、それぞれの分野において、この計画で何をめざそうとしているかを示し、最終的な目標を明確にしました。

(2) 成果指標の見直し

部門別計画において、各章のタイトルである7つのまちづくりの基本目標ごとに定めている成果指標を見直しました。前期基本計画の期間内に目標値を達成できた指標については、さらに高い目標値や、時代に即した新たな指標の設定を行っています。また、関連する事業が終了または変更となった指標や、現状を踏まえ変更の必要があると思われる指標などは、新たな指標の設定や、目標値の変更を行っています。

(3) その他記述内容の見直し

「現状」「取り組むべき課題」や「取組の内容」など、部門別計画における各節での具体的な記述について、前期基本計画中の取組の成果や現状を踏まえて見直しを行っています。ただし、「施策体系」については、計画の一貫性を保つ観点から基本的には前期基本計画を引き継ぎ、必要最低限の変更にとどめています。

3. 人口・世帯推計

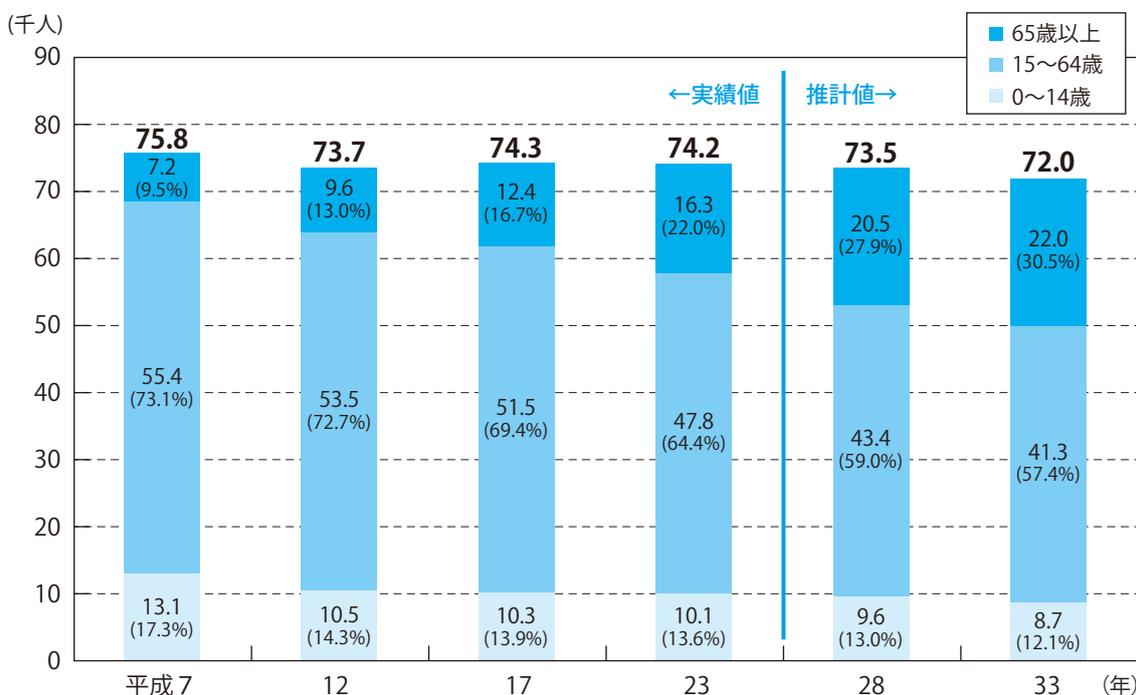
(1) 人口

後期基本計画の策定にあたり、本市の人口が将来的にどのように推移するかを推計しました。

本市の人口は、近年ほぼ横ばいの傾向で推移していましたが、今後は、少子高齢化の進行に伴う出生数の減少と死亡数の増加により、自然減による緩やかな人口減少が続いていくものと考えられます。

その結果、本市の人口は平成28年には7万3,500人程度となり、平成33年には7万2,000人程度となると見込まれます。

■八幡市の総人口・年齢三区分別人口の推移



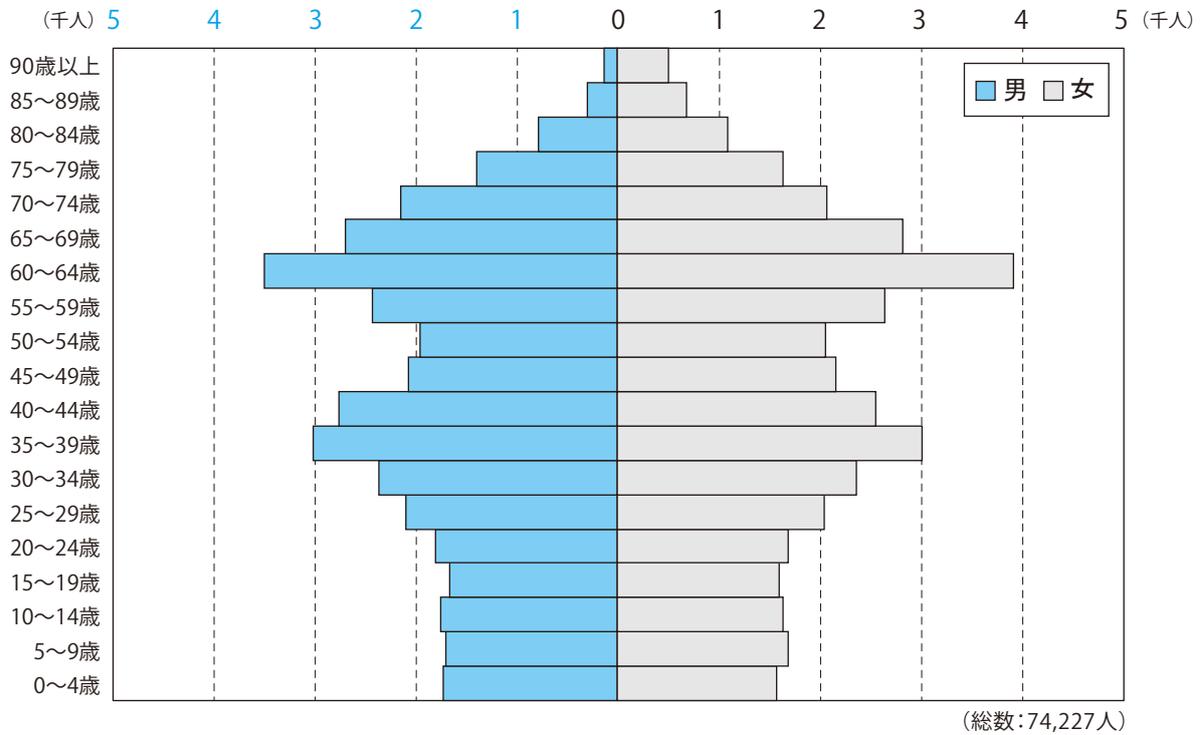
(注1) 四捨五入等の関係から、内訳と合計は必ずしも一致しない。

(注2) 実績値について平成7・12・17年は総務省「国勢調査報告」、23年は住民基本台帳及び外国人登録人口による。

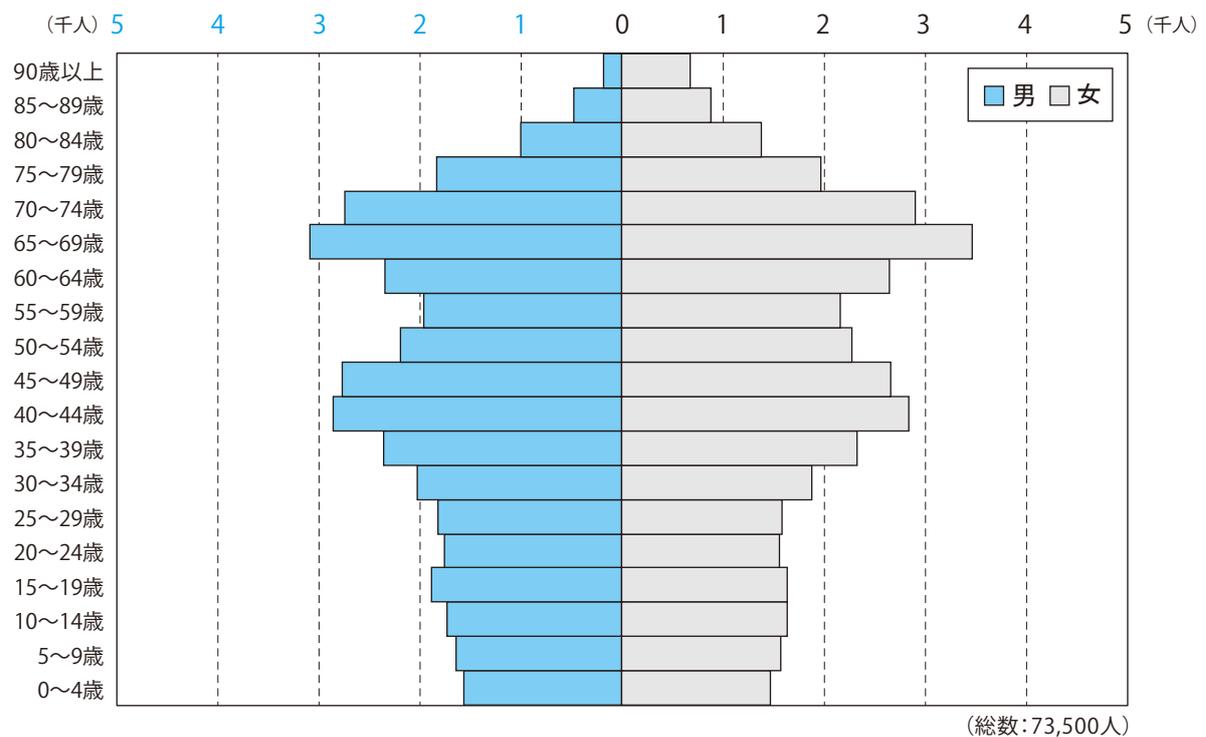
(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成24年1月推計）」『日本の都道府県別将来推計人口』（平成19年5月推計）、総務省「国勢調査報告」を基に推計。

■八幡市の年齢5歳階級別人口の推移

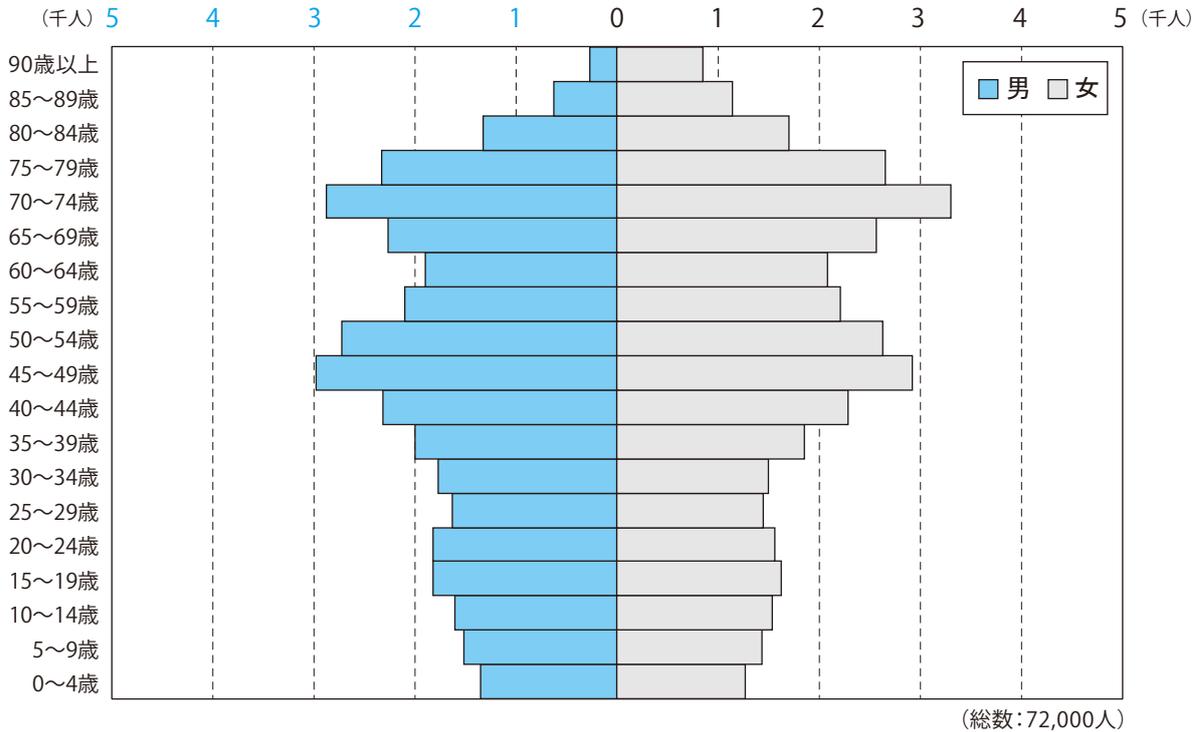
《平成23年：実績値》



《平成28年：推計値》



《平成33年：推計値》



(2) 世帯数

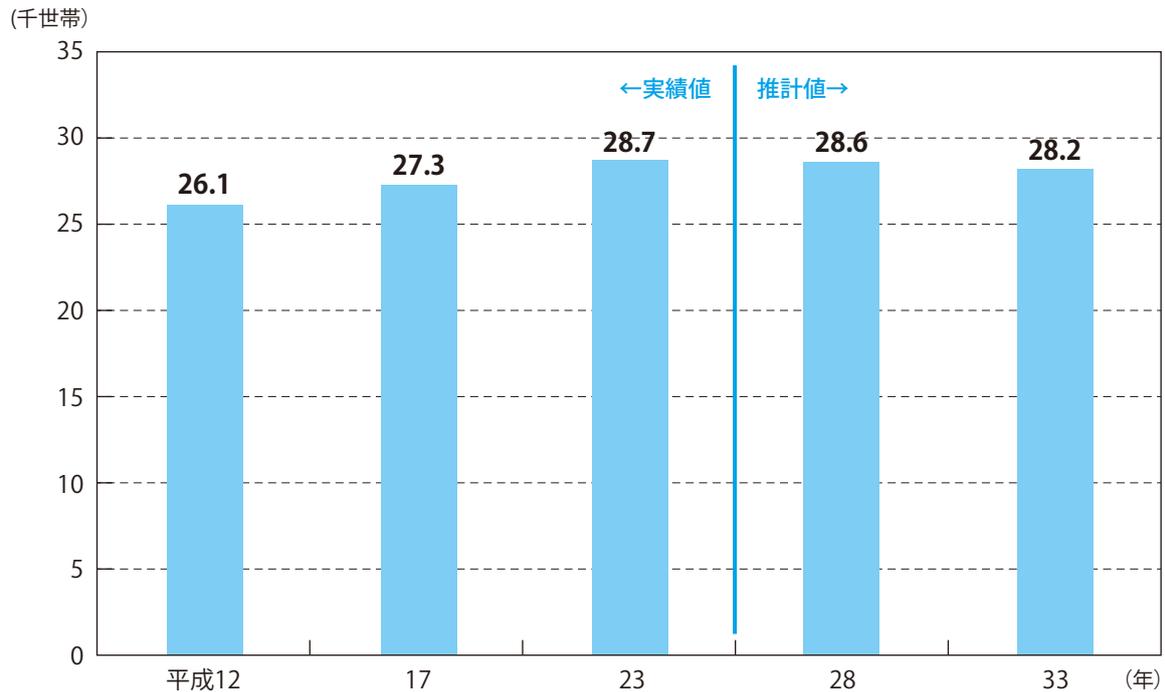
後期基本計画の策定にあたり、本市の世帯数が将来的にどのように推移するかを推計しました。

本市の世帯数は、人口が横ばいの中で、世帯人員の減少などにより、緩やかな増加傾向で推移してきました。今後は、自然減による緩やかな人口減少が続いていく中で、高齢化の進行に伴う高齢単身世帯数の増加などにより、一世帯あたりの世帯人員の減少は続いていくものと考えられます。

その結果、本市の世帯数は、平成28年には2万8,600世帯程度、平成33年には2万8,200世帯程度になると見込まれます。

また、高齢単身世帯数は、平成28年には3,000世帯を突破し、全世帯のおよそ1割を占めるようになると見込まれます。平成33年には3,600世帯程度になり、そのうちの半数は、75歳以上の方になるものと見込まれます。

■八幡市の世帯数の推移

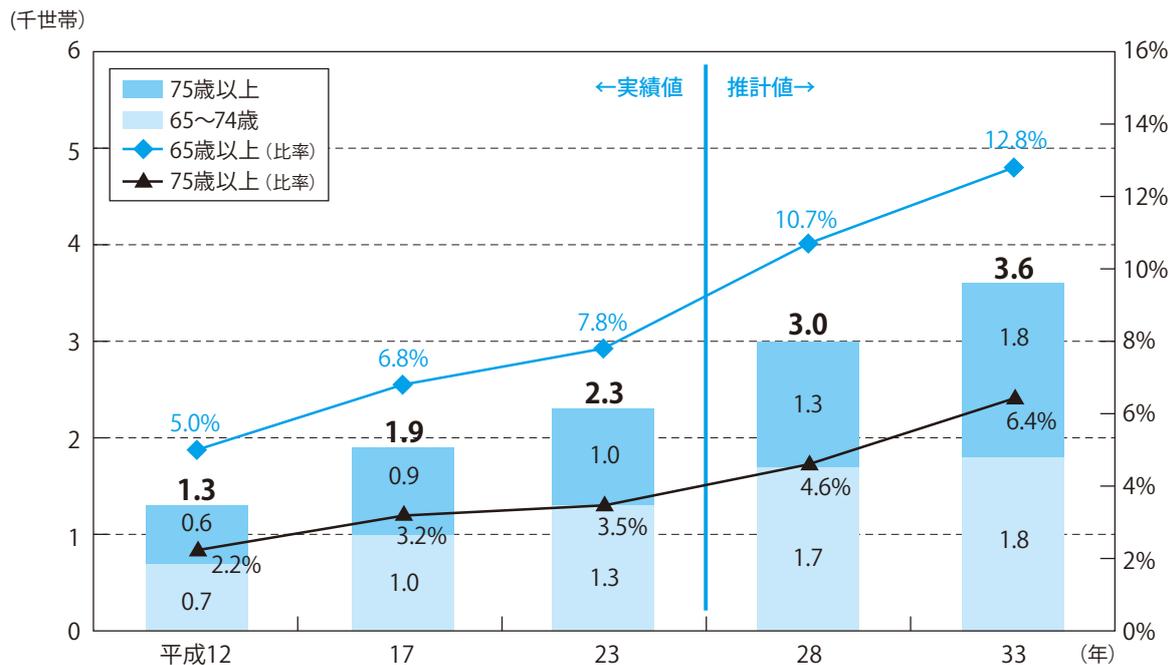


(注1) 四捨五入等の関係から、内訳と合計は必ずしも一致しない。

(注2) 実績値について平成12・17年は総務省「国勢調査報告」、23年は八幡市統計資料による。

(資料) 国立社会保障・人口問題研究所「『日本の世帯数の将来推計(都道府県別推計)』(2009年12月推計)」
総務省「国勢調査報告」を基に推計。

■八幡市の高齢単身世帯数・比率の推移



Ⅱ. リーディングプロジェクト

1. リーディングプロジェクトとは

リーディングプロジェクトとは、厳しい財政状況のなか、限られた財源を必要な施策に集中的に投下することにより、第4次八幡市総合計画におけるまちづくりの重点目標を明確にし、総合計画の成果を目に見える形で実現することをめざすものです。

2. 5つのリーディングプロジェクト

この基本計画では下記の5つをリーディングプロジェクトとしています。

(1) 市民協働推進プロジェクト

① めざす姿

■ 子どもから大人まで市民だれもが、学校や職場以外で、また世代を超えて、明日の八幡について仲間と語り合います。そして、行政とともに、これからも住み続けたいと思える「ふるさと八幡」に向けて、市民だれもがまちづくり活動や社会活動に参加し、交流の輪が広がっています。

② プロジェクトの背景とねらい

これからのまちづくりを進めていくためには、市民、NPO等、事業者等、行政が対等の立場に立って協働により取組を進めていくことが重要です。本市ではすでにNPO等や市民による自主的なまちづくり活動が行われていますが、その活動の拠点となる施設の整備が求められていました。そこで、学校再編整備に伴う跡地利用の一環として、既存施設を有効に活用して、市民参画、市民協働、市民活動の核となる拠点を形成します。

また、大規模な災害においては、公的対応だけでなく、市民一人ひとりの備えや地域コミュニティにおける助け合いの必要性が改めて認識されており、市民と一体となった防災対策向上などの取組が求められています。

③ 取組内容

- ・ 市民活動拠点の整備
- ・ 男女共同参画ルームの整備
- ・ 子育て支援センターの整備
- ・ 市民参画・協働を進めるための基本的な指針づくり
- ・ 市民協働による防災対策向上に向けた取組の充実



地域での防災訓練(美濃山地区)

(2) 放生川再生プロジェクト

① めざす姿

- 八幡市駅から安居橋までの石畳の道は、石清水八幡宮と放生川に囲まれ、訪れる人々にやすらぎを与えます。ここから松花堂庭園・美術館までの東高野街道は観光ルートとして、また市民の散策ルートとしてにぎわい、商店も活気にあふれています。
- 市民活動が契機となって清流を取り戻した放生川のほとりでは、観光客や市民が憩い、子どもたちも安心して水遊びができ、「環境自治体宣言のまち」のシンボルゾーンとなっています。

② プロジェクトの背景とねらい

放生川をはじめとする水辺環境や景観の整備は従来から市民の要望の多い事項でした。このプロジェクトが実現すれば子どもの水遊び場としても活用でき、市民のふれあいとやすらぎの場とすることができます。また、「石清水八幡宮→安居橋→東高野街道→松花堂庭園・美術館」とつづく観光ルートの形成にも寄与します。さらに、放生川では市民活動による河川清掃が行われており、このプロジェクトを通じて市民協働の先駆的な取組としていくことが可能です。このほか、八幡市駅の駅北整備との連動など、幅広い効果が期待できます。

③ 取組内容

- ・放生川の水の流れの確保とさまざまな形で水と親しむことのできる親水化の促進
- ・放生川及びその周辺地域の整備



放生川にかかる安居橋

(3) 住宅・住環境整備プロジェクト

① めざす姿

- 私たちの「ふるさと八幡」は、京都・大阪に隣接しながらも、先人たちの知恵と努力により多くの自然が残っています。この豊かな自然環境と共生しつつ、利便性の高い交通が確保された住宅地には、子どもからお年寄りまで幅広い世代の住民が快適な生活を送り、地域の商店もにぎわっています。
- 男山地域を中心とする集合住宅など個々の住居も、ユニバーサルデザインが進み、年齢やライフスタイルに応じ、安全・安心・快適な暮らしができるようになっています。

② プロジェクトの背景とねらい

本市はこれまで、京都・大阪という大都市に隣接しているという立地条件を活かして、住宅都市として発展してきました。男山団地は開発から約40年を経ており、快適な住宅・住環境を維持していくには、住宅の老朽化に対応していく必要があります。また、平成19年12月には都市再生機構から「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」が示され、男山団地は集約型再生とされました。そこで、ユニバーサルデザイン等の採用により高齢者等の福祉に対応した住宅・住環境の整備を進めるとともに、男山地域の再生に向け、関係機関への積極的な働きかけを行っていく必要があります。また、バスなど市内交通の利便性の向上、地域の商業の活性化等を視野に入れ、一体的な取組として進めます。

③ 取組内容

- ・ 八幡市住宅基本計画に基づく少子高齢化、ライフスタイルの変化等に対応した整備の推進
- ・ 都市再生機構（UR）による整備の促進
- ・ 市民との協働による住環境整備の推進



男山団地

(4) 組織間協働による人づくり・地域づくりプロジェクト

① めざす姿

■自分たちが通った、また子どもたちが通う学区は、地域コミュニティ活動を展開していくうえで基礎となる単位です。この学区を中心に、学校、地域、家庭、さらにはNPO、ボランティアが連携し、地域の特性を活かしながら、また定年退職者等の知識や経験を活かしながら、子どもたちの安全・安心を守り、高齢者や障がいのある人たちの生活を支援し、さらにはお祭りなど地域の伝統文化を守り育てる活動が活発に行われます。そして、行き交う人々が気軽にあいさつをし合えるような安心で明るい、活力ある地域が実現しています。

② プロジェクトの背景とねらい

お互いが信頼関係で結ばれ、ネットワークが形成された地域コミュニティは、そこに住む人々に安全や安心、生活の質の向上など豊かな生活をもたらしてくれます。

本市においては、学区を中心に地域特性を活かした自治組織活動が活発に展開されており、また、NPO等による活動も広がりを見せています。このプロジェクトにおいては、このようなコミュニティ活動をさらに活性化させ、各種団体相互の連携による事業効果の拡大を図り、組織間の協働により、防災防犯活動の展開など、より多様で厚みのある地域活動の推進を支援します。

また、団塊の世代など増加が予想される定年退職者等の社会参加を促進し、活

動の担い手として活躍できる環境を整備します。これらの活動を通じて、地域内の組織や個人がさまざまなネットワークを形成して協働による取組を進め、信頼関係で結ばれた安全・安心な地域づくりを進めます。

③ 取組内容

- ・ 地域コミュニティ活動の促進
- ・ NPO・ボランティア活動の促進
- ・ 自治組織団体、NPO、ボランティア、関係機関相互の連携強化及び交流の拡充
- ・ 公共施設の耐震化の推進
- ・ 自主防災組織の育成及び自主防犯活動の促進
- ・ 防災防犯情報の共有



耐震化の完了した学校施設(橋本小学校)



背割堤七夕まつりでの市内NPOによる竹細工教室

(5) 交流拠点整備プロジェクト

①めざす姿

■本市の多様な地域特性を活かしながら整備され、ネットワーク化された各地域では市内外の交流活動が活発化し、市民交流や観光が進むとともに、市全体としての一体感が生み出されています。

②プロジェクトの背景とねらい

豊かな自然と歴史・文化資源に恵まれた八幡地域・橋本地域、田園風景と工業団地が融和する東部地域、住宅地として多くの市民が生活を営む男山地域、竹林等の自然と調和しながら近代的な住宅が立ち並ぶ美濃山地域など、本市には多様な地域特性があります。これらの地域特性を活かした市域の均衡ある発展を図るためには、市民交流の促進と観光の振興をめざした交流拠点の整備が欠かせません。本プロジェクトでは三川合流部周辺、流れ橋周辺、八幡市駅周辺、橋本駅周辺、(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺等の整備事業といった関連事業と連携して、交流拠点の整備を進めます。

③ 取組内容

- ・ 広域集客交流拠点の整備促進
 - ・ 三川合流部周辺
 - ・ 男山周辺
 - ・ 松花堂周辺
 - ・ 流れ橋周辺
- ・ 生活交流拠点の整備推進
 - ・ 八幡市駅周辺
 - ・ 橋本駅周辺
 - ・ 男山の各地区センター周辺
 - ・ きんめい近隣公園周辺
- ・ 複合都市機能拠点の整備推進
 - ・ (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺
- ・ 水と緑のネットワークの整備推進



平成28年頃の(仮称)八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺
イメージ(新名神高速道路暫定供用時点)

第1章

人権を大切にし、みんなが力をあわせて まちづくりを進めるまち

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
自治組織率	67.8%	66.1%	70.0%
自治組織への加入率	—	72.0%	80.0%
NPO法人数	12 団体	21 団体	現状値より 高い数値
市民公募委員を選任している 審議会等の比率	—	73.7%	現状値より 高い比率
市民公募委員選任審議会等 における市民公募委員の比率	16.7%	15.6%	20.0%
設置要綱に基づく審議会等委 員への女性登用比率	32.5%	30.6%	35.0%

第1節 人権・平和

[めざす姿]

■一人ひとりの人権が一層尊重される社会に向けて、人権問題への認識を深めるための機会が提供され、市民の人権意識が高まっているとともに、情報化の進展に伴う新たな人権侵害への対策が進んでいることをめざします。また、平和に関する学習機会が充実し、市民主体の平和活動が盛んに行われていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

人権は、「人間の尊厳」に基づく固有の権利であり、いかなる関係においても尊重されるべきものであるとして、平成18年に、多様な人権問題の解決に向けた人権教育・啓発に係る施策を総合的・計画的に進めるための基本的指針である「八幡市人権のまちづくり推進計画」を策定し、さまざまな施策を推進してきました。さらに、平成22年度には八幡人権・交流センターの大規模改修によるバリアフリー化及び耐震補強を実施し、人権のまちづくりの拠点施設として位置づけ、人権教育・啓発に取り組んでいます。

同和問題については、国・京都府・市の連携のもと、住環境の整備など一定の成果を上げてきましたが、市民意識、教育、就労等の課題が残されています。また、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、疾病患者等の人権問題についても多くの課題があるほか、情報化の進展による新たな人権侵害も生じるようになっていきます。

今後は、市民一人ひとりが人権尊重に対する理解を深めるとともに、複雑多様化する人権問題に対応する体制を整えていく必要があります。

また、本市は京都府内の市町村ではじめて「非核平和都市宣言¹（昭和57年9月）」を行った自治体として、平和の尊さの啓発など平和施策を推進してきました。引き続き、関係団体と連携しながら、市民の平和意識の高揚を図る必要があります。

[施策体系]

1. 人権尊重の総合的・計画的な推進	(1) 人権教育・啓発の推進
	(2) 同和問題など人権問題解決への取組
	(3) 人権擁護の推進
2. 地域づくりの推進	(1) コミュニティ活動の促進
	(2) 人権交流センター活動の推進
3. 教育関係機関等との連携	(1) 各学校（園）と連携を図る取組の推進
	(2) 社会教育関係団体との連携・協力の推進
4. 非核平和都市宣言の推進	(1) 平和意識の啓発
	(2) 平和活動の促進

¹ 非核平和都市宣言：暮らしの原点である自治体が率先して、核兵器の廃絶と軍備の縮小を訴え、その輪を広く全国、ひいては全世界に広げていくために行った宣言。

[取組の内容]

1. 人権尊重の総合的・計画的な推進

(1) 人権教育・啓発の推進【重点】

・人権を大切にし、尊重しあう習慣が根付いた人権文化の確立をめざした取組を進めるとともに、多様な人権問題に関する教育・啓発を推進します。

(2) 同和問題など人権問題解決への取組

・関係機関等と連携し、多様な人権問題解決に向けて基本的人権を尊重する意識の高揚を図るための活動を推進します。

(3) 人権擁護の推進

・人権擁護委員や人権擁護機関及び関係機関と連携し、人権相談の充実を図るとともに、人権啓発や人権擁護活動を進めます。

2. 地域づくりの推進

(1) コミュニティ活動の促進

・地域住民の主体的な取組による多様なコミュニティ活動を促進します。

(2) 人権交流センター活動の推進

・人権のまちづくりの拠点施設として、各種相談業務を行うとともに、地域交流の拡大に向けて、教育や福祉、文化・スポーツ等の利用にも対応します。

3. 教育関係機関等との連携

(1) 各学校（園）と連携を図る取組の推進

・各学校（園）と連携し、学校（園）ぐるみの人権教育・啓発活動を進めます。

(2) 社会教育関係団体との連携・協力の推進

・社会教育関係団体と連携・協力し、人権学習活動を推進します。

4. 非核平和都市宣言の推進

(1) 平和意識の啓発【重点】

・「非核平和都市宣言」の精神を踏まえ、関係団体と連携し、平和意識啓発の充実を図るとともに平和に関する学習機会や情報の提供に努めます。

(2) 平和活動の促進

・市民主体の平和活動を促進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・家庭や地域における人権・平和意識の高揚
NPO等	・人権・平和に関する事業運営への参画
事業者等	・事業所における人権・平和意識の高揚

第1章

人権を大切にし、みんなが力をあわせてまちづくりを進めるまち



八幡人権・交流センター



市民から寄せらせた平和の折り鶴



市内中学生による平和大使

第2節 地域コミュニティ

[めざす姿]

- 自治組織団体・小学校区・中学校区におけるコミュニティ活動が盛んに行われ、地域住民どうしの交流が活性化し、互いに助け合える環境がつけられていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市には、49の自治組織団体があり、自主防災組織²・学区福祉委員会³の設立やごみの分別・交通マナーの啓発、さらには児童の登下校時の安全パトロール、年末の夜間警戒、夏・秋祭りなど、活発な活動が行われています。少子高齢化の進行や市民の地域意識の希薄化など、コミュニティ活動を取り巻く環境には厳しい側面も見られますが、東日本大震災の発生を契機に、コミュニティの重要性が改めて認識されています。

これまで本市では、コミュニティ活動を充実させるため、自治組織が自主的に管理するコミュニティ施設の整備、地域住民の交流の促進及び市民参加の市政をより一層推進することに対し、財政的支援を実施してきました。

今後、活発なコミュニティ活動を維持するために、定年退職者の自治組織団体活動への参加促進など、地域で活躍する人材を育成していく必要があります。また、自主防災組織の訓練など、コミュニティ活動の高度化を進めていくことや、自治組織団体への加入促進及び自治組織未組織地区での組織化を進めていくことも必要です。

[施策体系]

1. 自治意識の醸成	(1) 自治意識の醸成
2. コミュニティ活動の促進	(1) コミュニティ活動の促進
3. コミュニティ施設の整備	(1) コミュニティ施設の整備

[取組の内容]

1. 自治意識の醸成

(1) 自治意識の醸成【重点】

- ・自治組織団体への加入及び自治組織未組織地区の組織化を促進するとともに、情報提供等により市民の自治意識の醸成を図ります。

2 自主防災組織：災害に対して、地域ぐるみで防災への取組や日常的な訓練、緊急時の対応を図ろうとする市民組織。

3 学区福祉委員会：小学校区を単位として、要援護者の早期発見やニーズの把握、見守り・助け合い運動など地域福祉活動を主体的に進めるため設置された組織。

2. コミュニティ活動の促進

(1) コミュニティ活動の促進【重点】

- ・ 市内連携組織による取組を推進し、コミュニティ活動の促進を図ります。
- ・ 地域特性を活かした校区単位や自治組織団体単位でのコミュニティ活動をはじめ、学区福祉委員会や自主防災組織の活動を促進するとともに、それらの活動を担うリーダーの養成を進めます。
- ・ 自治組織団体や各種団体との連携及び研修や交流の機会を拡充し、定年退職者をはじめとする地域の人々のコミュニティ活動参加を促進します。

3. コミュニティ施設の整備

(1) コミュニティ施設の整備

- ・ 自治組織団体が管理運営しているコミュニティ施設の改修・更新等に財政的支援をします。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ施設の運営管理 ・ コミュニティ活動への積極的参加 ・ 自治組織の未組織地区の組織化
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティ活動を担う人材の育成
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域活動への積極的な参加・協力



安全・安心のまちづくりパレード(有都地区)



自治組織団体での夏祭り

第3節 市民協働

[めざす姿]

- 市民、NPO等、事業者等、行政が対等の立場で協働しながらまちづくりを進めるために必要な制度や環境の整備が進み、担い手となる組織や人材が育っていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、これまで指針に基づき、審議会等委員の市民公募やその会議の公開、パブリックコメント⁴の募集、市政への提案等を随時受け付ける取組や、市内各種関係団体等との意見交換、市の事業・取組を直接市民に説明する取組を実施してきました。また、市ホームページシステムの更新や市民活動情報サイトの開設、官民協働による行政ガイド「やわた事典」の発行など、広報活動の充実を図ってきました。

今後、これまで以上に市民、NPO等、事業者等との協働を進めるため、市民の意見を政策へ反映させる取組の継続や市民参画・協働に関する基本的な指針の策定、市民活動拠点の整備、人材の育成等を進めていく必要があります。

また、行政情報や市政の動き、市の話題等を提供するとともに、市政への理解と関心を深めてもらえる広報広聴活動の取組や、個人情報保護に留意した行政情報の保管・保存システムの的確な運用を行い、情報公開制度を推進する必要があります。

[施策体系]

1. 市民参画の推進	(1) 選挙啓発の推進
	(2) 政策形成過程での市民参画の推進
2. 市民協働の推進	(1) 政策実行段階での市民協働の推進
	(2) 市民協働に向けた人材・組織の育成
3. 市民協働に向けた基盤の整備	(1) 広報広聴活動の充実
	(2) 情報公開制度の推進
	(3) 個人情報の保護

[取組の内容]

1. 市民参画の推進

(1) 選挙啓発の推進

- ・市民参画の基礎となる選挙への参加を促進します。

(2) 政策形成過程での市民参画の推進

- ・審議会等委員の市民公募を継続し、拡充を図ります。
- ・パブリックコメントの募集をはじめとする市民の意見を政策へ反映する取組について、内容の充実を図ります。
- ・市民参画・協働を進めるための基本的な指針づくりを進めます。

4 **パブリックコメント**：行政が政策や計画等を立案するにあたり募集する住民意見。

2. 市民協働の推進

(1) 政策実行段階での市民協働の推進【重点】

- ・市民参画・協働を進めるための基本的な指針づくりを進めます。

(2) 市民協働に向けた人材・組織の育成【重点】

- ・市民活動のための拠点となる施設の整備とその運用について検討を進めます。
- ・定年退職者等の経験や技能を活かした担い手の育成に努めます。
- ・庁内連携組織による取組を推進し、市民協働に向けた取組を推進します。
- ・市内NPO等の活動が周知されるよう取組を進めます。

3. 市民協働に向けた基盤の整備

(1) 広報広聴活動の充実

- ・見やすく利用しやすい広報紙・ホームページにより、行政情報を的確に提供するとともに市政への提案等を随時受け付ける取組を充実します。

(2) 情報公開制度の推進

- ・情報公開制度の推進により、説明責任を果たす公平公正な市政を推進します。

(3) 個人情報保護

- ・行政が取り扱う個人情報を厳重かつ適切に保護します。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・行政との協働による具体的なプログラムの実施 ・審議会等委員として参画 ・市政に対する関心の向上 ・市政に対する積極的な提案
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・協働の具体的な取組を通じた市民・行政との信頼関係の構築 ・拠点施設の整備・運用に向けた連携
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・審議会等委員として参画 ・協働によるまちづくりへの参画

<NPOとは>

Non-Profit Organization（特定非営利活動法人）の略であり、非営利で政府（行政）とは独立して社会的活動を行う団体を指す。行政の担う社会的役割の一部を非営利で行うことから、市民協働を推進するうえで重要な意義を有する。

平成24年3月末現在の市内NPO数は21団体であり、その活動分野は、保健・医療など福祉分野から、人権擁護、教育、環境保全、農業、まちづくりの推進など多岐にわたる。



官民協働による「やわた事典」



総合計画検討懇談会

第4節 男女共同参画

[めざす姿]

- 性別にかかわらず個性と能力が十分に発揮される男女共同参画社会の実現に向け、社会的な意思決定の場における女性の進出が進んでいるとともに、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）が取れた環境の整備が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を目指して、平成11年に「男女共同参画社会基本法」が制定されました。

本市では、男女共同参画社会の実現に向けた基本的な考え方として平成21年に制定した「八幡市男女共同参画推進条例」に基づき、総合的・計画的な施策を推進するための基本的な計画である「八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅱ」を平成23年に策定し、施設や制度を整えてきました。また、八幡人権・交流センターにおいては、女性の社会的地位の向上及び社会参加促進等の拠点として、平成21年に女性ルームを開設しました。平成23年度からは、各種相談とあわせ、常時利用可能となっています。さらに、平成22年度からはフェミニストカウンセラー⁵による女性専門相談を加え、相談体制の充実や啓発事業等に継続的に取り組んでいます。

今後は、施設の有効活用を図り、市の管理職や審議会等委員への女性の登用を拡充するとともに、社会的な意思決定の場への女性の積極登用の促進や、配偶者や恋人等による暴力被害から守る取組、仕事と生活の調和が取れた職場環境づくりを進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 男女共同参画の推進	(1) 総合的な施策の推進
	(2) 男女共同参画の意識高揚
	(3) 男女の人権の尊重
2. 男女の社会参画の促進	(1) 女性登用の推進
	(2) 自主的活動の促進
	(3) 雇用機会の均等と仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の促進

5 フェミニストカウンセラー：「女性が抱える心理的な問題の背景には、性別役割の強制など社会的問題がある」という視点に基づいてカウンセリングを行う、民間団体の認定資格を持った女性の専門相談員。

[取組の内容]

1. 男女共同参画の推進

(1) 総合的な施策の推進【重点】

・「八幡市男女共同参画プランるーぷ計画Ⅱ」に基づき、総合的・計画的に施策を推進します。

(2) 男女共同参画の意識高揚

・男女共同参画の視点に立って、性別による役割分担意識の解消や慣習・慣行の見直しが進むよう、学習機会の充実等を通じた意識高揚を図ります。

(3) 男女の人権の尊重

・配偶者や恋人等からの暴力を許さず、被害者が適切に保護される環境づくりを進めます。

・母性保護など性差を考慮した健康支援・福祉サービスの充実を図ります。

2. 男女の社会参画の促進

(1) 女性登用の推進

・市の管理職や審議会等委員への女性の登用を拡充するとともに、社会的な意思決定等の場における男女共同参画を進めます。

(2) 自主的活動の促進

・女性ルームの活用促進を図るとともに男女共同参画に関する自主的活動を促進します。

(3) 雇用機会の均等と仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の促進

・企業への啓発により、雇用や昇進等における男女の機会均等を促進します。

・男女がともに働きながら家庭・地域生活に十分な時間を割けるよう、働き方や職場環境の見直しの促進及び子育て支援の充実を図ります。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・女性の社会参加・参画
NPO等	・女性団体どうしのネットワークの形成やリーダーの育成
事業者等	・積極的改善措置（ポジティブ・アクション） ⁶ の導入 ・女性が働きやすい職場環境や制度の充実



女性ルーム(八幡人権・交流センター内)

6 積極的改善措置（ポジティブアクション）：過去に形成された社会的・構造的な男女間格差を解消するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し特別な機会を提供することなどにより、実質的な機会均等の確保を図る措置。

第5節 国際理解

[めざす姿]

- 友好都市等との交流や市内在住の外国人との交流が進むことにより、市民の国際感覚が高まり、多文化理解が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、アメリカのマイラン村・中国の宝鶏市と友好都市協定を結び、スポーツや文化など市民レベルでの国際交流を促進してきました。また、市内在住の外国人が増加しており、生涯学習活動や交流会等を通じて相互理解を深めてきました。

今後は、市民レベルでの国際交流を引き続き促進するとともに、多文化理解を促進し、市内在住外国人が地域社会の一員として、互いに安心して暮らせる環境づくりを進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 市民レベルでの国際交流の促進	(1) 友好都市等との交流の促進
2. 国際理解の促進	(1) 多文化理解の促進
	(2) 受け入れ体制の充実

[取組の内容]

1. 市民レベルでの国際交流の促進

(1) 友好都市等との交流の促進

- ・スポーツ・文化活動等を通じて市民主体の国際交流を促進します。

2. 国際理解の促進

(1) 多文化理解の促進【重点】

- ・学校教育における国際理解教育の推進や、多文化交流の機会づくりを通じて、多文化理解を促進します。

(2) 受け入れ体制の充実

- ・帰国子女の学校等への受け入れ体制や、市内在住外国人の地域社会への受け入れ体制の充実を図ります。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・市民主体による友好都市交流 ・ホームステイ受け入れへの協力
NPO等	・多文化交流を促進する取組の実施
事業者等	・外国人労働者の適正雇用

友好都市の概要

友好都市名	友好都市の概要
アメリカ合衆国マイラン村	オハイオ州にあり、昭和61（1986）年8月12日に友好都市協定を結びました。
中華人民共和国宝鶏市	陝西省にあり、平成4（1992）年11月2日に友好都市協定を結びました。

（資料）市民協働推進課



マイラン村に残るトーマス・アルバ・エジソンの生家



宝鶏市からの表敬訪問



背割堤七夕まつりでのマイラン村・宝鶏市から届けられた短冊



第2章

次代を担う人づくりを進め、 文化芸術を守り育てるまち

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
保育園の待機児童率	0.4%	*0.0%	0.0%
子育て支援センター事業の参加人数	5,309人/年	15,887人/年	17,700人/年
京都府小学校学力診断テスト結果 (6年生正答率)	—	国語 府平均以下 差 5%以内 算数 府平均以下 差 3%以内	府平均を上回る
京都府中学校学力診断テスト結果 (2年生正答率)	—	国語 府平均以下 差3%以内 数学 府平均以下 差3%以内 英語 府平均以下 差5%以内	府平均を上回る
市内不登校児童出現率 (小学校)	八幡市0.39% 全国平均 (H17~H22) 0.32%~0.34%	八幡市0.33%	0.3%を下回る 比率
市内不登校生徒出現率 (中学校)	八幡市4.12% 全国平均 (H17~H22) 2.74%~2.91%	八幡市3.52%	2.7%を下回る 比率
八幡市民スポーツ公園利用者数	140,419人/年	143,150人/年	145,000人/年
八幡市文化センター利用者数	147,917人/年	165,208人/年	170,000人/年

※については、平成24年4月1日実績

第1節 保育・幼稚園

[めざす姿]

- すべての子どもがいきいきと活動でき、親が子育てに喜びを感じ、希望が持てるよう、地域におけるさまざまな機関が連携するなかで、子育て環境及び保育・教育内容が充実していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

都市化・核家族化の進行や女性の就業率が高まるなかで、地域内での交流関係の希薄化、家庭の孤立化など、子育てと子どもを取り巻く環境が変化しています。本市では、子どもが豊かに育つ環境づくりと子育て家庭を地域全体で支援していくことを総合的かつ計画的に推進するための計画として、平成22年3月に「八幡市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を策定し、計画に基づいた環境整備を進めています。

子育て支援については、平成21年4月から子育て支援センターを指月児童センター内での常時開館へと拡充し、平成22年10月からは同児童センターにおいて、ファミリーサポートセンター¹を開設しました。

保育園においては、引き続き待機児童を出さないよう努めるとともに、平成19年4月に実施したくすのき保育園の民営化をはじめ、効率的な保育園運営を進めています。また、平成21年4月には、欽明台、美濃山地区における保育需要に対応するため、私立山鳩第二保育園が開設されました。

幼稚園においては、家庭での子育て・教育機能の低下を心配する声に応え、社会生活上のルールや道徳性を身につけるための幼児教育に取り組んでおり、平成23年度からは預かり保育を拡充し、夏季預かり保育を全園で実施しています。また、その一環として、幼稚園施設については、耐震化を含めた計画的な改修を進めています。

小学校との連携においては、入学後の生活習慣や学習習慣の変化に対応できるように、保育園・幼稚園の園児が小学校教育の体験をする「もうすぐ一年生体験入学」を実施しました。

今後は、子育て世帯の多様な働き方に対応し、保育園での保育内容の更なる充実に努めるとともに、子育てに不安や負担を感じている保護者のニーズに対応できる子育て環境の充実に努めていく必要があります。また、幼児期にふさわしい生活が送れるように、幼児の特性を踏まえ、幼児の生活経験や心身の発達に配慮するとともに、遊びや集団生活のなかで、人間形成の基礎を培っていく幼児教育を推進していく必要があります。

¹ **ファミリーサポートセンター**：地域において育児の援助を受けたい会員（利用会員）と育児の援助を行う会員（サポート会員）がお互いに助け合う有償ボランティアの会員組織。

[施策体系]

1. 子育て支援の充実	(1)「八幡市次世代育成支援行動計画」の推進
	(2) 子育て環境の充実
2. 保育園・幼稚園の運営	(1) 保育園の運営
	(2) 幼稚園教育の推進
	(3) 保育内容・教育内容の充実

[取組の内容]

1. 子育て支援の充実

(1)「八幡市次世代育成支援行動計画」の推進

- ・「八幡市次世代育成支援行動計画（後期計画）」に基づいて、子育て環境の整備を推進します。

(2) 子育て環境の充実【重点】

- ・子育て支援センター事業の拡充をはじめ、各関係機関の相談機能や情報提供の充実を通じて子育ての不安や負担の軽減を図ります。
- ・家庭や関係機関との連携を強化し、地域ぐるみでの子育てを支援します。
- ・地域の実情に応じた子育て支援施設の新設を検討します。

2. 保育園・幼稚園の運営

(1) 保育園の運営

- ・適正人員での保育実施等の効率的な公立保育園運営に努めるため、施設の統廃合について検討します。また、私立保育園の振興を図ります。
- ・八幡市全体として待機児童が出ないように努めます。

(2) 幼稚園教育の推進

- ・効率的な公立幼稚園運営に努めるとともに、私立幼稚園への就園助成を行います。
- ・幼児の特性を踏まえた幼児教育を推進します。

(3) 保育内容・教育内容の充実【重点】

- ・保育園・幼稚園による共同研修を実施するとともに、小学校との連携を強化します。
- ・園児と高齢者とのふれあいなど多世代交流を推進します。
- ・多様化するニーズに対応し、一時預かり事業²など保育内容の充実を進めます。
- ・保育・教育施設を耐震化も含め計画的に整備します。
- ・子ども・子育て新システム³を注視するなかで、幼保一体化⁴を検討します。

2 一時預かり事業：保護者の疾病、冠婚葬祭、育児疲れ等により、一時的に保育が必要となった児童を保育園で預かる一時保育事業。

3 子ども・子育て新システム：保育園と幼稚園を一体化する「こども園」構想など、子育てを社会全体で支援する新しい枠組み。政府は平成25年度のスタートをめざしている。

4 幼保一体化：幼稚園・保育園の運営基準・職員資格・所管庁などを一元化し、教育水準の均等化とサービスの効率化をめざす政策。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・家庭教育の充実 ・地域における幼児の見守りや子育て世帯への支援
NPO等	・子育てに関する情報発信
事業者等	・子育て支援につながる取組の充実

公私立保育・幼稚園園児数の推移

【保育園】

(単位：人)

区分	年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
		市立	580	566	545	507
私立		879	838	867	909	922
総数		1,459	1,404	1,412	1,416	1,423

【幼稚園】

(単位：人)

区分	年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
		市立	599	575	569	549
私立		888	899	873	832	808
総数		1,487	1,474	1,442	1,381	1,373

(注) 保育園は各年4月1日現在、幼稚園は各年5月1日現在。

(資料) 保育・幼稚園課



子育て支援センター事業 ひよこサロン



保育園祖父母参観(わかたけ保育園)

第2節 児童・母子・父子福祉

[めざす姿]

- 次代を担う児童が心身ともに健全に育成される環境の実現に向けて、関係機関の相互連携が強化され、相談・支援体制が充実していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

少子化や核家族化の進行とともに女性の社会進出が増加するなか、次代を担う児童を心身ともに健やかに育成する環境づくりが求められています。

これまで、本市では、家庭児童相談室の運営において、相談員を増員し子育て家庭への相談・支援体制の充実や各種支援制度の充実を図るとともに、保護者等の就労支援と児童の安全な居場所づくりとして、児童センターや、放課後児童健全育成施設の施設整備及び開設時間の延長等の事業内容の拡充に努めてきました。

近年、全国的に身体的・心理的・性的虐待や育児放棄等の児童虐待が深刻化しており、本市では関係機関で構成する「八幡市要保護児童対策地域協議会」を設置し、早期発見・未然防止のための連携を図り、虐待防止の啓発活動を進めてきました。

今後は、児童虐待については関係機関等とのネットワークの強化を図り、発生予防・未然防止に努めるとともに適切な相談・支援体制の整備が必要です。また、児童センターや放課後児童健全育成施設等を利用する児童の安全対策や、施設の整備・改修及び効率的・効果的な運営に努める必要があります。さらに、ひとり親家庭においては、経済的事情等により、家庭での子育て機能に差がみられるため、相談体制や就労支援など総合的なサポートにより、生活の安定化と経済的自立の支援を推進する必要があります。

[施策体系]

1. 児童福祉の充実	(1) 相談・支援体制の充実
	(2) 支援施策の充実
	(3) 児童の健全育成
2. 母子・父子福祉の充実	(1) 相談・支援体制の充実
	(2) 生活援助制度の充実
	(3) 母子福祉団体の育成

[取組の内容]

1. 児童福祉の充実

(1) 相談・支援体制の充実【重点】

- ・家庭児童相談室を中心とした相談指導体制の充実を図ります。
- ・「八幡市要保護児童対策地域協議会」において関係機関と連携し、児童虐待の早期発見・未然防止のため、個別事案ごとの、細やかで適切な対応に努めます。

(2) 支援施策の充実

- ・家庭における児童の健全育成や障がいのある児童の健全育成のための支援施策の充実を図ります。
- ・経済的理由により入院助産を受けることができない妊産婦への助産費の助成を進めます。

(3) 児童の健全育成【重点】

- ・「児童の権利に関する条約⁵」等に定める児童の権利の意識啓発を進めます。
- ・児童センターの改修や放課後児童健全育成施設の整備を進め、安全対策及び効果的・効果的な運営を図るとともに、生活や遊びを通じた児童の健全育成を推進します。
- ・児童と高齢者とのふれあい交流など異世代交流の機会づくりを進めます。

2. 母子・父子福祉の充実

(1) 相談・支援体制の充実【重点】

- ・ひとり親家庭や寡婦の自立に必要な情報提供や指導、職業能力の向上等の支援を行う相談活動を推進します。
- ・ひとり親家庭等に関する施策全般についての啓発や相談指導、母子福祉団体等への育成援助を行う母子福祉推進員への助成を進めます。

(2) 生活援助制度の充実

- ・入所による自立支援が必要な母子の施設入所など、自立に向けた支援を進めます。
- ・母子家庭自立支援給付金事業による就労支援等により、母子家庭の自立促進を図ります。
- ・ひとり親家庭への一時的な生活援助や保育サービスを担当する家庭生活支援員の派遣を促進します。

(3) 母子福祉団体の育成

- ・母子家庭及び寡婦の福祉の増進を図る活動を行う団体への支援を推進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育の充実 ・児童虐待防止など、地域での児童の健全育成に向けた連携
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止など、地域での児童の健全育成に向けた連携
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・児童虐待防止など、地域での児童の健全育成に向けた連携 ・ひとり親家庭にとって働きやすい職場環境づくり

5 児童の権利に関する条約：児童の人権の尊重の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定した条約。平成元年に国連総会で採択された国際条約で、日本では平成6年から効力が発生した。児童を「保護の対象」としてではなく、「権利の主体」としている点が特色。

家庭児童相談室の取扱状況の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
相談件数	3,164	2,483	3,819	6,660	7,917

(資料) 子育て支援課



民生児童委員による児童虐待未然防止啓発活動



指月児童センター

第3節 学校教育

[めざす姿]

■家庭・地域と連携した開かれた学校づくりや学校施設の整備が進み、子どもが楽しく学校に通うなかで、確かな学力、豊かな人間性、健康な体力など「主体的に生きる力としての人間力」が育成される学校教育が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、魅力ある学校づくりをめざして、学校評価結果や情報の積極的な提供に努めるなど、家庭や地域社会に開かれた学校づくりを推進してきました。少子化が進むなかで、学校規模や配置の適正化及びよりよい教育環境の整備に向け、「八幡市学校再編整備計画」に基づいて平成18年度より学校再編を進め、平成22年度に、1中学校区あたり2小学校区の編成となる再編整備が完了しました。また、「学校ユニバーサルデザイン化構想⁶」を推進し、耐震化計画に基づき小中学校施設の耐震補強整備を平成22年度に完了させました。耐震化完了後も大規模改修等を計画的に実施し、安心して通うことのできる学校づくりを推進していく必要があります。

教育相談事業及び不登校対策については、各学校での指導に加え、平成24年4月に教育支援センターを設立し、今までの適応指導教室や自立支援教室の成果を踏まえて、総合的に支援を行う体制を整備しました。引き続き適切な支援・対応により、児童・生徒の学校への早期復帰に努めていく必要があります。

高等教育及び特別支援教育⁷においては、平成19年4月に市内の2高等学校が統合され、京都府立京都八幡高等学校が開校し、同校の南キャンパス内には、平成22年4月に京都府立八幡支援学校が開校され、中高連携教育や小中学校への特別支援教育支援員の配置等を実施してきました。

学校図書館については、小学校では全校に専任の図書館司書を配置し、中学校では2校あたり1人を配置し、読書傾向の把握や図書の充実と併せて充実を図ってきました。

今後とも、学校教育においては、一人ひとりの個性や考えを尊重し、お互いに認め合いながら、ともに学べる安全・安心の学校運営を推進する必要があります。そのためには、家庭、学校、地域、行政のそれぞれが役割を再認識し、十分な連携を図ることが重要です。

また、学校教育環境を充実させるとともに、地域の特性や地域の力を学校づくりに活かすことができるよう、地域との連携をより深めるなど、教育コミュニティづくりを推進する必要があります。さらに、「学校ユニバーサルデザイン化構想」の取組を一層進めていく必要があります。

6 **学校ユニバーサルデザイン化構想**：市民から学校が信頼され、子どもたちが安心して通うことのできる、楽しく魅力ある学校づくりのため、あらゆる人が安心して快適に生活できる社会の実現をめざした「ユニバーサルデザイン」を基本理念として、「かたち（体制・仕組）」と「きもち（発想・意識）」を変え、子どもたちの夢と志を育む教育の実現をめざした構想。

7 **特別支援教育**：平成19年4月に施行された改正学校教育基本法により、障がいのある子どもたちが自立し、社会参加するために必要な力を培うため、子ども一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その可能性を最大限に伸ばし、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【施策体系】

1. 学校ユニバーサルデザイン化構想の推進	(1) 学力向上と個性を活かす教育の推進
	(2) 豊かな人間性を育む教育の推進
	(3) 社会の変化に対応する教育の推進
	(4) 教育コミュニティづくりの推進
	(5) 教育指導体制の充実
2. 学校施設・教育環境の充実	(1) 教育環境の充実
	(2) 学校施設の大規模改修計画の推進
3. 教育支援センターの運営	(1) 不登校対策の充実
	(2) 教育相談事業の充実
	(3) 特別支援教育の充実
4. 一貫性・連続性に配慮した教育の推進	(1) 小中一貫教育の推進
	(2) 保幼小及び中高連携の推進

【取組の内容】

1. 学校ユニバーサルデザイン化構想の推進

(1) 学力向上と個性を活かす教育の推進【重点】

- ・“京都府一番”を目標として、学力向上に向けた取組を計画的に進めるとともに、児童・生徒、保護者らの満足度の向上を図ります。
- ・少人数教育による個に応じた教育を推進するとともに、子どもが自らの可能性に気付くきっかけづくりとして、体験学習の充実に努めます。
- ・ICT⁸の活用等を通じた、小中学校での授業改善を進めます。
- ・子どもの家庭における学習習慣の確立を図ります。

(2) 豊かな人間性を育む教育の推進

- ・道徳、人権・同和教育を推進します。
- ・生徒指導の充実に努めます。
- ・健康・安全教育、食育を推進します。
- ・文化芸術、郷土学習、体育・スポーツ活動を推進します。

(3) 社会の変化に対応する教育の推進

- ・人権、福祉、環境等を学ぶ「ユニバーサルデザイン教育」を推進します。
- ・金融、経済、職業、勤労等を学ぶ「キャリア教育」を推進します。
- ・情報、英会話等を学ぶ「情報コミュニケーション教育」を推進します。

8 ICT：Information and Communication Technology の略で情報・通信に関連する技術一般の総称。従来用いられてきた「IT」とほぼ同様の意味で用いられるが、「情報」に加えて「コミュニケーション」が具体的に表現されている点の特徴。

(4) 教育コミュニティづくりの推進

- ・地域の特性や地域の力を学校づくりに活かすことができるよう、学校、家庭、地域社会の連携・協働を進めます。
- ・子どもの安全を守る取組を推進します。

(5) 教育指導体制の充実

- ・教育課題に応じた教職員研修を充実させ、各学校における教員の更なる指導力強化を図ります。
- ・専門家の学校への派遣を進めます。
- ・中学校英語指導及び幼稚園・小学校英語活動等への支援を行います。

2. 学校施設・教育環境の充実**(1) 教育環境の充実**

- ・子どもが健康で安全に安心して学ぶことのできる環境を整備します。
- ・教育備品や設備の更新、充実を進めます。

(2) 学校施設の大規模改修計画の推進

- ・耐震化完了後も大規模改修等を計画的に推進します。
- ・体育施設やトイレなど、安全に配慮され、使い勝手がよい施設・設備を整備します。

3. 教育支援センターの運営**(1) 不登校対策の充実【重点】**

- ・教育研究所を発展的に解消し設立した教育支援センターにおいて、不登校対策に重点的に取り組みます。
- ・個別支援や小グループ支援等、不登校児童生徒の個々に合わせた支援を行い、学校復帰に向けた対応を充実させます。

(2) 教育相談事業の充実

- ・児童生徒・保護者への面接相談（カウンセリング）、電話相談、訪宅相談等を充実させます。
- ・各学校との連携により、教育相談機能を高めます。

(3) 特別支援教育の充実

- ・特別支援教育の充実を図ります。
- ・京都府立特別支援学校との連携を推進します。

4. 一貫性・連続性に配慮した教育の推進**(1) 小中一貫教育の推進【重点】**

- ・小中一貫教育⁹を推進し、系統的・継続的な教育活動を行います。

(2) 保幼小及び中高連携の推進

- ・保育園、幼稚園、小学校の連携を推進します。
- ・中学校、高等学校の連携を推進します。

9 小中一貫教育：小学校と中学校の教育課程が義務教育9年間であるという観点に基づいた教育活動や交流活動の取組。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭教育（子育て）の充実 ・地域活動への積極的参加 ・学校行事や学校教育活動への参加・支援
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・不登校の子どもたちへの対応を目的としたNPOの設立
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・社会人講師等の派遣や職場体験等の受入れ

児童・生徒数、学級数の推移

【小学校】

(単位：人・学級)

区分 \ 年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
児童数	3,895	3,979	3,974	4,006	3,972
学級数	141	142	146	147	150

【中学校】

(単位：人・学級)

区分 \ 年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
生徒数	1,656	1,673	1,680	1,697	1,734
学級数	55	57	55	56	58

(注) 各年5月1日現在。

(資料) 教育総務課

不登校児童・生徒数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
小学校	10	11	15	13	13
中学校	53	81	83	90	61
総数	63	92	98	103	74

(注) 年間30日以上欠席不登校児童・生徒数。

(資料) 教育支援センター



食育の一環としての専門家による松花堂弁当づくり指導



大阪市立音楽団団員による市内中学校吹奏楽部員指導

第4節 青少年健全育成

[めざす姿]

■家庭、学校、地域社会の連携のもとで大人が子どもたちに積極的にかかわり、同年齢だけでなく異年齢のなかで多様な活動を行う機会をつくることで、さらなる青少年の健全育成が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、関係団体や家庭、学校、地域との連携を強化するため、平成20年度から学校支援地域本部事業¹⁰を男山中学校区で開始し、平成23年度からは市内全4中学校区で実施しています。さらに、児童の自学自習と確かな学力を身に付けさせるために、放課後学習クラブ¹¹を全小学校で実施するとともに、青少年を取り巻く環境の健全化を推進し、子ども会活動の取組等を通じて、青少年の社会参加への意識啓発を行ってきました。また、子どもを犯罪被害から守るため「こども110番のいえ¹²」の設置を促進してきました。

今後も青少年が、自ら課題を見つけ、学び、考えることのできる「主体的に生きる力としての人間力」を培っていくためには、青少年を取り巻く環境の健全化を一層進めるとともに、家庭、学校、地域社会が連携し、さまざまな体験活動が実施できる環境を整備していく必要があります。

[施策体系]

1. 健全育成推進体制の充実	(1) 地域社会との連携強化
2. さまざまな活動・講座の実施	(1) 関係団体や家庭、学校、地域社会との連携強化
	(2) 教育関連施設の活用

[取組の内容]

1. 健全育成推進体制の充実

(1) 地域社会との連携強化【重点】

- ・中学校区単位での関係団体や家庭、学校、地域との連携強化による学校支援及び環境浄化活動等の取組を充実します。
- ・大人による子どもの見守り活動を促進するとともに、警察との連携により「こども110番のいえ」を拡大し、子どもの安全を確保します。
- ・関係機関との連携により、青少年や保護者に対する相談体制の充実に努めます。

10 学校支援地域本部事業：学校が本来の教育活動に力を注げるよう、地域住民等の参画による学校支援ボランティアが、学習支援や部活動指導などを行う事業。

11 放課後学習クラブ：市内の小学校5・6年生を対象として放課後等の子どもたちの安全で健やかな居場所づくりを進め、自学自習を支援する事業。

12 こども110番のいえ：子どもが不審者に声をかけられるなど身の危険を感じたとき等に、自分で駆け込んで助けを求めることができる緊急避難場所を提供し、犯罪に巻き込まれそうな子どもを保護するとともに、110番通報等をする仕組み。

2. さまざまな活動・講座の実施

(1) 関係団体や家庭、学校、地域社会との連携強化

- ・地域社会で安全・安心な子どもたちの活動拠点を設け、さまざまな体験活動を実施できるよう連携を強化します。
- ・青少年リーダーの育成に努めるとともに、青少年の主張大会等を通じて青少年意識の把握に努めます。
- ・保護者への情報提供や講座等を通じて、家庭教育の充実に努めます。

(2) 教育関連施設の活用

- ・青少年講座を開設するとともに、野外活動、スポーツ等を通じた青少年の健全育成を図ります。
- ・児童の自学自習と確かな学力を身に付けさせるための活動を推進します。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域ぐるみでの学校支援 ・地域活動への積極的参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年の健全育成活動への参画
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・酒類等の自動販売機設置環境など、健全育成環境の検討 ・職場体験等の機会の提供



放課後学習クラブ(橋本小学校)



男山中学校区学校地域支援本部事業 絆フェスタ

第5節 生涯学習

[めざす姿]

■生活課題や市民意識の変化に対応した、多様な講座や事業が実施されるとともに、施設整備や資料の充実化等が図られ、多くの市民に学習機会を提供できる環境が整備されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

高齢化に伴い自由時間の多くなる人が増え、人々の志向が変化していることなどにより、学習への市民ニーズは多種多様になっています。そこで、本市では市民の要望の的確な把握と学習環境づくりに努めるとともに、生涯学習の中核施設となる生涯学習センター及び公民館において、多様な講座を実施してきました。また、八幡・男山市民図書館の2館および自動車文庫運行のもと、パソコンや携帯電話等の情報端末による蔵書検索・貸出予約を可能にするなど、図書館環境の整備に努めてきました。

生涯学習の中核施設となる生涯学習センターにおいては、関係機関との連携を強化し、引き続き市民の学習活動を支援する多様な講座等を充実する必要があります。地域の拠点となる公民館については、施設の耐震化及びバリアフリー化改修を順次進めており、だれもが使いやすい施設づくりを引き続き推進する必要があります。また、市民の生涯学習ボランティアとともに学習環境の整備を進めながら、地域の多様な人材を活用し、市民の自主的な活動を促す環境づくりを進める必要があります。

図書館については、読書環境の整備と情報・資料提供能力の向上を図るため、電子書籍¹³等のデジタルコンテンツ¹⁴への対応が必要です。

[施策体系]

1. 生涯学習推進体制の充実	(1) 生涯学習推進体制の推進
	(2) 生涯学習にかかわる関係機関との連携
2. 生涯学習環境の整備	(1) 生涯学習センターによる学習機能の充実
	(2) 学習機会の拡充
	(3) 生涯学習ボランティアの充実
3. 公民館の充実	(1) 公民館施設・設備の充実
	(2) 公民館活動の充実
4. 図書館の充実	(1) 情報・資料提供の充実

13 電子書籍：紙とインクを使用した印刷物ではなく、パソコンなど電子機器のディスプレイで読むことができる出版物。

14 デジタルコンテンツ：パソコンなど電子機器等で表示された情報内容。

[取組の内容]**1. 生涯学習推進体制の充実****(1) 生涯学習推進体制の推進**

・生涯学習センターを中心に、公民館など生涯学習施設と連携して学習活動を推進するとともに、各種講座等の質の向上を図ります。

(2) 生涯学習にかかわる関係機関との連携【重点】

・大学との連携を強化します。
 ・学校など関係機関との連携を強化し、学習機能の充実を図ります。
 ・京都生涯学習推進ネットワーク会議との連携を強化します。

2. 生涯学習環境の整備**(1) 生涯学習センターによる学習機能の充実**

・関係機関との連携を強化します。

(2) 学習機会の拡充

・ICTを活用した事業の拡大や、市民参加を中心とする現代的課題に関する学習活動を推進します。

(3) 生涯学習ボランティアの充実【重点】

・生涯学習人材バンク¹⁵について周知を図るとともに、登録者数を拡大し、活用を促進します。

3. 公民館の充実**(1) 公民館施設・設備の充実**

・だれもが利用しやすい施設づくりのため、耐震化及びエレベータの設置等施設のバリアフリー化改修を進めます。
 ・地域活動の推進に向け、設備等の充実に努めます。

(2) 公民館活動の充実

・公民館を地域づくりの拠点と位置づけ、地域の文化や活動等に応じた特色ある事業を展開します。
 ・生涯学習人材バンク等を利用し、公民館サークルによる自主的な講座運営を促進します。

4. 図書館の充実**(1) 情報・資料提供の充実**

・デジタルコンテンツへの対応をはじめ、ウェブサービス¹⁶の整備を充実します。
 ・読書環境の整備を推進します。
 ・関係施設及び他市町図書館との連携を進めます。

15 生涯学習人材バンク：市民の文化活動や体育・スポーツ活動等を支援するため、専門的な知識・技術や経験をもっている人に、生涯学習指導者として地域のさまざまな生涯学習の場で市民等からの要請に応じて指導者として活動してもらう登録制度。

16 ウェブサービス：ここでいうウェブサービスとは、インターネットを通じて他の図書館と連携し、ひとつのシステムとして機能させるサービスをいう。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習事業への参加 ・講座など事業の企画運営への参加 ・ボランティア育成への協力 ・講師としての協力
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・講座など事業の企画運営への参加 ・講師としての協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・講師としての協力

生涯学習センター利用状況の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
ふれあいホール	354	300	282	290	281
会議室	1,219	1,324	1,277	1,185	1,166
講習室	1,455	1,475	1,542	1,492	1,406
総数	3,028	3,099	3,101	2,967	2,853

(資料) 生涯学習センター

市民図書館貸出冊数の推移

(単位：冊)

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
八幡市民図書館	221,926	238,229	248,165	252,221	257,834
男山市民図書館	341,407	352,921	363,232	350,867	353,534
自動車文庫	8,337	8,398	9,459	9,203	10,003
総数	571,670	599,548	620,856	612,291	621,371

(資料) 市民図書館



男山市民図書館・生涯学習センター



公民館でのバター作り講座(山柴公民館)

第6節 スポーツ

[めざす姿]

- 指導者の養成やスポーツ施設の整備・拡充が図られているとともに、地域において、年齢や体力、目的に応じて生涯にわたり気軽にスポーツを楽しめる環境ができていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

高齢化に伴い自由時間の多くなる人が増え、健康志向が高まっていることにより、スポーツ活動を楽しむ人口が増えています。一方で、子どもたちは体を動かすことが少なくなり、体格の向上に相反して体力・運動能力の低下が指摘されています。

本市では、各種のスポーツ教室・大会を開催し、スポーツへの参加機会の拡充等を図るとともに、体育指導者講習会等を開催し、指導者の養成を進めてきました。また、施設予約システムについては、京都府と市町村の共同システムへの更新を実施しました。

今後は、スポーツ団体の育成と身近な地域でのスポーツを通じて、世代間の交流をはじめ地域コミュニティの形成を図り、市民一人ひとりが自発的に生涯にわたってスポーツに親しむことができる事業の展開と環境の整備が必要です。

[施策体系]

1. スポーツ施設の充実	(1) 八幡市民スポーツ公園の充実
	(2) 運動公園等の施設の充実
2. 生涯スポーツ活動の推進	(1) スポーツ参加機会の拡充
	(2) スポーツ団体の育成・強化と指導者の養成
	(3) スポーツ振興のための顕彰

[取組の内容]

1. スポーツ施設の充実

(1) 八幡市民スポーツ公園の充実

- ・ 市民や競技者の交流の場、スポーツの拠点として機能の充実を図ります。
- ・ 体育館施設の広域利用を促進します。

(2) 運動公園等の施設の充実

- ・ 運動公園、近隣公園の広場等のスポーツ機能の充実を図ります。
- ・ 洛南浄化センター¹⁷のスポーツ施設の活用を促進します。

¹⁷ 洛南浄化センター：八幡焼木1に所在し、木津川流域下水道水道計画処理区域の下水処理を行う施設。

2. 生涯スポーツ活動の推進

(1) スポーツ参加機会の拡充【重点】

- ・自治組織団体やコミュニティ単位において、子どもから高齢者や障がい者等にわたりだれもが参加できる地域スポーツ活動を促進します。
- ・各種スポーツ教室の充実や各種スポーツ大会の開催を通じて、市民のスポーツ参加機会の拡充を図ります。
- ・学校体育施設の開放を推進します。

(2) スポーツ団体の育成・強化と指導者の養成

- ・スポーツ少年団をはじめスポーツ振興の中心的な役割を担う関係団体を育成するとともに、その活動を促進します。
- ・研修会の開催等により、指導者の養成と資質の向上を図ります。

(3) スポーツ振興のための顕彰

- ・スポーツ振興に大きく貢献している人材や団体を顕彰します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域におけるスポーツ振興組織設立に向けた協力 ・積極的なスポーツ活動への参加 ・スポーツサークルづくりへの参加・協力
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ振興活動への参画
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ大会等の開催への協力

スポーツ教室・大会実施状況の推移

区分		年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
スポーツ 教室	人		2,340	2,243	1,735	1,851	1,673
	件		59	60	56	73	72
スポーツ 大会	人		16,325	14,263	14,618	13,592	14,270
	件		88	86	87	77	76

(資料) 社会教育課



八幡市民マラソン大会



八幡市スポーツ少年団による親子スポーツ体験

第7節 文化芸術

[めざす姿]

■市民が文化芸術活動を通じて、郷土や地域に愛着と誇りをもちながら、心豊かにやすらぎとおいしい暮らしを送ることができるよう、市民の自発的な活動が支援され、貴重な文化的遺産の保存と豊富な歴史・伝統・文化資源を活かした文化芸術都市が形成されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市には優れた歴史・文化資源が多く、伝統文化や行祭事も豊富にあります。平成17年4月に施行された「八幡市文化芸術振興条例」で定める文化芸術の振興に関する基本理念及び施策の基本事項を踏まえ、平成19年に基本方針及び基本計画を策定し、文化芸術振興施策の実現に向けた取組を進めています。

松花堂美術館では、文化芸術に関するさまざまな情報発信を行っており、市民文化活動の中心である八幡市文化センターでは、多様な文化芸術活動の展開を支援しています。また、平成23年10月には、国の文化の祭典である「国民文化祭京都2011」が開催され、本市においても文化芸術に対する意識が高まりつつあります。

文化財保護については、国史跡の指定に向け、石清水八幡宮境内の発掘調査を実施するとともに、平成21年度から八幡宮シンポジウム¹⁸の開催など関心を高める取組を行ってきました。その結果、平成24年1月24日には、石清水八幡宮境内が国史跡に指定されました。また、ふるさと学習館において、体験学習や文化財の展示など、郷土意識及び文化財保護意識の高揚を図る取組を行ってきました。

今後は、基本方針及び基本計画に基づき具体的な文化芸術振興施策の実現を図るため、文化協会の組織強化と関連団体との相互交流の促進を図り、地域における市民の自主的な活動の支援を図る必要があります。また、ふるさと学習館については、より効果的な活用を行うとともに、埋蔵文化財出土遺物等の整理や保存・管理を充実し、文化財・歴史講座や講演会を開催するなど、各種取組を発展させる必要があります。

[施策体系]

1. 文化芸術に対する意識高揚	(1) 市民が気軽に親しめる文化芸術活動
	(2) 市民主体の文化芸術活動
2. 地域の歴史的文化遗产の保存及び活用	(1) 伝統文化の保存と継承の推進
	(2) 文化財の保存と活用
3. 芸術鑑賞など広く文化芸術に接する機会の拡充	(1) 文化芸術の鑑賞機会の充実
	(2) 文化施設等の運営

¹⁸ 八幡宮シンポジウム：石清水八幡宮への関心を高めるため、八幡宮に関する特定のテーマについて行う公開討論会。複数の講演者が意見を述べ、それに基づく質疑応答や討論を参会者とともに行う形式で行う。

4. 文化芸術を担う人材育成	(1) 文化活動指導者の人材育成
	(2) 文化芸術ボランティアの推進
	(3) 文化振興のための顕彰
5. 文化芸術に係る交流の促進	(1) 文化団体をつなぐ交流基盤づくり
	(2) 文化芸術による国際交流の促進
6. 文化芸術に係る環境の整備及び充実	(1) 公共施設等への文化性の導入

[取組の内容]

1. 文化芸術に対する意識高揚

(1) 市民が気軽に親しめる文化芸術活動

- ・市民が気軽に親しみ、楽しめる文化芸術活動の普及促進に努めます。

(2) 市民主体の文化芸術活動

- ・関係機関と連携し、市民主体の文化芸術振興を促進します。

2. 地域の歴史的文化遺産の保存及び活用

(1) 伝統文化の保存と継承の推進

- ・地域固有の伝統文化が保存継承されるよう支援を行います。
- ・地域で伝統文化を継承するため、鑑賞、体験、発表できる環境づくりを進めます。

(2) 文化財の保存と活用【重点】

- ・建物や史跡等の貴重な文化財の保存を推進します。
- ・地域や学校等において、文化財保護への啓発を進めます。
- ・ふるさと学習館や他の展示施設を活用し、資料の公開を推進します。
- ・国指定史跡となった石清水八幡宮境内等の活用及び魅力発信に努めます。

3. 芸術鑑賞など広く文化芸術に接する機会の拡充

(1) 文化芸術の鑑賞機会の充実

- ・文化施設や社会教育施設等の活用の推進を図ります。
- ・多様な文化芸術の鑑賞機会の提供を図ります。

(2) 文化施設等の運営

- ・市民が利用しやすい施設のあり方の検討を進めます。
- ・文化施設の広域利用を促進します。

4. 文化芸術を担う人材育成

(1) 文化活動指導者の人材育成

- ・子どもたちの指導をしていく人材の確保・育成を図ります。

(2) 文化芸術ボランティアの推進

- ・市内の社寺等を説明するボランティアを育成します。

(3) 文化振興のための顕彰

- ・市民文化に大きく貢献している人材や団体を顕彰します。

5. 文化芸術に係る交流の促進

(1) 文化団体をつなぐ交流基盤づくり

・他の地域の文化団体等との情報交換や交流を促進します。

(2) 文化芸術による国際交流の促進

・文化芸術を通じて多文化交流を促進します。

6. 文化芸術に係る環境の整備及び充実

(1) 公共施設等への文化性の導入

・公共施設整備において、地域性、伝統性、美観性など文化性を導入します。

・周囲の自然環境や地域の歴史、伝統等との調和のとれたデザイン等への配慮を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護活動につながるグループ活動 ・地域の伝統文化の保護と後継者の育成 ・文化活動の推進
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術を守り育てる取組への参画
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・文化関係イベントへの協力

文化センター利用状況の推移

(単位：件)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
件数	3,566	3,451	3,695	3,704	3,691

(資料) やわた市民文化事業団

松花堂庭園・美術館入園者数の推移

(単位：人)

年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
庭園	35,549	27,154	26,626	26,596	26,927
美術館	15,081	8,334	7,124	10,344	9,022

(資料) やわた市民文化事業団



国民文化祭京都2011 おやじたちのコンサート



石清水八幡宮シンポジウム

第3章

豊かな自然を守り、 循環型の社会づくりを進めるまち

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値(H23)	目標値
調査地点における河川の BOD環境基準達成率	100.0%	98.39%	100.0%
市域における 温室効果ガス排出量	284,922t-CO2/年	*294,818t-CO2/年	261,668t-CO2/年
不法投棄件数	107件/年	146件/年	0件/年
野外の違法な燃焼行為件数	61件/年	1件/年	0件/年
市民1人1日当たりの 家庭系ごみ排出量	616g	608g	598g
資源化率(可燃系)	—	16.42%	25%
資源化率(不燃系)	—	12.54%	25%

※については、平成23年3月31日実績

第1節 自然環境

[めざす姿]

- 「人と自然が共生する環境にやさしいまち」の実現に向けて、市民の環境意識の高揚が進み、市民、NPO等、事業者等、行政により、環境負荷を減らす取組が継続的に行われ、豊かな自然環境が保全されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

地球温暖化など地球規模でのさまざまな環境問題が起こるなか、男山、木津川、田園地帯等の豊かな自然環境に恵まれている本市では、平成13年に、環境の保全に関する施策の総合的・長期的な方針を定めた「八幡市環境基本計画」を策定し、「人と自然が共生する環境にやさしいまち」をめざして取組を進めており、環境団体等によるさまざまな環境保全活動も活発になりつつあります。

地球温暖化防止に向け、わが国では、温室効果ガス¹排出量削減に向けた取組が行われています。平成21年の総排出量は平成2年と比較して4.1%下回っていますが、京都議定書²における目標の達成に向けて、さらなる取組が必要とされています。本市においては、市民・事業者・行政の協働による環境マネジメントシステムを平成15年度から運用開始し、温室効果ガス削減をはじめ各種取組を進めてきました。また、再生可能エネルギー³の活用については、本市施設等への太陽光発電設備及びLEDソーラーライトの設置を推進するとともに、市民に対しても住宅用太陽光発電システム設置費助成の実施により活用を促進しています。さらに、東日本大震災の発生以降、活用に対する意識がより高まりつつあります。

今後は、人々の活動が環境に与える負荷の低減に向けて、市民、NPO等、事業者、行政の一層の協働による取組の強化を図る必要があります。また、自然環境を保全するとともに、市民の環境意識の高揚、自然環境との共生のための取組を進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 自然環境との共生をめざした都市基盤の整備	(1) 自然との調和の推進
	(2) 自然環境・再生可能エネルギーの活用の促進
2. 省エネルギーの推進	(1) 省エネ商品の普及・啓発
	(2) 環境マネジメントシステムの認証取得の促進
	(3) 省エネ学習の推進
	(4) 直接・間接エネルギー ⁴ 消費を削減するための取組の推進
3. 自然環境の保全	(1) 自然環境の保全

[取組の内容]

1. 自然環境との共生をめざした都市基盤の整備

(1) 自然との調和の推進

- ・自然と調和の取れた環境形成を進めます。

(2) 自然環境・再生可能エネルギーの活用の促進

- ・雨水や地下水を防災・農業等へ利用するなど、自然環境の多様な活用を促進します。
- ・太陽光発電など再生可能エネルギーの活用を促進します。

2. 省エネルギーの推進

(1) 省エネ商品の普及・啓発

- ・小売店における省エネラベル⁵商品の普及・啓発を進めます。

(2) 環境マネジメントシステムの認証取得の促進

- ・学習会や説明会の実施を通じて、事業所における認証取得を促進します。

(3) 省エネ学習の推進

- ・関係機関等と連携し、地球温暖化問題やエネルギーの効率的利用に関する学習機会を拡充し、市民の環境意識の高揚を図ります。

(4) 直接・間接エネルギー消費を削減するための取組の推進【重点】

- ・省エネ建築物を推進します。
- ・環境配慮型の交通体系の研究を推進します。
- ・地産地消⁶の仕組みづくりを推進します。

3. 自然環境の保全

(1) 自然環境の保全【重点】

- ・生物多様性⁷の維持や自然環境との共生に資する取組を進め、男山や社寺林等の豊かな自然環境の保全を進めます。
- ・本市で取り組んでいる環境マネジメントシステムの適切な運用を図ります。
- ・温室効果ガス削減に向けた取組を総合的に推進します。

1 温室効果ガス：地球温暖化の原因となる気体。二酸化炭素、メタン、フロン、亜酸化窒素など。

2 京都議定書：平成9年12月、京都で開催された第3回気候変動枠組み条約締約国会議（COP3 地球温暖化防止京都会議）において採択された国際的な取決め。二酸化炭素など6種の温室効果ガスの削減目標を、平成20年から平成24年までの間に先進国全体で平成2年比5%以上とし、各国ごとの法的拘束力のある数値目標が定められた。日本の削減目標は6%以上。

3 再生可能エネルギー：有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭等の化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。太陽光・太陽熱、水力、風力、地熱など。

4 間接エネルギー：我々が直接的にエネルギーを消費するまでに間接的に費やすエネルギーであり、製造や輸送に係るエネルギー等を指す。例えば、テレビを「見る」ために消費するエネルギーは直接エネルギーであるが、そのテレビの製造・輸送・販売等に費やされるエネルギーは間接エネルギーである。

5 省エネラベル：平成12年8月に日本工業規格（JIS）によって導入された制度であり、省エネ性能の向上を促すための目標基準を達成しているかどうかを、製造事業者等がラベルに表示するものである。

6 地産地消：地域生産地域消費の略語であり、地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。輸送に係るエネルギーの削減につながる。

7 生物多様性：生きものたちの豊かな個性とつながりのこと。さまざまな生物間の相互作用からなる「生態系の多様性」、さまざまな生物種が存在する「種の多様性」、種は同じでも、持っている遺伝子が異なる「遺伝子の多様性」という3つの階層で多様性を捉え、それぞれ保全が必要とされている。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自然の大切さの認識及び自然との調和の推進 ・省エネ住宅・リフォームの推進 ・生物多様性の保全
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全活動の推進及び市民・事業者への啓発・支援
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・環境配慮型事業活動のための環境マネジメントシステムの認証取得・運用 ・省エネ・省資源の推進 ・再生エネルギー推進活動への参加



市庁舎・文化センター前での打ち水大作戦



公共施設に設置された太陽光発電パネル
(男山第二中学校)



環境学習でのゴーヤカーテンづくり(美濃山小学校)



第2節 生活環境

[めざす姿]

- 市民、NPO等、事業者等、行政の環境への取組により、公害の防止や、環境意識の高揚が進み、快適な生活環境が確保されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市においては、安全で清潔な生活環境を守る基本的なルールとして「八幡市美しいまちづくりに関する条例」を制定し、啓発の実施など快適な生活環境の確保を進めてきましたが、大気汚染や騒音、不法投棄、マナー低下等による生活環境の悪化の問題が引き続き懸念されています。より快適な生活環境の確保のためには、私たち一人ひとりが環境を重視したライフスタイルの見直しや取組を進めていくことが重要です。また、市民総参加による八幡市「まちかどのごみ」ゼロの日の清掃活動に加え、平成21年度からはアダプト制度（里親制度）⁸として「美しいまちづくりまかせて！」事業を開始し、市民や事業者等との協働による環境美化活動を進めています。

今後も、市民、NPO等、事業者等、行政のすべてが家庭生活や事業活動のなかで、環境に配慮した暮らしや事業活動を行えるよう、学習環境の充実や環境保全活動への支援を進めていく必要があります。

また、だれもが快適な生活を送れるよう、公害の防止に向けた啓発や指導等を引き続き進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 環境にやさしい市民、事業者の育成	(1) 環境教育や環境学習の推進
	(2) 市民・事業者の環境保全活動への支援
	(3) 環境関連団体との連携・支援
	(4) 環境保全に係る情報提供の推進
	(5) 美しいまちづくりの推進
2. 公害防止活動の推進	(1) 大気汚染の防止
	(2) 水質汚濁の防止
	(3) 騒音・振動の低減
	(4) 不法投棄の防止
	(5) 野外焼却行為の禁止
	(6) 低公害車の導入

⁸ アダプト制度（里親制度）：一定区間の道路や公園等の公共スペースを住民からなるボランティア団体の養子（Adopt）に見立て、ボランティア団体が公共スペースの清掃等をするというもの。行政は、活動に必要な清掃用具の貸し出し等の支援を行う。

[取組の内容]

1. 環境にやさしい市民、事業者の育成

(1) 環境教育や環境学習の推進【重点】

・幅広い市民や事業者を対象とした環境教育、環境学習を推進します。

(2) 市民・事業者の環境保全活動への支援

・市民・事業者の環境に関する自主的な活動を支援します。

(3) 環境関連団体との連携・支援

・地域の環境関連団体との連携を図り、その活動を支援します。

(4) 環境保全に係る情報提供の推進

・広報紙やホームページ等による情報提供を推進します。

(5) 美しいまちづくりの推進【重点】

・「八幡市美しいまちづくりに関する条例」に基づき、空き缶・タバコ等のポイ捨て禁止や、動物の適正飼養等を促進し、美しいまちづくりを進めます。

2. 公害防止活動の推進

(1) 大気汚染の防止

・大気汚染の防止に向け、大気質調査及び監視・指導を定期的実施します。

(2) 水質汚濁の防止

・水質汚濁の防止に向け、廃油等の流出に対する監視・指導を強化します。

(3) 騒音・振動の低減

・騒音・振動の低減に向け、防止活動を進めます。

(4) 不法投棄の防止

・不法投棄の防止に向け、監視体制を強化します。

(5) 野外焼却行為の禁止

・野外焼却行為に対して、監視体制を強化します。

(6) 低公害車の導入

・公用車やごみ収集車への低公害車（ハイブリッド車、天然ガス車、電気自動車など）の導入を推進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭生活における環境配慮 ・環境家計簿⁹導入による消費実態の把握 ・環境保全活動への積極的な参加 ・近隣の不法投棄の監視・通報
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・市民・事業者の取組への支援 ・環境配慮行動の促進、市民参加のよびかけ
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業活動における公害防止の徹底 ・環境リスクに対する情報提供

9 環境家計簿：家庭生活において環境に負荷を与える行動等を記録し、点数化する等の方法を用いて、家計簿による家計の収支計算のように記録するもの。

公害苦情発生件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
大 気 汚 染	40	20	14	7	9
水 質 汚 濁	22	8	5	11	8
騒 音	12	10	5	2	9
振 動	5	3	3	1	1
悪 臭	6	6	4	4	2
そ の 他	121	110	116	94	92
総 数	206	157	147	119	121

(資料) 環境保全課



市民団体による「美しいまちづくりまかせて！」事業での歩道の清掃活動



「まちかどのごみ」ゼロの日の市民による清掃活動



公用車に導入された低公害車(天然ガス車)

第3節 循環型社会

[めざす姿]

■ 廃棄物の発生抑制（リデュース）、資源の再利用（リユース）、資源の再生利用（リサイクル）等の促進により、環境への負荷の少ない循環型社会が形成されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

平成12年に、廃棄物の減量や再資源化を優先する基本姿勢を示した「循環型社会形成推進基本法」が制定され、平成19年4月には「改正容器包装リサイクル法」が施行されたことにより、商業施設等でのレジ袋の有料化がスタートし、循環型社会の形成に向けてはリデュース（発生抑制）、リユース（再利用）、リサイクル（再生利用）の3Rの推進や廃棄物の適正な処理が重要となってきています。

本市では、循環型社会の形成に向けて、これまで、ごみの分別収集や資源物の回収活動を行った団体への助成、大型ごみの収集有料化、ごみ袋の透明化、買い物袋持参運動等の取組を行ってきました。ごみ収集車の更新に際しては、環境に配慮した低公害車を導入してきました。また、資源物回収の拡大を行うとともに、平成22年度から、ごみ収集業務の一部民間委託を試行的に実施してきました。

今後も、市民及び事業者等によるより一層の取組を促進し、自治組織団体をはじめとする各種団体等と協働した啓発活動を進めていく必要があります。

また、3Rの推進によるごみの減量化や、産業廃棄物¹⁰を含む事業系ごみの適正処理の促進、市民との合意による効率的な収集システムの確立等を進めていく必要があります。

[施策体系]

1. ごみ減量化の推進	(1) 発生抑制と再利用の推進
	(2) リサイクルの推進
2. 収集システムの確立	(1) 収集体制の整備
	(2) 収集拠点の整備
3. 城南衛生管理組合の効率的運営の促進	(1) 処理施設・処分地の整備
	(2) し尿処理対策の促進

10 産業廃棄物：主に工場など事業所が出す廃棄物で、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」で定められた燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチックなど6種と、同法施行令で規定された鉱さい、建設廃材、畜産農業にかかわる動物の死体や糞尿など13種をさす。

[取組の内容]

1. ごみ減量化の推進

(1) 発生抑制と再利用の推進【重点】

- ・ 買い物袋持参運動や地域懇談会等の開催を促進し、ごみの発生抑制と再利用を進めます。
- ・ 産業廃棄物を含む事業系ごみの動向の把握と指導を推進します。
- ・ 有料によるごみ収集のあり方について検討します。

(2) リサイクルの推進【重点】

- ・ 資源物の回収を進めるとともに、3R推進の拠点整備を進めます。
- ・ プラスチック製容器包装のリサイクル化を進めます。

2. 収集システムの確立

(1) 収集体制の整備

- ・ さらなる分別収集や、廃食油の回収を推進します。
- ・ 収集業務の一部民間委託化を推進します。

(2) 収集拠点の整備

- ・ 資源物回収拠点の増設や定点収集を推進します。

3. 城南衛生管理組合¹¹の効率的運営の促進

(1) 処理施設・処分地の整備

- ・ 適切な維持管理を促進します。

(2) し尿処理対策の促進

- ・ し尿処理の効率的な運営を促進します。
- ・ 沢清掃工場の跡地利用を検討します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ減量化やリサイクルの推進への理解と協力 ・ 買い物袋の持参 ・ ごみの定点収集への理解と協力
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 3R活動の推進
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業系廃棄物の減量化への理解と協力 ・ ごみの適正排出への理解と協力

11 城南衛生管理組合：宇治市・城陽市・八幡市・久御山町・井手町・宇治田原町の3市3町で構成する一部事務組合。ごみ処理やし尿処理など、広域行政による効率的な事業を進めている。

ごみ処理状況の推移

(単位：t)

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
可燃ごみ	11,789	11,753	11,623	11,396	11,570
不燃ごみ	4,160	4,094	4,184	4,258	4,201
容器包装廃棄物	705	647	636	634	676
年間総収集量	16,654	16,494	16,443	16,288	16,447

(注) 不燃ごみには、スプレー缶・土砂等が含まれる。容器包装廃棄物には剪定枝は含まない。

(資料) 環境業務課

リサイクル状況の推移

(単位：kg)

区分 \ 年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
缶	122,560	109,300	111,310	99,670	98,320
びん	372,000	355,940	345,070	354,500	346,920
牛乳パック	29,360	29,150	27,720	29,170	27,350
ペットボトル	163,100	135,430	134,710	131,860	120,270
発泡食品トレイ・ 発泡スチロール	18,240	17,500	17,260	18,780	18,570
総数	705,260	647,320	636,070	633,980	611,430

(注) 缶はアルミ缶とスチール缶の計。

(資料) 環境業務課



市内小学校で回収されたペットボトル
キャップ



買い物袋持参運動での街頭啓発活動

第4節 景観

[めざす姿]

- 豊かな自然景観や歴史的景観の保全、市街地の良好な景観の創出が進み、快適な生活環境や、個性的で活力ある地域社会が形成されるとともに、地域への愛着が育まれていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

景観への意識の高まりとともに、平成16年にわが国で初めての景観に関する総合的な法律として、美しい景観の意義や保全の必要性を明確にし、地方公共団体に一定の強制力をもたせた「景観法」が制定されました。京都府においても平成19年に、良好な景観の形成についての基本理念を定めた「京都府景観条例」が施行され、本市では、平成20年3月に総合計画における将来都市像を実現するための都市計画の方針を示す「八幡市都市計画マスタープラン」を改訂しました。また、市道土井南山2号線では、個性と魅力ある歴史街道としての景観整備を進めてきたほか、松花堂周辺交流拠点整備として、都市計画道路八幡城陽線の歩道改良を行ってきました。

本市は、男山や三川合流部等に代表される豊かな自然環境に恵まれ、石清水八幡宮や松花堂庭園、流れ橋など多くの貴重な歴史・文化資源を有している一方、近年では、広域幹線道路の整備や土地区画整理事業¹²による都市基盤整備等に伴い都市化が進展し、市域の様相が大きく変化しています。

今後は、良好な景観形成を進めるとともに、景観に対する市民意識の醸成、市民の自立的取組の促進、価値観の共有が図られるよう、京都府や近隣市町等と連携した支援体制を充実することが求められています。また、建築行為及び開発行為に対しても適切な指導・規制等を行い、良好な景観形成への誘導を図っていく必要があります。

[施策体系]

1. 都市景観の向上	(1) 良好な市街地景観の創出
2. 都市の快適性の確保と住環境の保全	(1) 市街地の緑地の保全
	(2) 親水事業の促進
3. 自然景観・歴史的景観の保全	(1) 自然景観の保全
	(2) 歴史的景観の保全

¹² 土地区画整理事業：都市計画区域内の土地について、公共施設の整備・改善、宅地としての利用の増進を図るため、土地区画整理法に基づいて行われる土地の区画・形質の変更、公共施設の新設・変更等に関する事業。

[取組の内容]

1. 都市景観の向上

(1) 良好な市街地景観の創出

- ・ 地区計画¹³制度における規制や、デザイン誘導¹⁴、屋外広告の適正化等を通じて良好な市街地景観の創出を促進し、優れた景観への表彰についても検討します。
- ・ 建築協定¹⁵や景観協定¹⁶による市民主体の景観形成を支援します。
- ・ 電線の地中化を検討します。
- ・ 京都府による景観計画との連携を推進します。

2. 都市の快適性の確保と住環境の保全

(1) 市街地の緑地の保全

- ・ 市街地の緑地の保全や公共施設の緑地の確保を推進します。

(2) 親水事業の促進【重点】

- ・ 木津川、宇治川、桂川等の恵まれた水辺景観を保全し、親水空間づくりを推進します。

3. 自然景観・歴史的景観の保全

(1) 自然景観の保全【重点】

- ・ 本市のシンボルである男山等の自然景観の保全を進めます。

(2) 歴史的景観の保全【重点】

- ・ 石清水八幡宮、東高野街道、松花堂、流れ橋等を活かした歴史的景観の保全を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・ 庭木の植樹・緑化 ・ 水辺空間など自然景観の保全
NPO等	・ 都市景観づくり学習会の開催・参加呼びかけ
事業者等	・ 事業所への植樹等による緑化の推進 ・ 建物のデザインや色彩など都市景観への配慮



東高野街道(八幡城ノ内地区)



男山の自然景観と三川合流部

13 地区計画：都市計画法に基づき、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置等からみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の街区を整備し、保全するため定める計画。

14 デザイン誘導：都市景観や住環境等の向上・保全を図るため、規制等により、望ましいとされるデザインの形成を促進すること。

15 建築協定：一定区域において、土地所有者及び借地権利者等の全員の合意により、区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定め、締結される協定。

16 景観協定：建築物や工作物等の規模、位置、色彩及び緑化等について、市民等が自ら締結する協定。

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
特定健康診査受診率 (人間ドック含む)	—	35.9%	65.0%
国民健康保険料徴収率 (現年度分)	—	89.8%	92.0%
バリアフリー化を実現した公共施設・設備の件数	42件	44件	52件
福祉ボランティア登録人数	572人	634人	700人
介護・支援を受けなくてもよい高齢者の割合	84.1%	83.5%	現状値より高い比率
障がい福祉施設から一般就労への移行者数	—	2人/年	4人/年

第1節 保健・医療

[めざす姿]

■だれもが安心して元気に暮らすための保健・医療の確立に向けて、市民の主体的な健康づくりや、生活習慣病予防の取組等が進み、救急医療など、地域において適切かつ効率的に医療を受けられる体制がつけられていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市ではこの間、医療面では、対象年齢の引き上げなど子育て支援医療制度の拡充を行い、平成22年度より後期高齢者医療制度¹の被保険者を対象とした人間ドック費用助成を実施してきました。保健面では、妊婦健康診査制度及び予防接種助成の拡充や、こにちは赤ちゃん事業の実施等に努めてきました。また、高齢者のより一層の健康増進を図るため、平成21年度より健康診査項目を充実させるとともに、特定の年齢に達した女性を対象とした子宮頸がん検診、乳がん検診等の実施によるがんの早期発見の推進に努めてきました。高齢者医療制度については、平成20年度から後期高齢者医療制度が施行され、京都府内においても京都府後期高齢者医療広域連合²が設置され、制度運用が行われていますが、制度改正等、国の動向を注視していく必要があります。また、本市の国民健康保険については、歳出の増加に見合う歳入の確保ができない状態に陥っており、国民健康保険会計が赤字となっています。

健康づくりについては、市内公共施設への健康コーナー設置や市民から募集しての健康ウォーキングマップ作成等を通じて、市民の健康管理意識の高揚を図っています。また、平成22年には、市民の健全な食生活や食文化の継承等に向けた基本的な方向を定めた「八幡市食育推進計画」を策定し、食育の推進に取り組んでいます。

食生活やライフスタイルの変化に伴い、生活習慣病などに起因して介護を要する人が増加傾向にあることから、今後は、「自分の健康は自分で守る」という個人の健康意識のさらなる高揚に努めるとともに、支援体制を整備し、生活習慣病予防や各種健康診査の受診率向上を図っていく必要があります。また、医療体制については、府内6つの医療圏ごとの医療施設の整備、医療活動の誘導について計画された「京都府保健医療計画」の状況等を踏まえ、小児救急を含む救急医療及び安定的かつ質の高い医療施設の整備等の充実をめざす必要があります。

国民健康保険の健全運営に向けては、保険料徴収率の向上や医療費の適正化、特定健康診査・特定保健指導等の保健事業活動を推進するとともに、予定されている都道府県単位での広域化を見据えた検討を行う必要があります。

1 後期高齢者医療制度：75歳以上の高齢者全員の加入が求められる公的医療保険制度。平成20年度に新設され、保険料は原則加入者全員から市町村が徴収し、財政運営は全市町村が加入する都道府県単位の広域連合が担当。

2 京都府後期高齢者医療広域連合：後期高齢者医療制度の創設に伴い、平成19年2月1日に京都府内全市町村で設立され、被保険者の資格管理、保険証の発行、保険料の決定等の事務を行う広域連合。

【施策体系】

1. 健康づくりの推進	(1) 健康管理意識の啓発
	(2) ライフステージに応じた健康づくり事業の充実
	(3) 食育の推進
	(4) 総合保健福祉センターの整備
2. 保健体制の充実	(1) 人材の育成・確保
	(2) 母子保健の充実
	(3) 成人保健の充実
	(4) 感染症対策の充実
3. 医療体制の充実	(1) 地域医療・医療費助成制度の充実
	(2) 医療施設の充実
	(3) 救急医療体制の充実
4. 医療保険制度の健全運営	(1) 国民健康保険の運営

【取組の内容】

1. 健康づくりの推進

(1) 健康管理意識の啓発【重点】

- ・健康づくりに関する学習機会の拡充や情報提供、環境整備をはじめとする各種取組を推進し、市民の健康管理を総合的に支援します。

(2) ライフステージに応じた健康づくり事業の充実

- ・医師、保健師、栄養士等の連携により、人生の各段階に応じた健康相談体制の充実を進めます。
- ・骨粗しょう症の健康診査や介護予防、生活習慣病予防、歯の健康など、人生の各段階に応じた健康づくり事業の充実を進めます。

(3) 食育の推進【重点】

- ・「八幡市食育推進計画」に基づき、「食」に対する意識の高揚を図り、学校や家庭、地域等との連携を進め、食育を推進します。
- ・食生活改善推進員³を育成し、活動を促進します。

(4) 総合保健福祉センターの整備

- ・健康づくりや健康診査、リハビリテーション等の保健サービスを行う拠点の整備を進めます。

3 食生活改善推進員：講習会や巡回活動、健康づくりに関する知識の普及など、健康づくりのための諸活動を行うボランティア。

2. 保健体制の充実

(1) 人材の育成・確保

- ・各種保健事業を推進するための人材の育成・確保を進めます。

(2) 母子保健の充実

- ・乳幼児の健全な育成や母性の健康の保持・増進など、母子保健サービスの充実に図ります。
- ・母性・父性の醸成や喫煙防止など、思春期の子どものための思春期保健対策の充実に図ります。

(3) 成人保健の充実

- ・生活習慣病予防の推進、各種健康診査の受診率向上を図ります。
- ・疾病の早期発見・早期治療、リハビリテーションの強化を進めます。

(4) 感染症対策の充実

- ・関係機関と連携し、予防知識の啓発・相談指導及び予防接種の充実に図り、平常時からの感染症危機管理対策を推進します。

3. 医療体制の充実

(1) 地域医療・医療費助成制度の充実【重点】

- ・子育て支援医療制度の充実に図ります。
- ・後期高齢者医療制度の制度変更等への適切な対応を進めます。
- ・関係機関と連携し、本市及び山城北医療圏内で地域医療の充実に図ります。

(2) 医療施設の充実

- ・身近な医療から高度な医療までの体系的な確立をめざし、病院の誘致を含め、関係機関の協力による医療施設の充実に図ります。
- ・男女別診療をはじめ性差を考慮した医療について関係機関と連携します。

(3) 救急医療体制の充実【重点】

- ・小児救急医療体制の充実や、高度救急医療施設等との広域的な連携を図るとともに、休日応急診療所の効率的な運営を行います。
- ・献血に関する啓発及び献血運動を推進します。

4. 医療保険制度の健全運営

(1) 国民健康保険の運営【重点】

- ・保険料徴収率の向上や医療費の適正化など、国民健康保険の健全運営に向けた取組を進めます。
- ・国民健康保険の広域化に向けた検討を行います。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・食育等による健康管理意識の高揚と健康づくり事業への参加 ・医師との連携や各種健診の受診による健康管理 ・献血運動への積極的参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・食育の推進等の事業との連携
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・生活習慣病予防など、健康づくりに関する情報の提供 ・健診等の質的向上、精度管理⁴の強化

主要死因別死亡者数の推移

(単位：人)

区分	年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
が	ん	197	168	182	192	171
脳血管疾患		58	56	39	42	42
心疾患		86	107	91	110	105
肺炎・気管支炎		53	49	32	49	52
その他		119	128	151	152	153
総数		513	508	495	545	523

(資料) 京都府山城北保健所



こんにちは赤ちゃん事業での乳児訪問



市内公共施設に設置された健康コーナー(市庁舎1階)



健康ウォーキングマップ

4 精度管理：測定機器のメンテナンスや測定手法の検証など、健康診断や各種検査等における測定値の正確性を確保するための管理。

第2節 地域福祉

[めざす姿]

- すべての市民が住み慣れた地域で安心して快適に暮らせる、「自助（地域住民一人ひとりの努力）」「共助（住民どうしの相互扶助）」「公助（公的な制度）」で連携した地域福祉が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

少子高齢化や核家族化が進行し、地域での福祉に対するニーズはますます多様化しています。また、災害時の対応など、地域での助け合いの必要性があらためて見直されています。

本市では、だれもが社会的に孤立することなく、主体的に自らの生き方を決定し、住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現のため、これまで、意識の啓発や施設・設備のバリアフリー化、学区福祉委員会⁵の設立、社会福祉協議会⁶活動やボランティア活動を支援してきました。また、平成20年には、「～身近で、楽しく、いきいきと～ みんなでつくろう やさしさとやすらぎのまち」を基本理念とする「八幡市地域福祉計画」を策定し、地域福祉の取組を推進してきました。

今後は、施設・設備のさらなるバリアフリー化、ユニバーサルデザイン⁷化の推進や地域福祉の拠点施設の整備など、福祉のまちづくりを進める必要があります。また、地域福祉の意識づくりや活動の担い手づくり、地域における世代間の交流や地域福祉のネットワークの形成を進めていき、災害発生時に自らの力では迅速な避難が困難な災害時要援護者の把握及び支援に向けた取組についても、さらにきめ細かく地域全体のものとして進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 福祉のまちづくりの推進	(1) 福祉の拠点施設整備と運営
	(2) 施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進
	(3) 地域福祉計画の推進
2. 地域福祉推進体制の充実	(1) 地域福祉体制の強化
	(2) 社会福祉協議会活動の促進
	(3) ボランティア活動の促進

5 学区福祉委員会：19 ページ参照。

6 社会福祉協議会：地域社会において福祉関係者や住民が主体となって、地域の実情に応じて住民の福祉増進を図ることを目的とする社会福祉事業法に基づく社会福祉法人。会員制によって運営。

7 ユニバーサルデザイン：高齢者や障がい者等のバリア（障害、障壁、不便など）を取り除く「バリアフリー」の考え方をさらに進め、能力や年齢、国籍、性別等の違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくり等を行っていこうとする考え方。例えば、みんなが使えるトイレとして、車いす利用者、介助者が一緒に入れる広さがあり、ベビーベッド、子ども用便器があるなど多様な人の利用に配慮したトイレなど。

[取組の内容]

1. 福祉のまちづくりの推進

(1) 福祉の拠点施設整備と運営

・地域福祉の拠点となる公共施設の整備と効率的な運営を推進します。

(2) 施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進【重点】

・公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進するとともに、民間事業者への要請に努めます。

(3) 地域福祉計画の推進【重点】

・地域福祉計画に基づき「関係団体間のネットワークづくり」「世代間交流の促進」「地域における自主的な活動への支援」「防災、防犯活動の促進」等の取組を進めます。

2. 地域福祉推進体制の充実

(1) 地域福祉体制の強化【重点】

・小学校単位の学区福祉委員会の活動支援を行い、地域の実情に応じた福祉活動を促進します。

・民生児童委員⁸の活動を促進します。

・災害時要援護者の把握及び支援を進めます。

(2) 社会福祉協議会活動の促進

・社会福祉協議会の組織強化を促進します。

・ボランティアセンター⁹の運営や給食サービス、訪問サービス、一人暮らし老人の会等の活動を支援します。

(3) ボランティア活動の促進

・有償の福祉輸送サービスの適切な実施を検討、促進します。

・ボランティアの養成と団体の育成を促進します。

・既存施設の有効利用による活動拠点の確保を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への参加 ・学区福祉委員会活動など地域福祉活動への参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉活動への参加 ・福祉輸送サービスへの参画
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ・地域福祉活動への参加

8 民生児童委員：厚生労働大臣から委嘱され、各地域において相談に応じ必要な援助を行い、社会福祉の増進に努めるとともに、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう見守り、子育て等の相談・支援等を行う地域住民。

9 ボランティアセンター：ボランティアの活動拠点。ボランティアに関する情報の受発信や活動の事務局的な機能をもつ。

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち



民生児童委員と緊急時情報カード



八幡市老人クラブ連合会による善意の募金「愛の貯金箱」の開封

第3節 高齢者福祉

[めざす姿]

■ 高齢者の介護予防や、一人暮らし高齢者の支援、介護保険サービス提供体制が充実し、地域住民、ボランティア等の活動と連携した地域全体で高齢者を支える仕組みが作られ、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていける地域社会が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

全国的に少子高齢化が進行しているなか、本市においても、総人口に占める65歳以上人口の割合（高齢化率）が22%を超え、一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加しています。また、65歳以上の人口（高齢者人口）に占める介護保険の要介護等認定者の割合（認定率）も約17%となっています。

こうしたなか、本市では介護保険制度を維持可能な仕組みとするとともに、「健康いきいき、助け合いの心あふれるまち・八幡」を基本理念とする「八幡市高齢者健康福祉計画・介護保険事業計画」に基づき施策を展開しています。これまでの一人暮らし高齢者等の24時間対応緊急連絡システムである「シルバーライフラインシステム」の整備や軽度生活援助に加え、支援を要する高齢者の把握や見守りを行っています。高齢者が地域で安心して暮らせるように、公共施設・設備のバリアフリー化や近隣公園への健康遊具の設置、小規模介護施設等の整備に係る支援等の取組を進めています。また、高齢者の健康づくり事業として、平成21年度から老人クラブで取り組んでいる「マグダーツ¹⁰」の指導者講習会を開催しています。地域包括支援センター¹¹においては、認知症高齢者を支援するため、権利擁護に係る相談や成年後見制度¹²に係る情報提供を行うとともに、平成23年度から機能強化を進めています。

今後は、本市でも急速な高齢化が進むものと見込まれるため、健康づくりや総合的な介護予防を推進し、高齢者が必要な介護保険サービスを適切に受けられるよう、介護保険サービスの充実を図る必要があります。また、地域包括支援センター等を中心に、介護、福祉、健康、医療などさまざまな面から総合的に高齢者を支える連携体制の構築が必要です。

さらに、高齢者が生きがいをもって暮らせるよう、高齢者の多様な社会参加を促進する必要があります。

10 **マグダーツ**：マグネット付ダーツの略語であり、矢の先に磁石を付け、安全化・ルールの特約化等を図った新しいスポーツとして一般的に親しまれている。

11 **地域包括支援センター**：高齢者が住み慣れた地域で暮らせるよう、総合的に支援する身近な機関。介護予防マネジメント、総合相談・支援、虐待防止を含む権利擁護、包括的・継続的なマネジメントの4つの機能をもつ。

12 **成年後見制度**：認知症高齢者や知的障がい者等の判断能力が不十分な成人の財産管理や契約等について、選任された成年後見人等が代理して行う制度。補助・保佐・後見の種類があり、本人の残存能力と自己決定を尊重する。

[施策体系]

1. 多様な社会参加の促進	(1) 生涯学習の推進
	(2) 社会参加の促進
	(3) 雇用・就労対策の促進
	(4) 安心して暮らせる生活環境づくり
2. 健康づくり・総合的な介護予防の推進	(1) 活動的な生活の維持
	(2) 生活習慣病予防の推進
	(3) 介護予防事業の推進
3. 介護保険サービスの充実	(1) 介護サービス提供体制の充実
	(2) 介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進
	(3) 在宅介護への支援
4. 連携と支えあいの仕組みづくり	(1) 地域ケア体制の充実
	(2) 高齢者施設等の整備
	(3) 認知症高齢者支援の推進

[取組の内容]

1. 多様な社会参加の促進

(1) 生涯学習の推進

・多様な学習機会の充実を図ります。

(2) 社会参加の促進

・子どもたちとの交流などコミュニティを基盤とした高齢者の社会参加、交流を促進します。

・老人クラブ活動を促進します。

(3) 雇用・就労対策の促進

・シルバー人材センター¹³の充実を図ります。

(4) 安心して暮らせる生活環境づくり

・公共施設・設備のバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進します。

・市民との協働による生活環境づくりを推進します。

・高齢者の「住まい」のあり方に関する検討及び整備に向けた取組を進めます。

2. 健康づくり・総合的な介護予防の推進

(1) 活動的な生活の維持【重点】

・閉じこもり予防、運動器機能の維持・向上のための取組を進めます。

・リハビリテーション機能を備えた施設整備を進めます。

13 シルバー人材センター：市内に居住する60歳以上の人で、定年退職後等もその能力を活かし、生きがいの充実や社会参加を望む人に対して仕事を提供する機関。

(2) 生活習慣病予防の推進

- ・各種健康診査等の人生の各段階に応じた生活習慣病予防事業を推進します。

(3) 介護予防事業の推進

- ・高齢者が地域での生活を継続するための介護予防事業を推進します。

3. 介護保険サービスの充実

(1) 介護サービス提供体制の充実

- ・適切かつ計画的なサービス基盤の整備を進めます。
- ・定期巡回などの新しいサービスの提供基盤の整備を進めます。

(2) 介護サービスの質の向上と適正なサービス利用の促進【重点】

- ・介護保険給付費の適正化や、介護サービス事業者への指導を進めます。
- ・介護サービスの利用者及び介護者への支援や、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図ります。
- ・サービス評価事業¹⁴の導入を促進します。

(3) 在宅介護への支援【重点】

- ・身体的・精神的負担の軽減など在宅での介護の支援を進めます。

4. 連携と支えあいの仕組みづくり

(1) 地域ケア体制¹⁵の充実【重点】

- ・地域包括支援センターを中心とした保健、医療、介護サービスの総合的な提供体制の整備を進めます。
- ・参加と協働による地域福祉ネットワーク活動を促進します。
- ・要介護高齢者の把握及び支援を進めます。

(2) 高齢者施設等の整備

- ・高齢者福祉サービスの拠点整備を進めるとともに、高齢者福祉施設の整備を促進します。

(3) 認知症高齢者支援の推進

- ・認知症に関する知識の普及・啓発や、介護相談・認知症予防事業の充実に努めます。
- ・地域包括支援センターを中心に、関係者のネットワークによる連携や、権利擁護の支援を推進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で高齢者を支える地域ケア体制への参加 ・健康づくり・介護予防事業への参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で高齢者を支える地域ケア体制への参加
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・適正な介護サービスの提供 ・バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

14 サービス評価事業：個々のサービス事業者のサービス提供内容等について、その透明性の確保やサービスの質の向上・改善への支援、評価結果の公表による利用者の適切なサービス選択に資することを目的として、第三者機関によるサービス評価を行うもの。

15 地域ケア体制：保険・医療・福祉等の関係機関や民生児童委員、住民組織等が密接な連携を保ち、援助を必要としている人が、いつでも安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、地域全体で見守り、支援する体制。

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち



マグダーツ講習会



自治組織団体での高齢者パターゴルフ大会



老人憩いの家 八寿園

第4節 障がい者福祉

[めざす姿]

■障がいのある人が、等しく尊厳と権利を保障され、必要な支援を受けることができ、同年齢の市民と同様に、住みなれた地域のなかで普通の生活を送ることができる地域社会が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

平成18年に、自己決定や自立支援という考えに基づく「障害者自立支援法」が施行され、障がい種別ごとに異なる法律に基づいていた福祉サービスや公費負担医療等が、共通の制度のもとで一元的に提供される仕組みが創設されるとともに国連総会で「障害者の権利条約¹⁶」が採択されました。本市ではこれらを踏まえ、平成21年3月に、障がい福祉に係る給付その他の支援施策の方向性及び目標を定めた「八幡市第2期障がい福祉計画」を策定し、施策を推進してきました。

障がい者の地域活動・自主的活動を促進する取組として、平成19年度に八幡市障がい者生活支援センター¹⁷を福祉センター内に設置し、体制の強化、相談機能の充実を図ってきました。また、平成20年度に八幡市障がい者自立支援協議会を設置し、福祉サービスの普及・改善を図り、障がい者の地域生活と自立を推進しています。平成21年度からは、障がい者通所事業所に通う人の交通費補助、重度身体障がい児訪問入浴サービスの拡充など、福祉サービスの一層の充実に取り組んできました。平成22年度には、地域生活支援事業¹⁸に係る移動支援等の負担軽減を実施し、障がい者の社会参加の促進を図るとともに、平成22年4月開校の京都府立八幡支援学校において、久御山町との共同による放課後等支援事業を実施しました。

さらに、国においては、平成22年1月に障がい者制度改革推進会議が新たに設置され、国連の「障害者の権利条約」を批准するための国内法の整備として、平成22年8月の障害者基本法の改正や「障害者総合支援法」「障害を理由とする差別の禁止法」(仮称)の制定など、障がい者施策全般について見直しが進められています。

今後は、国等の動向及び市内の現状を踏まえ平成23年度に策定した「八幡市障がい者計画及び第3期障がい福祉計画」に基づき、施策を推進していく必要があります。特に、障がいのある人が自らの生き方を自らで決める事ができるよう、自立・自己決定ができる環境をつくり、あらゆる生活の場面で「制度」「もの」「こころ」のバリア(障壁)を取り除いて社会参加の機会均等化を図る必要があります。また、障がいのある人が住みなれた地域で生活できるよう、雇用、教育、保健、医療等の分野との連携を深め、地域で支えあえる体制を築いていく必要があります。

16 障害者の権利条約：障がいのあるすべての人による、すべての人権及び基本的自由の平等な享有を促進し、確保すること、並びに障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として採択された。

17 障がい者生活支援センター：障害者自立支援法に基づく施設で市の委託を受けた八幡市社会福祉協議会が運営。障がいのある人の自主的活動を支援するとともに、生活の悩みや相談ができる場を提供し、元気に生活を送ることを目指している。平成19年6月に市立福祉センターの1階に開設。

18 地域生活支援事業：介護給付や訓練等給付等によるサービスとは別に、地域での生活を支えるために市及び都道府県が主体となって取り組むさまざまな事業の総称。

【施策体系】

1. 総合的な障がい者福祉の充実	(1) 障がいのある人に関する計画の推進
	(2) 相談支援体制の充実
	(3) 療育支援体制の強化
	(4) 啓発活動の推進
2. 障がい福祉サービスの基盤整備	(1) 訪問系サービスの充実
	(2) 日中活動系サービスの拡充
	(3) 居住系サービスの整備促進
3. 社会参加の促進	(1) 社会参加の促進
4. 地域生活支援の充実	(1) 生活支援サービスの充実
	(2) 補装具の給付事業の推進
	(3) 生活援助制度の充実

【取組の内容】

1. 総合的な障がい者福祉の充実

(1) 障がいのある人に関する計画の推進

- ・福祉、保健、医療、教育、就労等にわたる、障がいのある人に関する計画を推進します。

(2) 相談支援体制の充実【重点】

- ・障がい者自立支援協議会を中心とした関係機関との連携強化による相談体制の充実を図ります。
- ・ピアカウンセリング¹⁹の充実を図ります。

(3) 療育支援体制の強化

- ・京都府立八幡支援学校、京都府こども発達支援センター等の関係機関との連携を推進します。
- ・日常生活における基本的動作の指導、集団生活への適応訓練等を実施する児童発達支援を進めます。

(4) 啓発活動の推進

- ・広報紙及びホームページの活用や講座等によって、障がいについて理解を深める啓発活動を推進します。

2. 障がい福祉サービスの基盤整備

(1) 訪問系サービスの充実

- ・訪問系サービスを行う事業所の参入を促進します。

(2) 日中活動系サービスの拡充【重点】

- ・通所施設の利用定員拡大及び新たな事業所の参入を促進します。

19 ピアカウンセリング: 何らかの共通点（同じような環境や悩み）をもつ（あるいは経験した）グループ間で、対等な立場で同じ仲間として行われるカウンセリング。

(3) 居住系サービスの整備促進

- ・障がいのある人の地域生活を支援するグループホーム²⁰等の開設を支援します。

3. 社会参加の促進

(1) 社会参加の促進

- ・障がいのある人への総合的な就労支援を進めます。
- ・点字・声の広報などコミュニケーション支援の拡充を進めます。
- ・社会参加に向けた創造活動、文化・スポーツ活動への支援を進めます。

4. 地域生活支援の充実

(1) 生活支援サービスの充実【重点】

- ・地域生活支援事業を拡充し、地域移行・地域定着支援の提供体制の整備を促進します。
- ・権利擁護事業、成年後見制度の利用を促進します。

(2) 補装具の給付事業の推進

- ・補装具購入・修理に係る支援を進めます。

(3) 生活援助制度の充実

- ・障がいのある人とその家族の生活安定化に向け、国に対して制度充実を要望します。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ボランティア活動への参加 ・障がいのある人の地域生活や社会参加への支援
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者施策への参画 ・障がいのある人の地域生活や社会参加への支援
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・就労支援機関と連携した就労先の確保、就労機会の拡充 ・バリアフリー化、ユニバーサルデザイン化の推進 ・障がい福祉サービス提供の拡充

身体障害者手帳交付状況の推移

(単位：件)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
18歳未満	59	56	56	56	55
18歳以上 65歳未満	1,165	1,141	1,133	1,148	1,142
65歳以上	2,328	2,422	2,570	2,667	2,801
総 数	3,552	3,619	3,759	3,871	3,998

(資料) 障がい福祉課

20 グループホーム：知的障がいや精神障がいのある人々が、地域で自立した生活を送ることができるよう福祉サービスを受けながら共同で生活する住宅。

第4章

だれもが明るく元気に暮らせるまち



障がい者スポーツ大会



障害者週間啓発事業でのくすのきBANDの演奏

第5節 社会保障

[めざす姿]

■国民年金の加入促進や生活保護等の低所得者福祉制度が適正に運用され、安心して適正な社会保障が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

安心して将来の生活を送るために所得保障の柱となる国民年金の果たす役割は重要です。そこで、本市では無年金者をなくすために、広報活動を積極的に行うとともに、制度の拡充について関係機関への要望に努めています。また、現行制度では年金を受給できない人の救済のため、在日外国人に特別給付金の制度を設けています。この間、国においては社会保険庁が廃止され、新たに日本年金機構が設立されるとともに、「ねんきん定期便²¹」が加入者に送付され、年金制度への理解促進や将来の年金受給権への確認及び意識づけが図られています。

最後のセーフティーネット²²である生活保護制度については、近年の雇用状況の悪化等により保護受給世帯数が年々増加傾向にあります。本市の保護率は平成17年度末で人口1,000人あたり16.12人であったものが平成23年度末で、20.70人となっています。また本市では、平成22年度から生活保護申請者の保護決定までの間のつなぎ立替金の貸付を実施しているほか、離職者で就労能力及び意欲のある方のうち住宅喪失の恐れのある方を対象に、一定の期限を設けて賃貸住宅家賃を支給する住宅手当緊急特別措置を行っています。

今後は、国民年金制度では、加入に向けた積極的な啓発活動により年金未加入者を減らす必要があります。また、低所得者及び一時的な生活困窮者が安心して生活できるように、相談体制・機能を充実させて経済的自立につながる援護体制を運用する必要があります。特に生活保護制度は、就労等が可能な場合にはその能力の活用など自立に向けた就労支援等を通じて、制度の適正な運用に努める必要があります。

[施策体系]

1. 国民年金制度の推進	(1) 加入の促進・年金受給権の確保
	(2) 国民年金制度の充実
2. 低所得者福祉の充実と適正化	(1) 生活援護制度の充実
	(2) 相談体制の充実
3. 勤労者福祉の推進	(1) 支援制度の啓発
	(2) 文化・スポーツ活動

21 ねんきん定期便：被保険者にその時点での年金加入記録を記載した年金記録のお知らせを送付したものであり、記録内容についての確認等が実施されている。

22 セーフティーネット：もともとはサーカスで用いられた安全網のこと。近年は生活を送るうえでのさまざまな社会的・経済的リスク（危険）から、個人を救済するためのシステムという意味で用いられる。

[取組の内容]

1. 国民年金制度の推進

(1) 加入の促進・年金受給権の確保【重点】

・国民年金制度の啓発に努めるとともに、年金未加入者を減らすため加入の促進を図ります。

(2) 国民年金制度の充実

・国民年金制度の充実に向けた制度の改善等を関係機関に要望します。

2. 低所得者福祉の充実と適正化

(1) 生活援護制度の充実

・一時的な生活困窮世帯等への自立に向けた貸付等の援護制度を実施します。
 ・生活保護制度の適正な運用を進めます。

(2) 相談体制の充実【重点】

・社会福祉協議会や民生児童委員等との連携強化による相談体制の充実を図ります。
 ・ハローワーク等との連携を強化し、就労による自立支援に向けた相談機能の強化を図ります。

3. 勤労者福祉の推進

(1) 支援制度の啓発

・京都府等の関係機関による各種支援制度等の周知を図ります。

(2) 文化・スポーツ活動

・文化・スポーツ活動の情報提供を推進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・国民年金制度への理解と加入 ・生活保護制度の適正な運用への理解と協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・年金制度への理解と適正加入 ・雇用者の福利厚生の実施

生活保護受給者の就労支援状況の推移

(単位：人・%)

区分	年度				
	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
支援対象者数	43	48	81	71	68
就 労 者 数	23	27	50	45	37
就 労 率	53.5	56.3	61.7	63.4	54.4

(資料) 保護課

第5章

人がつどい、活力あふれるまち

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
コミュニティバス1便当たりの利用者数	9.2人	10.6人	現状値より高い数値
ホームページアクセス件数	—	342,796件/年	400,000件/年
エコファーマー認定農家数	21人	18人	30人
観光入込客数	2,014千人/年	*1,728千人/年	2,215千人/年
観光消費額	475,997千円/年	*393,082千円/年	523,000千円/年

※については、平成23年12月31日実績

第1節 市街地

[めざす姿]

■ 秩序ある土地利用を基本に、求心力のある都市拠点が形成され、土地利用方針に応じた良好な市街地が形成されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、都市計画に関する基本的な指針を定めた「八幡市都市計画マスタープラン」に基づき、計画的なまちづくりを進めています。

市街地の土地利用は、多くの良好な住宅地が供給される一方、住居系の未利用地が残るといった傾向が顕著となっています。また、新名神高速道路や第二京阪道路といった広域幹線道路網の整備や計画に伴い、工業系や沿道系の土地利用の期待感が高まっており、区域区分¹の変更等の検討・調整が必要となっています。

一方で、高齢化の一層の進行、地球環境問題や景観問題への関心の高まり、厳しい財政状況など、社会経済情勢が大きく変化しており、特に人口の年齢構成に関する変化は、まちづくりのさまざまな面に大きな影響を及ぼす可能性があります。このような状況を踏まえながら、八幡市駅・橋本駅周辺や（仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の動向、工業用地の需要動向等を見据えて、的確な対応を行っていく必要があります。

また、平成22年度から、橋本駅前広場とアクセス道路との一体的な基盤整備を含めた検討及び市道橋本南山線延伸部の整備を進めており、引き続き整備を推進していく必要があります。

[施策体系]

1. 八幡市駅周辺の整備	(1) 広域交流機能の誘導
	(2) 周辺環境の整備
2. （仮称）八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備	(1) 広域交流機能の誘導
	(2) 周辺環境の整備
3. 橋本駅周辺の整備	(1) 広域交流機能の誘導
	(2) 周辺環境の整備
4. 適正な土地利用の推進	(1) 住宅地域の土地利用の促進
	(2) 商業地域の土地利用の促進
	(3) 市街化区域・市街化調整区域、用途地域の見直し
	(4) 工業系市街地の形成
	(5) 沿道サービス地域の土地利用の促進
	(6) 大谷飛地の土地利用の検討

¹ 区域区分：無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分する制度。「線引き」とも呼ばれる。

[取組の内容]**1. 八幡市駅周辺の整備****(1) 広域交流機能の誘導**

- ・本市北部の広域的な交流拠点として、ターミナル機能、防災空間をもちあわせた駅北地区の整備及び踏切のバリアフリー化を促進します。

(2) 周辺環境の整備

- ・民間によるオープンスペースを備えた建築物への建替えを促進します。
- ・狭小道路の改善や、自転車等放置禁止区域における対策を強化します。

2. (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備**(1) 広域交流機能の誘導【重点】**

- ・本市南部の広域的な交流拠点として、集客、商業等の複合的な都市機能の誘導を図ります。

(2) 周辺環境の整備

- ・インフラ²や利便施設が整備された、住みやすく魅力ある住宅地を創出します。
- ・質の高い都市環境の整備と景観の保全を図ります。

3. 橋本駅周辺の整備**(1) 広域交流機能の誘導【重点】**

- ・本市西部の交流核として、駅前広場とアクセス道路の一体的な基盤整備による交通結節機能を強化するとともに、商業の誘導を図ります。

(2) 周辺環境の整備【重点】

- ・空閑地の適切な活用を進めるとともに、防犯面・防災面にも配慮した周辺環境整備を進めます。

4. 適正な土地利用の推進**(1) 住宅地域の土地利用の促進**

- ・低層住宅地においては、良好な住環境の保全を進めます。
- ・中高層住宅地においては、生活利便性の確保に努めます。
- ・その他住宅地においては、事業活動等と住環境が適切に共存するよう努めます。

(2) 商業地域の土地利用の促進

- ・駅周辺及び生活圏における需要に対応した商業地の形成と商業施設の立地を促進します。

(3) 市街化区域³・市街化調整区域⁴、用途地域⁵の見直し

- ・将来的な土地利用動向の把握に努め、市街化区域と市街化調整区域の見直しや、用途地域の見直しを進めます。
- ・生産緑地⁶の保全に努めます。

2 インフラ：インフラストラクチャーの略。道路や水道など、生活環境の基盤となる社会資本。

3 市街化区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に整備・開発する区域。具体的には、既に市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

4 市街化調整区域：都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域。

5 用途地域：都市計画法に基づく地域地区のうち、めざすべき市街地像に応じて、住宅地や商業地、工業地など用途別に分類される12種類の都市計画の総称。

6 生産緑地：良好な都市環境の形成に役立てるため市が定めた市街化区域内の農地。

(4) 工業系市街地の形成

- ・企業ニーズを見極めつつ、工業系市街地の形成を進めるとともに、本市東部に
おける新たな産業拠点の形成に向けた基盤整備を検討します。

(5) 沿道サービス地域の土地利用の促進

- ・区域区分の変更を検討するとともに広域幹線道路沿道における土地利用を促進
します。

(6) 大谷飛地の土地利用の検討

- ・民間活力を活かした新たな土地利用の検討を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・魅力ある住環境を守るための取組
NPO等	・魅力ある住環境を守るための取組
事業者等	・開発時におけるオープンスペースの導入

用途地域の指定状況

(単位：ha)

区 分		面 積
市街化区域	第一種低層住居専用地域	138.5
	第二種低層住居専用地域	13.1
	第一種中高層住居専用地域	338.4
	第二種中高層住居専用地域	32.3
	第一種住居地域	237.4
	第二種住居地域	37.3
	準住居地域	11.3
	近隣商業地域	25.2
	商業地域	4.0
	準工業地域	85.6
	工業地域	13.0
	工業専用地域	95.6
市街化調整区域		1,405.3
都市計画区域		2,437.0

(注) 平成24年4月1日現在。

(資料) 都市計画課



八幡市駅周辺



橋本駅周辺



市道橋本南山線(橋本地区)

第2節 道路

[めざす姿]

■ 幹線道路の整備により、近隣都市との連携が円滑になり、快適で迅速な移動ができ、高齢者をはじめとする歩行者が安全に利用できる生活道路の改良や歩道の整備・拡幅がなされ、バリアフリー化が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

市域とその周辺では、近年、第二京阪道路や市道園内野神線等の広域幹線道路及び幹線道路網の整備が進み、市域東部に展開する工業団地を中心に工業系及び流通系の土地利用が拡大しているほか、大型店舗の進出が進むなど、周辺環境が大きく変化してきています。

本市では、平成19年度に、歩行者や自転車利用者の事故抑制を図るため、男山周辺の1.56平方キロメートルの地域を「あんしん歩行エリア」として指定し、市道土井南山2号線及び松花堂周辺交流拠点整備では、個性と魅力ある歴史街道としての整備を進めてきました。また、平成22年4月には市の東西を結ぶ市道園内野神線が供用開始となり、都市計画道路⁷八幡田辺線と市道園内野神線とをつなぐ市道二階堂川口線バイパスの詳細設計及び用地取得に着手しています。府道八幡インター線については、事業費の一部を負担し、平成19年度から京都府において整備が進められています。

市が管理する橋梁については、平成21年度に策定した「橋の長寿命化修繕計画」に基づき、順次補修工事を実施してきました。また、平成22年度には木津川御幸橋の4車線化架け替え工事が完了し、関連道路の整備を進めています。

今後も、広域幹線道路の整備を促進するとともに、市内幹線道路及び生活道路についても、渋滞のない快適な移動の確保をめざして、計画的に道路網の見直し・整備を進めていく必要があります。

また、八幡市バリアフリー基本構想に基づくバリアフリー化や歩道の拡幅、緑化など、高齢化社会に対応した歩行者の安全確保や景観等にも配慮した道路整備を推進する必要があります。

[施策体系]

1. 広域幹線道路の整備	(1) 広域幹線道路網の整備
	(2) (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備
	(3) 国道1号の改良の促進
2. 市内幹線道路の整備	(1) 南北連携軸の整備
	(2) 東西連携軸の整備
	(3) 市内幹線道路の整備

⁷ 都市計画道路：健全で文化的な都市生活と機能的な都市活動が確保されるよう、都市の基盤的施設として都市計画法に基づいて都市計画決定された道路。

3. 生活道路の整備	(1) 生活道路の改良
	(2) 狭小道路の改善
4. 道路環境の整備	(1) 道路のバリアフリー化等の推進
	(2) 道路美化の推進
	(3) 歴史的な街道の整備
	(4) 道路緑化の推進と街路樹の機能的管理
	(5) 自転車・歩行者道の整備

[取組の内容]

1. 広域幹線道路の整備

(1) 広域幹線道路網の整備【重点】

・新名神高速道路の整備を促進し、第二京阪道路、京都第二外環状道路とあわせた広域幹線道路網の整備を促進します。

(2) (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺の整備【重点】

・(仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ、都市計画道路内里高野道線及び府道八幡インター線の整備を促進します。

(3) 国道1号の改良の促進【重点】

・自転車・歩行者道及び中央分離帯の整備を促進します。

2. 市内幹線道路の整備

(1) 南北連携軸の整備

・(仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジと八幡市駅・御幸橋さらには乙訓方面との連携を強化する南北軸の整備を検討します。

(2) 東西連携軸の整備

・男山住宅地と東部の集落地さらには木津川右岸地域との連携を強化する東西軸の整備を検討します。

(3) 市内幹線道路の整備【重点】

・都市計画道路八幡田辺線・府道内里高野道線・市道西山下奈良線や市道橋本南山線延伸、市道橋本駅前線付替、市道二階堂川口線バイパスの新設、市道長部代砂島線等の新設の検討をそれぞれ進めます。

・府道長尾八幡線・府道富野荘八幡線・府道八幡木津線等の改良を進めます。

・市道山手幹線をはじめとする市内幹線道路の交通渋滞緩和を図ります。

3. 生活道路の整備

(1) 生活道路の改良

・既存の生活道路の拡幅整備・維持管理を推進します。

・計画的な市管理橋梁の点検及び修繕を推進します。

(2) 狭小道路の改善

・日常の利便性の向上、緊急車両の通行、避難経路の確保を図るため、狭小道路の改善を進めます。

4. 道路環境の整備

(1) 道路のバリアフリー化等の推進

- ・歩道の設置や拡幅、段差の緩和などバリアフリー化を推進します。
- ・環境に配慮した素材を用いながら、安心して通行できる道路整備を進めます。

(2) 道路美化の推進【重点】

- ・快適性のある道路環境整備を進めます。
- ・道路の美化に向けた、市民の自主的な活動の継続を促進し、アダプト制度（里親制度）の拡大を進めます。

(3) 歴史的な街道の整備

- ・「歴史街道計画⁸」に基づく整備と連動し、歴史景観を活かした個性ある道路整備を推進します。

(4) 道路緑化の推進と街路樹の機能的管理

- ・道路緑化を推進するとともに、街路樹等を安全確保上支障とならないよう、適正に管理します。

(5) 自転車・歩行者道の整備

- ・河川・緑地空間を活かし、周遊できるような自転車・歩行者道の整備を進めます。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・道路美化・緑化活動の取組への参加 ・道路・歩道の異常箇所の発見・連絡 ・アダプト制度（里親制度）への参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路美化・緑化活動の取組の推進
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・道路美化・緑化活動の取組への参加 ・アダプト制度（里親制度）への参加



橋の長寿命化修繕計画に基づき補修された長沢陸橋



新木津川大橋開通式

8 歴史街道計画：伊勢、飛鳥、奈良、京都、大阪、神戸を結ぶ軸をメインルートに日本を代表する歴史文化を活用し「日本文化の発信基地づくり」「新しい余暇ゾーンづくり」「歴史文化を活かした地域づくり」をめざす計画。

第3節 公共交通

[めざす姿]

■ バリアフリー化やダイヤ・路線の工夫など、公共交通の利便性が高まり、進行する高齢社会⁹に対応した環境にやさしいまちがつけられていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

高齢化が進行し、自動車の運転が困難になる人が増加するなか、公共交通の重要性が高まっています。

鉄道については、平成22年に八幡市駅のバリアフリー化が完了しました。引き続き、周辺整備を含めた八幡市駅や橋本駅のターミナル機能の強化に向けた調整を図っています。

バスについては、低床バスの導入が進み、その台数は増加してきています。また、多くの要望が寄せられていたバス停留所のベンチを順次設置し、利用者の拡大に努めています。一方、路線については八幡市駅・松井山手駅と樟葉駅を結ぶ路線が中心で、市域の東西と南北を直通で結ぶ路線が無い状況でした。こうしたことから、平成17年2月より市の東西を結ぶコミュニティバス¹⁰の運行を開始しました。市の南北を結ぶ直通路線バスについては、平成20年度から試験的に運行開始しましたが、基準となる乗車人数が達成されなかったことから、平成21年度に運行をとりやめました。

今後、コミュニティバスを含めたバス交通の利便性向上に向けた取組を進めるとともに、広域的な連携・交流を促進する路線についても検討を進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 鉄道の充実	(1) 八幡市駅のターミナル化
	(2) 橋本駅のターミナル化
	(3) 駅周辺施設の整備
2. バス交通の充実	(1) バス交通の利便性の向上
	(2) バス車両のバリアフリー化の促進

[取組の内容]

1. 鉄道の充実

(1) 八幡市駅のターミナル化

- ・ 踏切のバリアフリー化を促進します。
- ・ 駅北口広場の整備を進めます。

9 高齢社会：高齢者（65歳以上）人口の比率が高い数値で安定した社会。国連の定義では、高齢人口比率が7%以上で高齢化しつつある社会を「高齢化社会」と呼ぶのに対し、14%以上の高い水準が持続している社会を「高齢社会」と呼ぶ。

10 コミュニティバス：採算等の問題から、バス事業者による運行が難しい地域において、高齢者や障がい者の公共施設や病院へのアクセス向上を図るなど地域住民の利便性の向上を目的として、自治体の関与により運行している乗合バス。

(2) 橋本駅のターミナル化

- ・生活と密着した機能を備えた駅前整備を進めます。

(3) 駅周辺施設の整備

- ・市営駐車場・駐輪場の適切な整備と運営を行います。

2. バス交通の充実

(1) バス交通の利便性の向上【重点】

- ・住宅地、駅、公共施設をネットワーク化する路線バスの運行とダイヤの充実について要請します。
- ・コミュニティバスの利用促進につながる取組について検討するとともに、地域に合った新たな交通システムの検討を行います。
- ・広域的なバス路線の検討を進めます。

(2) バス車両のバリアフリー化の促進

- ・低床バスの全車両への早期導入を要請します。
- ・低床バスの乗降に対応したバス停の改良を検討します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・バスの積極的な利用
事業者等	・従業員の公共交通利用の推奨 ・バス路線・ダイヤの充実及び低床バスの導入

八幡市・橋本各駅の一日の乗降客数の推移

(単位：人)

区分 \ 年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
八幡市駅	11,030	11,475	10,752	10,045	9,884
橋本駅	5,656	5,879	5,973	5,627	5,884
総数	16,686	17,354	16,725	15,672	15,768

(注) 各年調査は11月実施。

(資料) 京阪電気鉄道(株)



八幡市駅



八幡市駅に設置されたエレベータ



橋本駅



コミュニティバスやわた

第4節 情報通信

[めざす姿]

- 情報通信技術を活用した行政コストの削減と市民サービスの向上が図られているとともに、情報通信技術の正しい使い方が普及し、安全で快適な情報化社会が実現していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、行政情報化の基盤整備や基幹業務システムの再構築を行い、平成23年度からは京都府自治体情報化推進協議会¹¹の「市町村基幹業務支援システム」を導入するなど、各種事務のシステム化による行政の効率化に努めてきました。また、学校において情報通信設備の整備を行い情報教育等の取組を進めてきました。

現在では、情報通信技術は日常生活に欠かせないツールとなっていますが、不適切な利用によるトラブルや犯罪に巻き込まれる事例等も増えています。本市においても個人情報保護をはじめとする情報漏えい防止対策を進める必要があり、平成19年には、情報漏えい等に対する安全対策の基本方針である「情報セキュリティポリシー」の全部改定を行いました。

今後は、情報通信技術を活用した行政コストの削減と市民サービスの向上を一層推進するとともに、市民に情報通信技術の正しい使い方について普及啓発し、安全で快適に利用できる社会づくりを進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上	(1) 市民への多様な情報提供
	(2) 申請手続き等の利便性向上
	(3) 市民の情報通信技能の向上
	(4) 超高速通信基盤の整備促進
2. 効率的で安全・安心な電子自治体の実現	(1) システム導入の効率化
	(2) 人材確保、技能の向上
	(3) 機器整備・更新の効率化
	(4) 個人情報保護等の安全対策
3. 迅速・的確な行政事務の推進	(1) 基幹業務の効率化
	(2) 個別業務の効率化

¹¹ 京都府自治体情報化推進協議会：京都市内自治体行政の情報化に必要な共同事業を実施し、各自治体の行政サービスの一層の向上と効率的な行財政運営に寄与することを目的とし、京都市及び京都市内の市町村等で構成。

[取組の内容]**1. 市民がITの恩恵を実感できる利便性の向上****(1) 市民への多様な情報提供【重点】**

・最新の行政情報が主要な施設で閲覧できるよう、情報提供環境を充実します。

(2) 申請手続き等の利便性向上【重点】

・さまざまな手続きや公共施設の予約等を、インターネットを介して利用しやすい環境を整備します。

(3) 市民の情報通信技能の向上

・市民の情報通信技能の向上を図るため、多様な講座を推進します。

(4) 超高速通信基盤の整備促進

・インターネットで提供される多様なサービスが利用できる超高速通信基盤の整備を促進します。

2. 効率的で安全・安心な電子自治体の実現**(1) システム導入の効率化**

・効率的なシステム導入ルールを策定します。

(2) 人材確保、技能の向上

・情報通信技術を活用し、業務や事務・研修等の効率化を図ります。

・専門職員等の確保及び技能の向上を図り、経費の削減、システムの安定化、効率化を推進します。

(3) 機器整備・更新の効率化

・情報通信機器の効率的な更新を図ります。

・施設に必要な機器を導入し、事務の効率化を図ります。

(4) 個人情報保護等の安全対策【重点】

・情報通信機器からの情報漏えいを防ぐために適切な対策を図ります。

・情報通信技術の正しい使い方についての普及啓発を進めます。

3. 迅速・的確な行政事務の推進**(1) 基幹業務の効率化**

・「市町村基幹業務支援システム」の導入により、運用コストの削減を図ります。

・自治体クラウド¹²によるシステム導入により、運用コストの削減を図ります。

・地理情報の共用化やデータ連携により、事務の効率化を図ります。

・福祉システムを統合し、事務の効率化を図ります。

(2) 個別業務の効率化

・「市町村基幹業務支援システム」との連携システムの導入により、運用コストの削減を図ります。

12 自治体クラウド：地方自治体の情報システムをデータセンターに移し、複数の市町村等がネットワークを介してシステムを共同で使うことができる環境、またはその環境をつくる取組を指す。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 情報通信技術の適切な利用 ・ 個人情報保護等に関する安全対策の推進
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民の情報通信技能向上への支援
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 超高速通信基盤整備の推進 ・ 個人情報保護等に関する安全対策の推進



京都府・市町村共同公共施設案内予約システムページ

第5節 農業

[めざす姿]

■農業を支える担い手が育成され、基盤整備が進んでいるとともに、地産地消¹³の取組や農業の持つ多面的機能（自然環境の保全、文化の伝承、都市住民との交流の場の創出）が活かされ、農業が持続的に発展していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、都市近郊・消費地という立地条件を活かして、野菜、米、茶、花き等の集約作物の生産、ハウス・温室栽培など施設園芸作物の高投資型農業経営が行われ、高品質で安全・安心な農作物の生産等の取組が続けられています。

そのなかで、都市近郊農業の有利性を活かし、ふれあい農業の振興、生産者と消費者の交流を図る朝市や直売所等の開設が行われ、都市住民が農作業体験を行うことのできる交流型農業のシステムを構築しています。本市では、農家の育成・強化を推進するとともに、省エネ農業用機械等の購入や農業用揚水機の更新改良等に対する支援を行ってきました。平成22年には、地産地消を推進するための方策等を定めた「八幡市地産地消推進計画」を策定し、小学校給食への地元産味噌の採用及び八幡産米の供給促進や、営農活動・化学肥料低減の取組に対する支援、農業関係団体との協働による農産加工品の開発・普及等を行うなど、地産地消を通じた農業振興を推進しています。

今後は、農業基盤の整備や地域農業の振興に向けて、優良農地の確保、農業経営の効率化・安定化を図るとともに、農業ボランティアや新規就農者など多様な担い手の育成、安全・安心な農作物の供給体制の確立、地産地消や地域ブランド化を推進する必要があります。

また、農業の有する自然環境保全機能等の維持・増進や、市民農園や朝市・直売所等を活かした都市住民との交流を一層促進していく必要があります。

[施策体系]

1. 多様な担い手の育成・強化	(1) 担い手の育成・強化
	(2) 新規就農・就業の促進
2. 生産基盤の強化	(1) 生産基盤の保全
	(2) 優良農地の保全
3. 地産地消の推進と地域ブランドの確立	(1) 地場産農産物の販売促進
	(2) 地場産農産物の利用促進
4. 資源の循環利用の促進	(1) 環境にやさしい農業の促進
	(2) 地域共同活動の促進
5. 都市住民との交流の促進	(1) 市民農園の充実の支援
	(2) 交流の促進

13 地産地消：地域生産地域消費の略語であり、地域で生産された農産物等をその地域で消費すること。

[取組の内容]

1. 多様な担い手の育成・強化

(1) 担い手の育成・強化【重点】

- ・認定農業者¹⁴や専業農家、女性、高齢者など多様な担い手の育成・強化に向けた支援を図ります。
- ・特産物の産地づくりを一体的に進める「地域農場づくり」を促進します。
- ・農作業受託組織や農業法人の育成を図り、集落型農業法人¹⁵の設立を検討します。
- ・担い手への農地集積や遊休農地の解消を進めます。

(2) 新規就農・就業の促進

- ・定年退職者等の新規就農・就業による生きがいを促進します。
- ・地域の農業活性化をリードする人材を育成します。
- ・農業者・農業団体、消費者等との連携によるネットワークづくりを進めます。

2. 生産基盤の強化

(1) 生産基盤の保全

- ・農地の生産機能の維持管理、農業振興地域の保全を通じて生産基盤を保全します。

(2) 優良農地の保全

- ・農地の利用集積や耕作放棄地の発生防止・解消を進めます。
- ・集落型農業法人の設立を検討するとともに、優良農地を保全します。

3. 地産地消の推進と地域ブランドの確立

(1) 地場産農産物の販売促進【重点】

- ・量販店等への販売や直売所における販売を促進するとともに、安全・安心な農産物等の供給体制の確立を図ります。

(2) 地場産農産物の利用促進

- ・特産品の開発等を通じて地場産農産物の利用を促進します。
- ・学校・福祉施設等における利用を促進します。

4. 資源の循環利用の促進

(1) 環境にやさしい農業の促進【重点】

- ・エコファーマー¹⁶の拡大に向けた支援を検討します。

(2) 地域共同活動の促進

- ・地域共同活動による農業・環境資源の適切な保全管理を一層促進します。

5. 都市住民との交流の促進

(1) 市民農園の充実の支援

- ・市民ニーズに対応した市民農園の充実を支援します。

14 **認定農業者**：農業経営基盤強化促進法に基づき、農業の担い手として創意工夫を行い農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者で市町村が認めた者。

15 **集落型農業法人**：地縁集団を単位として、農業生産過程の一部または全てを共同で行う組織を法人化したもの。

16 **エコファーマー**：化学肥料・農薬を減らす技術の導入など、環境にやさしい農業に取り組む計画を都道府県知事に提出し、認定を受けた農業者の愛称。安全・安心な農作物の提供にもつながるとして、全国的に広がりを見せている。

(2) 交流の促進【重点】

- ・ 体験・交流型農業の振興を図るとともに、朝市・直売所等や農作物オーナー制度¹⁷等による、市内外の都市住民との交流を促進します。
- ・ 農業ボランティアの拡充を図ります。
- ・ 交流や農業ボランティア活動の促進を通じて、食の安全・安心への関心を高め、地産地消を推進します。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消への理解と協力 ・ 食育に対する理解と事業への参加 ・ 無農薬・減農薬野菜の購入
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地場産農産物を活用した加工品の生産拡大 ・ 地産地消への理解と協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地産地消の取組の強化

農家数及び農家人口の推移

(単位：戸・人)

区分		年次	平成12年	平成17年	平成22年
農家数	専業		81	90	120
	第1種兼業		125	96	62
	第2種兼業		301	171	153
	総数		507	357	335
農家人口	男		1,467	788	677
	女		1,532	835	749
	総数		2,999	1,623	1,426

(注) 各年2月1日現在。経営耕地面積が30a以上または農産物販売金額が50万円以上の農家のみ対象。

(資料) 農林業センサス



松花堂ふれあい市



流れ橋ふれあい市



八幡市地産地消口ゴマーク

17 農作物オーナー制度：都市住民が農家とオーナー契約を結び、農作物が実ると自ら収穫をし、もち帰ることができる制度。収穫までの管理は農家が行う。

第6節 工業

[めざす姿]

■良好な都市型工業地の形成に向けて、広域幹線道路整備や計画に伴う八幡市のポテンシャルの高まりを活かした基盤整備が行われ、地場産業の振興とともに、経済波及効果の高い企業や先端技術を有する企業が立地していることをめざします。また、立地企業と地域社会が共生していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、広域幹線道路網整備や計画に伴い、利便性・経済性の利点から工業系や沿道系の土地利用の需要が高まっています。特に、市域東部に展開する工業団地を中心に工業系及び流通系の土地利用が拡大してきており、京都府南部における流通拠点の様相を呈してきています。また、地場産業である自動車処理事業に関しては、平成17年1月に「使用済自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」が施行され、事業地の整備、公害問題への取組を進めるとともに、使用済自動車の適正処理を実施しています。

今後は、広域幹線道路の整備に伴う産業用地としてのポテンシャルの高まりに対応し、地域特性を活かした用地確保が必要です。また、税制面での優遇措置の充実や工業用地に関する情報発信を行い、市域への経済波及効果が高く雇用吸収力がある優良企業や、関西文化学術研究都市¹⁸と連携した先端技術を有する企業等の誘致を推進していく必要があります。

[施策体系]

1. 工業基盤の整備	(1) 工業基盤の整備
2. 企業誘致の推進	(1) 優良企業の誘致
	(2) 地元雇用の促進
3. 企業間・地域との連携	(1) 企業間の連携の促進
	(2) 地域社会との共生
4. 企業の高度化の促進	(1) 自動車処理事業の振興

[取組の内容]

1. 工業基盤の整備

(1) 工業基盤の整備

- ・土地区画整理事業による工業団地の創出を推進します。
- ・緑化やオープンスペースの確保、都市景観の向上に配慮した工業基盤の整備を推進します。

¹⁸ 関西文化学術研究都市：京都、大阪、奈良にまたがる京阪奈丘陵に位置している。産学公が連携し、文化・学術・研究開発の新しい拠点を形成することにより、魅力ある居住環境、都市環境の創造をめざしている。

2. 企業誘致の推進

(1) 優良企業の誘致【重点】

- ・ 経済波及効果が高く、雇用吸収力のある優良企業や関西文化学術研究都市と連携した先端技術を有する企業の誘致を推進します。
- ・ 企業誘致に向けて、工業用地に関する情報発信、立地企業への税制面での優遇措置の充実を図ります。
- ・ 立地企業等による起業支援体制の充実を図ります。

(2) 地元雇用の促進

- ・ 市民の雇用機会の拡大を促進します。

3. 企業間・地域との連携

(1) 企業間の連携の促進

- ・ 立地企業の組織化を進めるとともに、事業所間、関係団体との交流を促進します。
- ・ 経済波及効果を高め、経営基盤の強化を図るための情報の共有化を促進します。

(2) 地域社会との共生【重点】

- ・ 地域社会との共生ができる組織づくりを促進します。

4. 企業の高度化の促進

(1) 自動車処理事業の振興

- ・ 協業化による生産性の向上と経営の効率化を促進し、リサイクル産業にふさわしい自動車処理事業の振興を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・ 企業、事業所等との連携
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 企業における経済基盤の強化・活性化 ・ 市域への経済的効果の波及推進 ・ 地元雇用の推進 ・ 地域活動やイベントへの参加・参画 ・ 新事業創出のための起業支援 ・ 公害の防止 ・ 景観・緑地の保全

製造業事業所数、従業者数、製造品出荷額等の推移

(単位：所・人・億円)

区分 \ 年次	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
事業所数	113	137	135	123	123
従業者数	3,174	4,109	3,775	3,250	3,323
製造品出荷額等	1,123	1,373	1,455	970	988

(注) 各年調査は12月31日現在。公表数値は、経済産業省が公表する数値と相違することがある。

(資料) 工業統計調査



上津屋工業団地



工業団地内での事業所による清掃活動

第7節 商業

[めざす姿]

■ 駅周辺、大規模団地、広域幹線道路周辺など八幡市の多様な地域特性を活かし、商業地としての魅力づくりや、周辺環境と調和のとれた商業の活性化が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、既存市街地の小売店が減少傾向にある一方、大型商業施設の進出や広域幹線道路の整備など、南部広域交流エリアを中心に商業拠点の形成が進んでいます。また、中小企業の経営安定に向けた市の取組として、保証料補給や利子補給等の取組を行っています。

今後は、既存小売店については高齢化の進行や周辺の基盤整備に対応し、地域に密着した魅力づくりが重要な課題となります。市民の生活交流拠点及び広域集客交流拠点としての八幡市駅周辺は、歴史・文化・自然の特性を活かした商業の活性化と魅力づくりが必要です。また、住宅地である橋本駅周辺は、市民の日常生活を支える商業の誘導が必要です。さらに、既存商業地においては、超高齢社会に向け必要な商業環境の充実を図り、秩序あるまちづくりとの整合性や、周辺地域の生活環境の保持に配慮した事業を推進する必要があります。

本市商工会では、平成20年から実施している「八幡おおきにデー¹⁹」に加え、「八幡で買おう応援事業」や「京・やわたブランド²⁰」の開発による地域活性化など、近年活発な活動がなされています。引き続き、市としてこれらに対する支援を行い、商業振興を促進していく必要があります。

[施策体系]

1. 商業拠点の活性化の推進	(1) 八幡市駅周辺の商業の活性化
	(2) 橋本駅周辺への商業の誘導
	(3) 既存商業地の活性化
2. 商業環境の充実	(1) 商業環境の充実
	(2) 商工会との連携強化
	(3) 活動組織の充実
3. (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積	(1) 広域的集客を図る商業機能等の誘導

19 八幡おおきにデー：毎月8日を八幡おおきにデーとして、八幡市商工会加盟の各取組店において、それぞれ趣向を凝らした各種サービス等を展開・実施。

20 京・やわたブランド：八幡市商工会で、平成22年度に特産品開発事業に取り組み、地元の産品を使った「京・やわたブランド」として、「京都やわた黒カレー」「やわたカレーコロッケ」「やわたコロッケ」「やわた黒八まん」の4つの特産品を開発。イベント等での販売等を実施。

[取組の内容]

1. 商業拠点の活性化の推進

- (1) 八幡市駅周辺の商業の活性化【重点】
 - ・ 駅周辺の整備計画にあわせた商業の活性化と魅力づくりを促進します。
- (2) 橋本駅周辺への商業の誘導【重点】
 - ・ 駅周辺整備にあわせた商業の誘導を促進します。
- (3) 既存商業地の活性化【重点】
 - ・ 地域生活拠点（男山の各地区センター周辺・美濃山近隣周辺）の既存商店の魅力化や地域住民と共生できる商店の育成を図ります。
 - ・ 大規模小売店と地域社会との共生への対応及び空き店舗等の有効活用を進めます。
 - ・ 景観法の基本理念にのっとった魅力ある商店街の形成を促進します。
 - ・ 中心市街地活性化を進めます。

2. 商業環境の充実

- (1) 商業環境の充実
 - ・ 既存商業地における個性ある魅力づくりを促進します。
 - ・ 商業環境の改善を促進します。
- (2) 商工会との連携強化【重点】
 - ・ 商工会との定期的な協議を行い、連携強化を図ります。
- (3) 活動組織の充実
 - ・ 商業団体の活動・組織強化を支援します。

3. (仮称) 八幡ジャンクション・インターチェンジ周辺への商業集積

- (1) 広域的集客を図る商業機能等の誘導【重点】
 - ・ 広域幹線道路の整備計画にあわせた、さらなる広域的集客及び雇用確保を図ることのできる商業機能等の誘導を図ります。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・ 地域商業施設の利用
NPO等	・ 商業振興による地域活性化への協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者による魅力ある環境づくり ・ 事業者や商業団体による共同事業への取組 ・ 京・やわたブランド（特産品）の開発 ・ 景観・緑地の保全



市内商業施設での「おおきにデー」



京・やわたブランド（左から「京都やわた黒カレー」「やわたカレーコロッセ・クロッセ」「やわた黒八まん」）

第8節 観光

[めざす姿]

■豊かな自然と歴史文化を活かした魅力ある観光が振興し、観光を通じて市民生活や産業の活性化が図られていることをめざします。また、来訪者との交流を通じて、八幡市の魅力が市民に再認識され、地域への愛着や誇りが育まれていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

木津川、宇治川、桂川の三川合流部、男山等の自然環境、石清水八幡宮、松花堂庭園、流れ橋等の歴史文化資源など、本市は豊富な観光資源に恵まれています。桜の開花時期には約20万人が背割堤を訪れ、石清水八幡宮への来訪者は年間約110万人に及びます。また、「徒然草」に登場する高良神社や、筒井順慶が日和見をしたと伝えられる洞ヶ峠があり、男山にはエジソンが八幡の竹を使って白熱電球の実用化に成功した偉業を伝える記念碑があります。さらに、太鼓まつり、ずいきみこし等の伝統的な祭りや桜まつり、松花堂庭園でのつばき展にも多くの観光客が訪れています。

本市では、観光客の誘引に向け、これらの観光資源について、松花堂美術館、やわた流れ橋交流プラザ「四季彩館」、観光案内所、観光ボランティアを核にして情報・魅力の発信に取り組むとともに、観光振興の拠点である観光協会の充実を図るための支援を行っています。また、観光客が快適に過ごせるよう、観光案内板の設置や石清水八幡宮の観光用トイレ改修への助成等を実施し、広域観光PR紙の発行や男山展望台の整備を行っています。さらに、地域間連携の取組として、乙訓地域との連携による乙訓・八幡歴史ウォークを開催してきました。

今後は、豊かな自然環境や歴史文化、祭りや行事等を活かした観光を一層推進するとともに、農業や工場など地域産業を活かした観光も推進していく必要があります。さらには、多彩な地域資源を結ぶネットワーク形成を進めるとともに、さまざまなツールを活用した情報発信の強化に努め、来訪者をもてなすための受け入れ環境の整備を進めていく必要があります。

[施策体系]

1. 自然環境を活かした観光の振興	(1) 三川合流部の雄大な自然を味わう場づくり
	(2) 大谷川（放生川）、防賀川の再生と散策ルートの整備
	(3) 男山等の緑や田園風景の保全と活用
2. 歴史文化を活かした観光の推進	(1) 社寺等の一般公開等によるにぎわいづくり
	(2) 歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興
	(3) 物語を使ったロマンづくり
3. 地域産業を活かした観光の推進	(1) 農業体験型観光の振興
	(2) 工場等の観光資源化
	(3) 農産物や水産物等を活かした特産品づくり

4. 祭りや行事等を活かした観光の推進	(1) 祭りやイベント等の支援・促進
5. 観光協会との連携及び情報提供の推進	(1) 観光協会との連携強化
	(2) 多彩な資源を結ぶネットワークの形成
	(3) 観光情報発信の充実・機能強化
6. 受け入れ環境の整備	(1) 受け入れ環境の整備

[取組の内容]

1. 自然環境を活かした観光の振興

(1) 三川合流部の雄大な自然を味わう場づくり【重点】

- ・沿川住民との協働及び周辺市町との広域連携を通じて、自然環境を活かした文化的景観²¹のシンボル地域としての整備を促進します。
- ・船着場の整備等を通じた舟運の復活を促進します。

(2) 大谷川（放生川）、防賀川の再生と散策ルートの整備【重点】

- ・放生川の水の流れの確保を促進します。
- ・河川を活用し、観光拠点を結ぶ回廊の整備を推進します。

(3) 男山等の緑や田園風景の保全と活用

- ・郷土のシンボルとなっている男山や緑豊かな田園地帯の保全と活用を進めます。

2. 歴史文化を活かした観光の推進

(1) 社寺等の一般公開等によるにぎわいづくり【重点】

- ・一般公開されていない社寺の公開の促進等を通じて、歴史文化を活かした観光ルートの開発を進めます。
- ・国指定史跡となった石清水八幡宮境内等の活用及び魅力発信に努めます。

(2) 歩いて楽しむ「まちなか観光」等の振興

- ・散策マップの充実や、東高野街道の整備を進め、「まちなか観光」の振興を図るとともに、東部の田園地帯においてもハイキングや散策等が楽しめる環境の整備を進めます。

(3) 物語を使ったロマンづくり

- ・松花堂昭乗や女郎花塚等の物語を活用し、ロマンづくりや来訪者と地域住民との交流への活用を検討します。

3. 地域産業を活かした観光の推進

(1) 農業体験型観光の振興

- ・農業体験等を通じてグリーンツーリズム²²を振興します。

(2) 工場等の観光資源化

- ・特色ある工場を観光資源として活用します。

(3) 農産物や水産物等を活かした特産品づくり

- ・地元の農産物等を活かした、「京・やわたブランド」等の、八幡らしい特産品づくりを進めます。

21 文化的景観：人間と自然との相互作用によって生み出された景観をいう。自然と人為が関係しあっている様子、すなわち文化をも表現するという見方。この場合の相互作用には、人間が自然の中に作り出した景観や、人間がそこに文化的意義を付与したものが含まれる。

22 グリーンツーリズム：農山漁村地域において自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。

4. 祭りや行事等を活かした観光の推進

(1) 祭りやイベント等の支援・促進

- ・協働による伝統ある祭りや催事、新たな祭りやイベントを支援・促進します。

5. 観光協会との連携及び情報提供の推進

(1) 観光協会との連携強化【重点】

- ・観光協会との連携及び体制充実への支援を強化します。

(2) 多彩な資源を結ぶネットワークの形成【重点】

- ・市内の観光資源を結ぶネットワークの形成や、市内での移動手段の充実を図ります。
- ・周辺市町等との連携の強化と広域イベント等の開催を進めます。

(3) 観光情報発信の充実・機能強化【重点】

- ・インターネットやマスメディア等を活用し、観光客の来訪意欲を高めるような観光情報発信の充実・機能強化を進めます。
- ・観光客の多様なニーズに適切に対応するための情報の把握・集約を進めます。
- ・映画やテレビ等のロケの誘致を促進します。

6. 受け入れ環境の整備

(1) 受け入れ環境の整備

- ・市民のもてなし意識の啓発やボランティアガイド等の人材育成の強化を促進します。
- ・市内におけるイメージカラーやサイン等の統一、八幡市駅前の観光案内所及び観光案内板の整備など来訪者が安全で快適に過ごせる環境の整備を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者との交流 ・まちのPRのための語り手、担い手としての協力
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・来訪者との交流の促進 ・祭りやイベントへの支援、協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・工場見学など見学者の受け入れ ・祭りやイベントへの支援、協力



太鼓まつり



桜まつり

第6章

安心して暮らせる安全で快適なまち

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
水洗化率	96.6%	98.0%	100.0%
下水道人口普及率	99.4%	99.8%	100.0%
地元団体への公園管理委託率	80.3%	79.6%	83.8%
自主防災組織設立地域数	39隊 (会)	44隊(会)	49隊 (会)
刑法犯認知件数	1,889件/年	*1,023件/年	現状値より 低い数値
高齢者の交通事故発生比率	0.64%	*0.70%	0.53%

※については、平成23年12月31日実績

第1節 住宅・住環境

[めざす姿]

■あらゆる市民が安心して暮らせるよう、適正な水準を満たした住宅が確保されているとともに、地域特性を活かした魅力的な住環境が形成されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、平成21年に「八幡市住宅基本計画」を策定し、市営住宅の改善をはじめとする総合的な住宅施策を進めています。そのようななか、かつて人口急増をもたらした男山地域の集合住宅の老朽化や地域住民の高齢化等が進行しており、地域の活性化に向け、平成17年には地域住民による「男山地域活性化基本構想¹」が策定されています。また、平成19年12月に都市再生機構から「UR賃貸住宅ストック再生・再編方針」が示され、男山団地は集約型再生とされました。本市では、男山地域再生に向けた取組として、関連部局によって構成する庁内検討委員会を設置し、課題の整理等を行っています。

今後、これらの計画や構想等に基づいて、既存の環境と調和が図られるよう、緑化・建築協定²や美化・緑化運動等を活用しながら、住環境の総合的な改善を図り、地域特性を活かした魅力的な住環境を形成していくことが求められます。特に、大規模な団地が立地する男山地域の再生については、住宅・住環境の整備等に向け、関係機関への積極的な働きかけを行っていく必要があります。

また、大地震の備えとして木造住宅の耐震化が必要となっており、引き続き地震に強いまちづくりのため、耐震化を促進していく必要があります。

[施策体系]

1. 総合的な住宅対策の推進	(1) 総合的な住宅対策の推進
2. 良好な住宅の供給促進	(1) 公的住宅の整備
	(2) 良好な住宅供給の促進
3. 住環境整備の推進	(1) 市民との協働による住環境整備
	(2) 良好な住宅地の誘導
	(3) 住宅地タイプ別の住環境整備
	(4) 環境衛生対策の充実
	(5) 町界・町名地番の整理
4. 公衆浴場	(1) 市営浴場の運営
	(2) 公衆浴場の支援
5. 墓地・斎場利用	(1) 墓地・斎場の利用

1 男山地域活性化基本構想：第4次八幡市総合計画の策定にあたって、男山地域が有する機能と市民生活の現状を踏まえつつ、男山地域の活性化をめざして、望ましい将来像をとりまとめた構想。男山地域活性化基本構想策定委員会が市に提言。

2 建築協定：一定区域において、土地所有者及び借地権利者等の全員の合意により、区域内の建築物の敷地、位置、構造、用途、形態等に関して、一般の建築基準法の規定より厳しい基準を定め、締結される協定。

【取組の内容】**1. 総合的な住宅対策の推進****(1) 総合的な住宅対策の推進**

- ・「八幡市住宅基本計画」に基づき、総合的な住宅政策を推進します。

2. 良好な住宅の供給促進**(1) 公的住宅の整備【重点】**

- ・老朽化した木造市営住宅の集約・建替えを推進します。
- ・バリアフリー化や通信回線の整備などライフスタイルに応じてだれもが快適に生活できる住宅・設備の改善を促進します。
- ・男山地域の再生に向け、集合住宅の再整備や住環境の改善について、関係機関への積極的な働きかけを行うとともに、市民と一緒にした取組を進めます。

(2) 良好な住宅供給の促進

- ・地区計画³の導入や開発指導要綱の運用等により、良好な民間住宅の誘導を図ります。
- ・住宅の耐震性・防火性の強化やバリアフリー化など、住宅の質的な改善を促進します。
- ・集合住宅の再整備に向けた体制づくりを支援します。
- ・優良建築物等整備事業⁴など関連諸制度の取組について検討します。

3. 住環境整備の推進**(1) 市民との協働による住環境整備【重点】**

- ・地区計画や建築協定など各種制度の活用や、美化・緑化運動、花のまちづくり推進⁵など市民との協働により良好な住環境づくりを進めます。

(2) 良好な住宅地の誘導

- ・地区計画制度の活用により、良好な住宅地の誘導を図ります。

(3) 住宅地タイプ別の住環境整備

- ・住宅地のタイプに応じて、公園・道路等の整備や、消防施設・ごみ置き場の設置など、必要な住環境整備に努めます。

(4) 環境衛生対策の充実

- ・不法投棄の防止や野犬・害虫等への対応など、環境衛生対策の充実を進めます。
- ・管理不全な空家への対策を検討します。

(5) 町界・町名地番の整理

- ・区画の実態を踏まえた町界・町名地番の整理を進めます。

3 地区計画：60 ページ参照。

4 優良建築物等整備事業：良好な市街地環境の整備、市街地住宅の供給等を促進するため、国が一定の要件を満たす優良な建築物等の整備を行う民間事業者等に対し、地方公共団体を通じて調査設計計画費、土地整備費、共同施設整備費等の一部を補助する事業。

5 花のまちづくり推進：緑の育成・創出、生活環境の向上など、美しいまちづくりの推進を図るために、自治組織団体等に対して花の苗等を支給する取組。

4. 公衆浴場

(1) 市営浴場の運営

・市営浴場の適切な管理・運営を推進します。

(2) 公衆浴場の支援

・公衆衛生に寄与する公衆浴場を支援します。

5. 墓地・斎場利用

(1) 墓地・斎場の利用

・市営墓地の適切な管理を行います。

・広域的な施設としての斎場の利用負担軽減を継続します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・市の住宅・住環境事業への理解と協議等への参加 ・美化・緑化運動、花のまちづくり推進など美しいまちづくり運動への参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・住環境事業への提言と協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・住宅・住環境事業への理解と協力 ・美化・緑化運動、花のまちづくり推進など美しいまちづくり運動への参加 ・男山地域の集合住宅の建替えを含む再整備



地域住民によるシバザクラの植栽活動(男山竹園地区)

第2節 上下水道

[めざす姿]

■上水道については、事業経営の効率化や施設等の耐震性強化により、安全な水の安定的な供給が持続的に実現できていることをめざします。下水道については、耐震性強化を含めた効率的・効果的な整備・維持管理により、快適な生活環境の形成と河川等の水質が保全されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市の上水道は、普及率が99.9%で、給水人口が横ばいですが、世帯数の増加等の影響により給水契約件数は増加傾向にあります。水道施設については老朽化が進行しており、安全で安定的な水道水を供給するため、老朽化対策や耐震化を計画的に進める必要があります。

下水道は人口普及率が99.8%となり、概ね整備は完了していますが、100%に向けて未整備地域への対応が求められています。また、下水道管渠の老朽化が進行しており、建設から維持管理の時代を迎えています。下水道長寿命化計画に基づき、耐震性の強化を含めた計画的な更新を進めていく必要があります。なお、平成22年度からは、経営状況の明確化等のため地方公営企業法の財務規定を適用し、企業会計を導入しています。

上下水道事業の経営環境については、節水機器の普及や節水意識の高まりによって水需要が減少傾向にあり、そのため収入が減少し、依然として厳しい状況が続いています。民間委託や民間的経営手法を取り入れるなどして、引き続き事業のより一層の効率化を図り、健全な事業経営を進める必要があります。

[施策体系]

1. 水の安定供給	(1) 施設・設備の整備
	(2) 広域連携体制の強化
	(3) 水質管理の充実
2. 下水道の整備推進	(1) 施設・設備の整備
	(2) 維持管理の充実
	(3) 水洗化の促進
3. 経営の安定化	(1) 事業経営の安定化
4. 水に対する意識啓発	(1) 水週間の活用
	(2) 下水道の日の活用

[取組の内容]

1. 水の安定供給

(1) 施設・設備の整備【重点】

・耐震化や設備の更新を計画的に進めます。

(2) 広域連携体制の強化

・近隣市町との配水管等の相互連結など緊急時の広域的な相互応援体制を強化します。

(3) 水質管理の充実

・京都府と連携して府営水道水の水質監視を進めるとともに、自己水源である地下水の水質監視を充実します。

2. 下水道の整備推進

(1) 施設・設備の整備【重点】

・下水道長寿命化計画に基づき、耐震性の強化を含めた施設の計画的な更新を行います。

・未整備地域及び流域下水道の整備を促進します。

(2) 維持管理の充実

・下水道管理システムに基づき、計画的な維持管理を進めます。

(3) 水洗化の促進

・未水洗化世帯等への啓発を進め、水洗化を促進します。

3. 経営の安定化

(1) 事業経営の安定化

・上水道については、安全で安心できる水道水の安定供給を持続するため、水道ビジョンを策定し、経営の安定化に努めます。

・下水道については、建設から維持管理が中心となる時期を迎えたことから、計画的に事業を進め、事業の安定的で健全な経営に努めます。

・電算システムの運用により、事務の効率化を図ります。

・民間委託や民間的経営手法を取り入れるなど、事業の効率化を推進します。

4. 水に対する意識啓発

(1) 水週間の活用

・市民に向けて上水道事業についての啓発活動を進めます。

(2) 下水道の日の活用

・市民に向けて下水道事業についての啓発活動を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道事業への理解と協力 ・適切な上下水道の利用 ・適切な使用料の負担 ・水の大切さの認識
----	--

事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上下水道事業への理解と協力 ・ 放流水質の適切な管理 ・ 水洗化の早期実施 ・ 適切な使用料の負担 ・ 水の再生利用
------	--

上水道の給水状況の推移

(単位：千 m^3 ・人)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
年間配水量	8,096	7,994	7,920	7,942	7,909
給水人口	72,987	74,025	74,113	74,152	73,913

(資料) 水道総務課

下水道の整備状況の推移

(単位：ha・%)

年度 区分	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
排水面積	1,077	1,094	1,103	1,110	1,110
人口普及率	99.5	99.5	99.6	99.7	99.8

(資料) 下水道課



東日本大震災発生に伴う被災地での
本市水道職員の給水活動(岩手県)



美濃山高区配水場

第3節 公園・緑地・河川

[めざす姿]

■公園が、市民や来訪者の憩いとふれあいの場、健康づくりの場として活用されているとともに、防災拠点としての機能が強化されていることをめざします。また、本市のシンボルである男山等の緑地が適切に保存され、市民に親しまれているとともに、市内の河川が安全で美しく保たれ、親水空間として市民にうるおいを与えていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、これまで市民スポーツ公園の整備や男山をはじめとする緑地空間の保全、大谷川（放生川）や防賀川等の河川における親水空間の整備等を通じて、来訪者や市民の憩いの場を整備してきました。平成20年度から22年度にかけて男山レクリエーションセンターのリニューアル整備を実施し、平成22年度より近隣公園への健康遊具の設置を行ってきました。今後も、公園については防災拠点としての機能強化や高齢者等の健康づくりの場としての活用が求められます。

また、平成21年度から淀川河川公園背割堤地区において「七夕まつり」を実施しています。緑地や河川については市民や来訪者から親しまれる空間となるよう、引き続き適切な保全・整備を進めていく必要があります。特に、河川については改修・改良や内水排除機能の強化など治水対策を図るとともに、三川合流部、大谷川（放生川）、木津川等の親水化や水と緑のネットワークの形成が必要です。

[施策体系]

1. 総合的緑地対策の推進	(1) 総合的緑地対策の推進
2. 緑地の保全	(1) 緑地の保全
3. 公園の整備	(1) 公園機能の充実
	(2) 三川合流部周辺の整備
4. 河川の整備	(1) 河川の維持管理
	(2) 治水対策の推進
5. 水と緑のネットワークづくり	(1) やすらぎと潤いの回廊づくり

[取組の内容]

1. 総合的緑地対策の推進

(1) 総合的緑地対策の推進

・「八幡市みどりの基本計画⁶」に基づいて、総合的な緑地対策を進めます。

⁶ 八幡市みどりの基本計画：快適で安全な生活環境の形成と環境にやさしいまちをめざすために、市域のみどり全般について、将来都市像や目標と施策を掲げた計画。平成11年3月策定。

2. 緑地の保全

(1) 緑地の保全

- ・ 民間の開発行為等への指導を通じて緑地面積の確保に努めます。
- ・ 寺社林など、まとまった緑地空間の保全を進めます。

3. 公園の整備

(1) 公園機能の充実【重点】

- ・ バリアフリー化や防災拠点としての機能、健康づくりやふれあい交流の拠点としての機能など、求められる機能を付加して公園機能の充実を図ります。

(2) 三川合流部周辺の整備【重点】

- ・ 三川合流部について、集客力の高い公園となるようイベント等を通じたPR活動を行うとともに、船着場やトイレの整備など、必要な施設の整備について関係機関に要請します。

4. 河川の整備

(1) 河川の維持管理【重点】

- ・ 汚水の流入抑制やごみの不法投棄防止等を通じて河川の水質向上や美化を進めます。

(2) 治水対策の推進【重点】

- ・ 一級河川の堤防強化、河道整備、内水排除機能の強化、しゅんせつ⁷、改良など、河川の治水対策を関係機関に要請するとともに、市管理河川の日常管理に努めます。

5. 水と緑のネットワークづくり

(1) やすらぎと潤いの回廊づくり【重点】

- ・ 遊歩道の整備等を通じて水辺におけるやすらぎと潤いの回廊づくりを進めます。
- ・ 放生川の水の流れの確保と親水化を促進します。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園・緑地・河川の美化 ・ 男山や緑地空間の保全への協力 ・ 「八幡市美しいまちづくりに関する条例」に基づく美しいまちづくりへの取組
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公園・緑地・河川の美化と市民への啓発
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「八幡市美しいまちづくりに関する条例」に基づく美しいまちづくりへの取組

⁷ しゅんせつ：河川・港湾等の水底の土砂をさらうこと。

都市公園の整備状況の推移

(単位：園・m²)

区分 \ 年次	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
園数	91	92	93	94	94
面積	545,500	546,600	548,200	548,600	548,600
一人当たりの公園面積	7.41	7.38	7.40	7.40	7.42

(注) 各年4月1日現在。

(資料) まちづくり推進課



木津川・宇治川・桂川の三川合流部周辺



男山レクリエーションセンターに
新設されたフットサルコート

近隣公園に設置された健康遊具の例



座位体前屈



平行棒

第4節 防災

[めざす姿]

- 市民一人ひとりの防災意識の向上、自主防災組織⁸の機能の向上、行政の危機管理体制の整備を通じて、「自助」「共助」「公助」のいずれの側面においても防災力が高まっていくことをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では現在、44の自主防災組織があり、防災訓練の実施等を通じて、地域コミュニティにおける防災力の強化を図っています。また、市域及び市内住民の生命・財産等の保護を目的として平成14年に策定した「八幡市地域防災計画」に基づいて、水害時等の避難地の検討を行い、災害発生時における近隣市町及び市町村広域災害ネットワーク⁹や民間企業等との連携のしくみを整えるとともに、平成19年度にはハザードマップ¹⁰を作成し、防災図上訓練を実施してきました。

また、平成22年度には新防災行政無線を整備し、31カ所の公共施設等に大型スピーカーを設置して情報を一斉に伝達する方式に変更するとともに、避難所となる小中学校施設の耐震化を完了しました。その後も引き続き旧小学校体育館の耐震改修を進めるとともに、災害弱者対策として災害時要援護者台帳の整備を進めています。さらに、平成23年度にはハザードマップの改訂を行っています。

東日本大震災のケースにも見られるように、大規模な災害においては公的機関だけではすべてに対応することはできません。市民一人ひとりが災害に備える「自助」と地域コミュニティにおける「共助」そして公的機関による「公助」それぞれを向上させながら、それらの機能をうまく組み合わせて災害に強いまちづくりを進めていくことが必要です。

[施策体系]

1. 防災基盤の整備	(1) 災害に強いまちづくり
	(2) 防災拠点の整備
	(3) 治山治水対策の推進
2. 防災体制の強化	(1) 関係機関と連携した初動体制の強化
	(2) 広域連携体制の強化
	(3) 災害リスク情報の共有
3. 市民防災組織の拡充	(1) 防災意識の啓発
	(2) 自主防災組織の育成
4. 国民保護計画	(1) 国民保護情報の周知

8 自主防災組織：19ページ参照。

9 市町村広域災害ネットワーク：災害時の応急対策及び復旧措置等で広域連携を図るネットワーク型災害協定。平成23年度末現在、14府県にわたり本市を含む14市1町の自治体間で協定を締結。

10 ハザードマップ：地域や都市の状況にあわせ、危険情報を公開・掲載する取組が自治体で進んでおり、火山噴火、土砂災害や浸水の危険区域、あるいは地震時の避難地、避難路等を示した被害予測図。

[取組の内容]**1. 防災基盤の整備****(1) 災害に強いまちづくり【重点】**

- ・災害状況に応じた避難場所等の確保・整備や防災対策向上に向けた新たな取組を、市民と一体となって進めます。
- ・上下水道、電気、ガス、通信等のライフライン強化や公園の防災機能強化、避難経路の確保、狭小道路の改善を図ります。
- ・防災行政無線などによる、市民への速やかな災害情報等の提供を充実します。

(2) 防災拠点の整備

- ・防災拠点となる施設の耐震化と機能向上を進めるとともに、防災活動の拠点となる施設の整備を進めます。

(3) 治山治水対策の推進

- ・土砂災害特別警戒区域など危険箇所の解消に向けた対策を検討するとともに、パトロールの強化を図り、緊急時の指導・勧告の迅速化に努めます。

2. 防災体制の強化**(1) 関係機関と連携した初動体制の強化**

- ・災害時における情報収集・発信体制を充実させるとともに、関係機関と連携し、初動体制を強化します。

(2) 広域連携体制の強化

- ・自治体間の相互応援体制を強化するとともに、事業者との災害発生時における協力の協定を拡充します。

(3) 災害リスク情報の共有

- ・ハザードマップを活用し、市民と災害リスク情報の共有を進めます。

3. 市民防災組織の拡充**(1) 防災意識の啓発**

- ・市民の防災意識の高揚を図るとともに、時代の変化や各地域で想定される被害に対応した防災訓練の実施や防災ボランティアの養成等に努めます。

(2) 自主防災組織の育成【重点】

- ・人材育成や災害弱者を守るための体制づくりなど、自主防災組織の機能向上及び全地域での設立を促進します。

4. 国民保護計画**(1) 国民保護情報の周知**

- ・市民に対して国民保護情報を提供します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

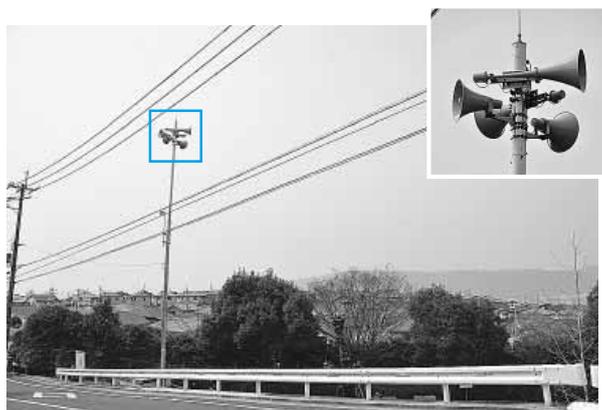
市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災学習会や防災訓練への参加 ・ 自主防災組織への積極的な参画 ・ 防災ボランティアへの参加 ・ さまざまな取組を通じた、防災における地域のつながりの強化
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防災ボランティア活動への支援・協力 ・ 防災関連のNPOの成長
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建物の耐震性・耐火性の強化 ・ 緑地帯の設置 ・ 物資の供給など、協定に基づく災害時の援助



東日本大震災発生に伴う被災地での
本市消防職員の活動(岩手県)



八幡市防災ハザードマップ



市内に設置された新防災行政無線

第5節 防犯・交通安全

[めざす姿]

■ 犯罪や交通事故を防ぐための設備の充実や知識の普及、情報の共有が進んでいるとともに、地域における自主的な活動が広がり、被害にあう市民の数が減少していることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市における犯罪の認知件数は徐々に減少しているものの、地域におけるつながりの希薄化等により、住民が肌で感じる治安は向上しているとはいえない状況です。本市では学校安全ボランティアによる防犯パトロールや立ち番、防犯ボランティア等の活動を実施しており、平成21年度には美濃山地区に交番が設置されました。また、交通安全については、交通事故発生総数は減少傾向にあります。高年齢者が関係する事故割合が高く、高齢化が進行するなかで一層の増加が懸念されます。また、子どもの事故や自転車事故も多くなっています。

犯罪を防止し、交通の安全を確保するためには、行政とともに地域や家庭が大きな役割を果たすことから、引き続き、地域や家庭、関係団体との連携を推進していく必要があります。

[施策体系]

1. 防犯体制の強化	(1) 自主防犯活動の促進
	(2) 防犯設備の充実
	(3) 防犯情報の共有
2. 防犯知識の普及・啓発	(1) 防犯知識の普及・啓発
3. 交通安全の推進	(1) 交通安全啓発の強化
	(2) 交通安全施設の整備
	(3) 道路の安全対策の推進

[取組の内容]

1. 防犯体制の強化

(1) 自主防犯活動の促進【重点】

・「こども110番のいえ¹¹⁾」や防犯パトロールなど市民参加型の自主防犯活動を促進します。

(2) 防犯設備の充実

・危険箇所への街路灯や防犯カメラの設置など、防犯設備の充実に努めるとともに、交番の設置やパトロールの強化を要請します。

(3) 防犯情報の共有

・市民との協働により、危険箇所マップの作成と有効活用を図るとともに、警察と連携して防犯情報を発信します。

11 こども110番のいえ：38ページ参照。

2. 防犯知識の普及・啓発

(1) 防犯知識の普及・啓発【重点】

- ・市民への防犯知識の普及・啓発を進めます。

3. 交通安全の推進

(1) 交通安全啓発の強化【重点】

- ・自転車などに関する交通ルールおよび交通マナーの啓発を強化するとともに、子どもや高齢者の交通安全対策を充実します。

(2) 交通安全施設の整備

- ・カーブミラー、点字ブロック等の交通安全施設を整備するとともに、信号機・横断歩道等の整備を要請します。

(3) 道路の安全対策の推進

- ・道路の安全を阻害する事象への対策・指導により、安心して歩行できる空間の確保に努めます。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯活動への参加 ・交通ルール及び交通マナーの遵守 ・自転車教室等への参加 ・地域コミュニティにおける防犯対策の実施
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防犯活動への協力
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員への安全運転教育の推進 ・事業活動の際における安全確保 ・防犯施設への協力

八幡市内の交通事故の推移

(単位：件・人)

区分 \ 年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
発生件数	553	531	487	370	391
死者	1	4	1	—	2
負傷者	702	650	589	447	494

(注) 各年末現在。

(資料) 京都府警察本部「交通統計」



小学校通学路での交通安全指導



美濃山地区に新たに設置された交番

第6節 消防・救急

[めざす姿]

■ 必要な資機材の整備や人材の育成、市民や事業所の防火意識の向上等を通じて、地域における防火・消防体制が充実していることをめざします。また、救急隊員の技能向上や救急の適切な利用を通じて、質の高い救急体制が保たれていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、これまで消防庁舎の新築移転や消防緊急通信指令システムの整備、消防資機材の充実・整備、消防車両の更新に加え、救急救命士の養成及び消防大学校専科教育の受講など、消防職員の資質の向上と人材育成を行ってきました。また、消防団や女性防火推進隊¹²、自主防災組織等の積極的な活動の促進など、市民が安全で安心して暮らせるまちづくりをめざして、消防・救急業務の充実・強化を図ってきました。さらに、住宅用火災警報器設置の義務化に伴い、防火啓発や設置普及に係る広報活動に取り組んでいます。

今後も、必要な資機材・設備の更新や人材の育成を進めるとともに、複雑多様化・大規模化する災害への対応力の強化や、増加の一途をたどる救急出動件数への対応等を進め、地域における防火体制の充実と、質の高い救急体制の確保に努めていく必要があります。また、消防・救急無線のデジタル化への対応や消防の広域化に向けた検討を行う必要があります。

[施策体系]

1. 予防体制の充実	(1) 防火意識の高揚
	(2) 市民自主防火組織の育成
	(3) 事業所の防火体制の充実
	(4) 住宅火災予防対策の推進
	(5) 災害弱者の安全対策の推進
2. 消防体制の充実	(1) 消防力の強化
	(2) 消防団の活性化及び資質の向上
	(3) 緊急消防援助隊 ¹³ の充実
3. 救急・救助体制の充実	(1) 救急・救助活動の強化
	(2) 医療機関等との連携強化
	(3) 応急・救護体制の確立
4. 消防広域化の推進	(1) 消防広域化の検討
	(2) 広域化に向けた取組の検討・推進

12 女性防火推進隊：防火思想の普及と火災予防措置の徹底を図るため、女性により構成された組織。

13 緊急消防援助隊：阪神・淡路大震災での教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害発生時における人命救助活動等を効果的かつ迅速に実施する体制を国として確保するために創設。

[取組の内容]**1. 予防体制の充実****(1) 防火意識の高揚**

・地域・職場・事業所等における各種行事や訓練等を通じて防火意識の高揚を図ります。

(2) 市民自主防火組織の育成【重点】

・女性防火推進隊や防火推進連絡会等の市民自主防火組織を育成し、地域ぐるみの自主防火活動を促進します。

(3) 事業所の防火体制の充実

・事業所の防火体制を充実させるため、防火査察や違反是正の強化に努めるとともに、消防用設備等の設置や管理体制の充実を促進します。

(4) 住宅火災予防対策の推進

・住宅火災予防対策の啓発活動を推進するとともに、消火器や住宅用火災警報器の普及を促進します。

(5) 災害弱者の安全対策の推進

・高齢者や障がい者等を災害から守るため、防火に関する訪問指導を行います。

2. 消防体制の充実**(1) 消防力の強化**

・職員の知識・技術の向上や、資機材・設備の整備等を通じて消防力を強化します。

(2) 消防団の活性化及び資質の向上

・消防団への入団促進や、団員の資質の向上、装備の充実等を通じて、消防団の活性化及び資質の向上を図ります。

(3) 緊急消防援助隊の充実

・関係車両の整備及び資機材等の充実・強化や隊員の育成、出動体制の確立など、大規模災害に対応できる緊急消防援助隊の充実を図ります。

3. 救急・救助体制の充実**(1) 救急・救助活動の強化**

・隊員の知識・技術の向上や資機材等の整備を通じて救急・救助活動を強化します。

(2) 医療機関等との連携強化

・メディカルコントロール体制¹⁴の充実、市内救急搬送病院との連携強化等を通じて救命率の向上に努めます。

(3) 応急・救護体制の確立

・市内の主な施設に設置されているAED（自動体外式除細動器）の使用方法も含め、市民に対する講習会の実施等を通じた地域における応急・救護体制の確立を図ります。

4. 消防広域化の推進**(1) 消防広域化の検討【重点】**

・消防広域化に向けた検討を進めるための会議に参加し、検討を進めます。

¹⁴ **メディカルコントロール体制**：救急現場から医療機関までの間において、救急救命士が医療行為を実施する場合、当該医療行為を医師が指示または指導・助言及び検証してそれらの医療行為の質を保証すること。

(2) 広域化に向けた取組の検討・推進

- ・消防救急無線のデジタル化に向けた検討を進めます。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・火災予防に関する講習会や訓練への参加 ・消防団、女性防火推進隊、自主防災組織、防火推進連絡会等の団体活動への参加 ・救急・救命に関する講習会への参加 ・住宅用火災警報器の設置など防火対策の推進
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所による自衛消防隊の組織化と機能の充実 ・事業所における防火訓練の実施

火災発生件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
発生件数	25	14	18	18	11

救急出動件数の推移

(単位：件)

区分 \ 年次	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
出動件数	3,156	3,063	3,276	3,417	3,615

(注) 各年末現在。

(資料) 消防本部



更新された30m級はしご付消防自動車



消防団による訓練



女性防火推進隊による高齢者宅への防火訪問

第7節 消費生活

[めざす姿]

- 社会経済情勢の変化に対応した情報の提供や相談体制の充実により、消費者の意識が高まり、トラブルに巻き込まれにくい環境ができていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

情報化の進展、高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢を背景として、消費生活にかかわる問題が複雑・多様化してきています。このため、国においても平成21年9月に消費者庁が設置されました。これらの問題に対応し、被害にあう人を減らし、被害を小さくしていくためには、さまざまな媒体を通じた啓発の強化や早期の情報提供に努め、消費者自身が問題の本質を正しく理解し、主体的に行動できるようになる必要があります。

また、本市ではこの間行ってきた弁護士法律相談に加え、平成22年度から司法書士による登記・多重債務・法律相談を開始するとともに、平成23年度からは月2回開催していた弁護士法律相談の開催数を月3回に拡充しました。今後も継続して弁護士など専門家による相談・支援を行っていく必要があります。

[施策体系]

1. 消費者保護対策の推進	(1) 相談窓口機能の充実
	(2) 情報収集・提供の充実
	(3) 消費者関係団体の自主的な活動の促進

[取組の内容]

1. 消費者保護対策の推進

(1) 相談窓口機能の充実

- ・ 消費生活に関する相談窓口機能を充実させ、消費者保護の拡充を図ります。

(2) 情報収集・提供の充実

- ・ 関係機関との連携強化や情報提供の充実に努め、被害にあわない消費者の育成に向けた啓発を強化します。

(3) 消費者関係団体の自主的な活動の促進

- ・ 消費者関係団体の自主的な活動を支援・促進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	・ 消費生活に関する正しい知識の取得
NPO等	・ 自主的な消費者保護活動の実践
事業者等	・ 適正な事業活動 ・ 情報提供等による連携強化

消費生活相談受付状況の推移

(単位：件)

年度 区分		平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
受付件数		762	595	689	510	543
受付件数上位 3品目	1位	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス	金融・保険サービス
	2位	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス	運輸・通信サービス
	3位	商品一般	商品一般	商品一般	教養娯楽品	教養娯楽品

(資料) 生活情報センター



生活情報センター(男山中央センター内)

第7章

計画の実現に向けた取組や体制の強化

● 成果指標

指 標	計画当初値	現状値 (H23)	目標値
全成果指標の達成率	—	前期基本計画に掲げる成果指標達成率 33.3%	現状値より高い比率
経常収支比率	100.6%	*95.8%	95.0%以下
実質公債費比率	7.9%	*3.7%	6.0%以下
将来負担比率	—	*47.4%	60.0%以下

※については、平成23年3月31日実績

第1節 行政経営

[めざす姿]

■ 複雑・多様化する行政需要に対し、計画的・効率的に対応できる行政経営の体制がつけられ、それを担う職員が育成されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

京都府から市町村への権限移譲の動きなど地域主権改革が進むなか、高齢化の進行をはじめとする社会経済情勢の変化により、行政需要の複雑・多様化が進んでいます。財政状況が厳しいなか、複雑・多様化する行政需要にこたえていくために、計画的・効率的に対応できる行政経営の体制づくりが求められています。本市では、第4次総合計画が実効性のあるものとなるよう、3年間の計画期間とする実施計画を毎年度改定し、事務事業の進行管理を行ってきました。また、平成19年度から平成21年度を計画期間とする第4次行財政改革実施計画に取り組み、事務事業の整理合理化、事務の効率化を図ってきました。さらに、入札事務の効率化を図るため、平成22年度から京都府電子入札システムを活用した電子入札を導入し、順次運用範囲を拡大しています。

行政需要に対応する職員については、平成21年に人材育成基本方針を策定し、研修等を実施するとともに人事評価システムの導入を順次行っていますが、従来の考え方にとらわれず、幅広い視野を持って諸課題に取り組む意欲・能力を備えていく必要があります。そのような人材の採用・育成が求められています。

また、引き続き第4次総合計画後期基本計画の適切な進行管理を行うとともに、平成23年度から平成25年度を計画期間とする第5次行財政改革実施計画の推進及び簡素で効率的な組織機構の構築により、計画的・効率的な行政運営を行っていく必要があります。

さらには、今後のまちづくりに対応した施設の転用、統廃合及び再配置の検討や旧小学校の跡地利用及び既存施設の有効活用についての検討も行っていく必要があります。

[施策体系]

1. 計画的な行政経営の推進	(1) 計画的な行政経営の推進
2. 効率的な行政経営の推進	(1) 事務事業の効率化の推進
	(2) 施設の管理・運営の効率化の推進
	(3) 総合的ネットワークシステムの活用の推進
	(4) 時代の要請・課題に対応できる組織機構の構築
3. 職員の資質向上	(1) 行政サービスの充実
	(2) 職員研修の充実
	(3) 人事評価制度の確立
	(4) 時代に対応した人材の確保

[取組の内容]

1. 計画的な行政経営の推進

(1) 計画的な行政経営の推進【重点】

- ・ 総合計画に基づき、施策・事業を着実に推進していきます。
- ・ 職員の政策形成・法制執務能力の向上に努めます。
- ・ 各部局における総合調整機能の充実を図ります。

2. 効率的な行政経営の推進

(1) 事務事業の効率化の推進

- ・ 行政手続きの簡素化や、業務遂行手順の継続的な見直し・改善等を通じて、事務事業の効率化を推進します。

(2) 施設の管理・運営の効率化の推進【重点】

- ・ 今後のまちづくりに対応した施設の転用、統廃合及び再配置の検討を行うとともに旧小学校の跡地利用及び既存施設の有効活用についての検討を行います。
- ・ 指定管理者制度¹等の民間活力の導入を通じて、施設の管理・運営を効率的に行います。
- ・ 中長期的な改修・更新時期を見据えた効率的な施設管理を行います。

(3) 総合的ネットワークシステムの活用の推進

- ・ 市政情報共有化による効率的な行政を推進します。

(4) 時代の要請・課題に対応できる組織機構の構築【重点】

- ・ 簡素で効率的・機動的に対応できる組織機構の確立を図ります。

3. 職員の資質向上

(1) 行政サービスの充実

- ・ 市民へのわかりやすい説明など、窓口サービスの充実を図ります。

(2) 職員研修の充実

- ・ 人材育成基本方針に基づき、総合的かつ計画的に職員研修の充実を図ります。
- ・ 職員の自主的な学習や能力開発を促進します。
- ・ 経験豊富な職員の知識・経験等の的確な継承に努めます。

(3) 人事評価制度の確立

- ・ 職員の意欲を高める人事評価制度を確立します。

(4) 時代に対応した人材の確保

- ・ 時代に対応した人材確保に向けた職員採用制度の充実を図ります。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種市民アンケート等への協力 ・ 自治組織団体等の団体として指定管理者制度への理解と参加
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 指定管理者制度への参画
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入札等への適正な参加 ・ 指定管理者制度への参画

¹ **指定管理者制度**：公的施設の管理を、地方公共団体が指定する法人やその他の団体に代行させる制度。平成15年の地方自治法の一部改正により、従来の「管理委託制度」にかわり導入。

市職員数の推移

(単位：人)

年次 区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
事務職員	281	281	284	283	284
技術職員	183	174	174	184	179
技能職員	80	74	71	64	63
消防職員	68	66	67	68	69
総数	612	595	596	599	595

(注) 各年4月1日現在。

(資料) 人事課



窓口風景(市庁舎1階市民課)

第2節 財政運営

[めざす姿]

- 徹底的な無駄の排除や、知恵を絞った事業の実施等による歳出の削減と、地域経済の活性化等による歳入の増収が図られ、財政が健全で効率的・効果的に運営されていることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市の財政は、歳入面では市民税の大半を給与所得が占めており、少子高齢化等による人口の停滞・減少等により、今後の税収の伸びは見込みにくい状況にあります。また、固定資産税においても地価の下落がみられ、増収が期待できない状況にあります。歳出面では、高齢化や厳しい経済状況を背景とした社会保障関係経費の増加が著しく、財政を圧迫しています。

地域主権改革の進展に伴い、複雑・多様化していく行政サービス需要に応えるためには、徹底的な無駄の排除や、知恵を絞った事業の実施等により、サービス水準を下げずに歳出を削減していく取組を行っていく必要があります。また、地域経済の活性化や税等の徴収率の一層の向上等により、歳入を確保していく取組も行っていく必要があります。

そのようななか、本市では、平成19年度から21年度を計画期間とする第4次行財政改革実施計画に取り組み、定員管理の適正化や各種手当の見直しなど給与の適正化を図り、一定の効果額を達成することができました。また、平成23年度から25年度を計画期間とする第5次行財政改革実施計画においては、平成23年度に「わたり」の是正を行いました。

また、平成20年度より、すべての税目でコンビニエンスストアでの納付環境を整備するなど、市税等の徴収率向上に向けた取組を進めてきました。しかし、社会経済情勢にあいまって、市の財政状況は依然として厳しいものがあり、引き続き第5次行財政改革を推進していく必要があります。

[施策体系]

1. 健全な財政運営の推進	(1) 持続可能な財政運営の推進
	(2) 市の財政状況の公表
	(3) 定員管理及び給与の適正化
2. 効率的な財政運営の推進	(1) 中期財政計画に基づく財政運営
	(2) 税等の徴収率の向上
	(3) 納税者の納付環境の整備
	(4) 市有財産の有効活用の推進

[取組の内容]

1. 健全な財政運営の推進

(1) 持続可能な財政運営の推進【重点】

- ・ 行財政改革実施計画に基づき、財政健全化に向けた取組を強化します。
- ・ 地域経済の活性化等の取組を通じて、自主財源²確保を推進します。
- ・ 事務事業の見直しにより、サービス水準を維持したコスト削減を進めます。
- ・ 使用料や負担金の適正化を図ります。
- ・ 施設の管理運営のあり方を見直し、短期・長期双方の視点からコスト削減を進めます。

(2) 市の財政状況の公表

- ・ 市の財政状況について市民への啓発を推進します。

(3) 定員管理及び給与の適正化

- ・ 職員の定員適正化計画を策定し、推進します。
- ・ 職員給与の適正化を進めます。

2. 効率的な財政運営の推進

(1) 中期財政計画に基づく財政運営【重点】

- ・ 中期財政計画に基づき効率的・効果的な財政運営を進めます。
- ・ 市民公募債³の活用を検討します。

(2) 税等の徴収率の向上【重点】

- ・ 税や使用料等の徴収率を向上させ、負担の適正化・公平化を推進します。
- ・ 京都地方税機構⁴との連携により、徴収率の向上を図ります。

(3) 納税者の納付環境の整備

- ・ 納付方法の拡大を検討し、納税者の納付環境の向上を進めます。

(4) 市有財産の有効活用の推進【重点】

- ・ 市有財産の整理及び活用を推進します。

[市民・NPO等・事業者等に期待される役割]

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な納税 ・ 公共施設の管理運営 ・ 市の財政状況への関心の高揚
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設の管理運営 ・ 行政との協働による事業の推進
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適正な納税 ・ 市民雇用の促進

2 自主財源：自治体が自主的に徴収することのできる財源。地方税、使用料、手数料、分担金、負担金など。

3 市民公募債：公共施設の建設費等の資金を直接市民から募るため、市民に購入してもらう市債。

4 京都地方税機構：京都府と府内25市町村（京都市を除く）の税業務を共同で行い、納税者の利便性向上を図りながら、より一層の公平・公正な税務行政の実現をめざす広域連合。

第3節 広域行政

[めざす姿]

- 近隣市町、府県、さらには国や遠方の自治体等を含め、福祉・防災・環境・観光等広域的な対応が必要なさまざまな課題に応じて、適切な体制が取れるよう、交流・連携が進んでいることをめざします。

[現状と取り組むべき課題]

本市では、行政の効率性・効果性の面から、周辺市町との広域的な連携等を図る取組を積極的に推進し、ごみ処理施設・処分地の維持管理、消防活動の連携のほか、災害に対応するための備蓄品の確保、広域的課題の調査研究等を行っています。また、淀川三川合流域について広く情報発信し、地域間連携を推進することを目的に、平成21年度から淀川三川ふれあい交流イベントを実施してきました。

市町村合併の進展に伴い、それまでの各種協議会等が役割を終えて相次いで廃止・解散される反面、関西広域連合⁵の設立や道州制⁶の導入検討、府内では平成19年2月に京都府後期高齢者医療広域連合⁷の設立、平成21年8月に京都地方税機構の設立など、広域行政のあり方は大きく変化しようとしています。また、東日本大震災の発生により、より広域的な自治体間の連携についても検討が求められています。

これらの動向を見据えながら、本市が自ら取り組むべき課題と広域的に解決すべき課題を適切に見極めて、広域的課題についてはこれまで以上に連携強化や機能分担を図ることにより、施策の効率性や効果性の向上をめざすことが必要です。

[施策体系]

1. 広域行政の推進	(1) 広域行政組織の活動の推進
2. 広域連携の推進	(1) 近隣市町との連携強化
	(2) 広域的な交流の推進
	(3) 国、京都府等との連携
3. 住民相互交流の促進	(1) 地域住民間の相互理解の促進

[取組の内容]

1. 広域行政の推進

(1) 広域行政組織の活動の推進

- ・「京都市圏自治体ネットワーク会議⁸」等による広域的課題への対応を進めます。

⁵ 関西広域連合：平成22年12月1日に滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県の関西2府5県で設立された、複数府県による全国初の広域連合。

⁶ 道州制：数府県の地域を単位とする広域行政体として、「道」または「州」を設置する制度。

⁷ 京都府後期高齢者医療広域連合：62ページ参照。

⁸ 京都市圏自治体ネットワーク会議：生活圏として一定のまとまりをもつ京都市圏の発展を図るため、既存の行政区域の枠を越え広域的課題に取り組むことを目的とし、京都・滋賀・大阪の計30自治体で構成。

2. 広域連携の推進

(1) 近隣市町との連携強化【重点】

・府内のみならず府域を超えて、近隣市町との連携を強化するとともに、交流を活発化します。

(2) 広域的な交流の推進

・さまざまな課題対応において先進的な取組を行っている都市との交流を推進します。
 ・被災地が広範に及ぶ甚大な災害時への対応を見据え、広域的な視点での都市の交流・連携を進めます。

(3) 国、京都府等との連携

・事務の共同化など広域的な課題解決に向けて、連携体制を強化します。
 ・歴史街道推進に向け、関係団体との連携を強化します。

3. 住民相互交流の促進

(1) 地域住民間の相互理解の促進【重点】

・イベントなどさまざまな広域連携事業を通じて地域住民の交流を促進します。
 ・市民による地域間交流を促進します。

【市民・NPO等・事業者等に期待される役割】

市民	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携事業への理解と参加 ・地域間交流の活性化
NPO等	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携事業への理解と事業運営への参画
事業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・広域連携事業への理解と協力



淀川三川ふれあい交流 背割堤七夕まつり

附属資料

I. 策定経過

1. 策定経過

(1) 総合計画検討懇談会

平成23年

- 5月30日 第1回検討懇談会開催
(委員委嘱、第4次八幡市総合計画第5次実施計画進捗状況等)
- 8月31日 第2回検討懇談会開催
(後期基本計画改定のポイント、後期基本計画第1章・第6章改定案)
- 9月28日 第3回検討懇談会開催
(後期基本計画第3章・第5章・第7章改定案)
- 10月31日 第4回検討懇談会開催
(後期基本計画第2章・第4章改定案)
- 11月30日 第5回検討懇談会開催
(後期基本計画素案、パブリックコメントの実施)

平成24年

- 2月27日 第6回検討懇談会開催
(後期基本計画素案、パブリックコメント等の反映)

(2) 総合計画策定委員会

平成23年

- 12月5日 第1回策定委員会開催
- 19日 第2回策定委員会開催

平成24年

- 4月2日 第3回策定委員会開催
- 5月7日 第4回策定委員会開催

(3) 総合計画策定幹事会

平成23年

- 6月22日 第1回策定幹事会開催
- 7月27日 第2回策定幹事会開催
- 8月24日 第3回策定幹事会開催
- 9月28日 第4回策定幹事会開催
- 10月21日 第5回策定幹事会開催

平成24年

- 2月8日 第6回策定幹事会開催

(4) 市民参画の取組

平成24年

- 1月4日～ 広報やわた、八幡市ホームページに「後期基本計画素案」を掲載し、パブリックコメントを募る

II. 規程等

1. 八幡市総合計画に関する要領

(目的)

第1条 この要領は、八幡市総合計画（以下「総合計画」という。）の策定及び実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(総合計画策定委員会)

第2条 総合計画に関する調査、研究及び総合計画策定のため、総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。

3 委員長は、総合計画担当副市長をもってあて、委員会の事務を統括する。

4 副委員長は、前項に規定する以外の副市長をもってあて、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 委員は、八幡市庁議等設置規程（平成5年八幡市規程第9号）第3条第1項に規定する職員（市長を除く。）とする。

6 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に定める事項を所掌する。

(1) 総合計画に関する調査及び研究に関すること。

(2) 総合計画の策定に係る必要な資料の収集及び整理に関すること。

(3) 市長の指示に基づく総合計画原案の策定に関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、総合計画に関し特に必要な事項

(幹事)

第4条 委員会の職務を補助し、各課等の意見を総合計画に反映するため、市長の事務部局、議会の事務部局、公営企業、消防本部及び教育委員会の事務部局の部次長又は課長級相当の職にある者を幹事に任命することができる。

2 幹事は、市長が任命する。

3 幹事は、幹事会を組織し、政策推進部長が招集する。

4 幹事は、委員会に出席し、意見を述べることができる。

(意見の聴取等)

第5条 委員長は、必要があると認めるときは、構成員以外の者を委員会に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(総合計画の実施)

第6条 部長及び課長（これらに準ずる者を含む。以下この条において同じ。）は、総合計画の実施に際して、必要な外部機関及び団体等との連絡調整を行うなど総合計画に定められた事務事業が円滑に行われるようにしなければならない。

2 市長は、総合計画に定められた事務事業の進捗状況について必要と認めるときは、部長及び課長に対して報告させるものとする。

(庶務)

第7条 委員会及び幹事会の庶務は、総合計画担当課が行う。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

2. 八幡市総合計画検討懇談会設置要領

(設置)

第1条 八幡市総合計画（以下「計画」という。）の実施に当たり、効果的かつ効率的な計画の推進を図るため、八幡市総合計画検討懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 懇談会は、計画の見直し、進捗状況の点検管理及びその推進に関する意見交換を行い必要な助言等を行うものとする。

(組織)

第3条 懇談会の委員は、10人以内とする。

2 委員は、学識経験を有する者その他適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長)

第4条 懇談会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、懇談会の会務を総理し、懇談会を代表する。

4 会長に事故のあるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会は、会長が招集する。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 懇談会の庶務は、総合計画担当課において処理する。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、会議開催の手続その他懇談会の運営に関し必要な事項は、会長が懇談会に諮って定める。

Ⅲ. 関係者名簿

1. 八幡市総合計画検討懇談会 委員名簿【五十音順：敬称略】

	氏名	所属等	備考
会長	飯塚 英雄	元徳島文理大学教授	
委員	赤井 重行	市民公募	
〃	伊藤 晃一	八幡市農業青年クラブ	
〃	上田 幸寛	八幡青年会議所	
〃	金子 啓子	八幡市女性団体連絡協議会	
〃	河原崎 進	八幡市自治連合会	
〃	四方 直子	男山東中学校はぐくみ協議会	
〃	鶴見 達也	市民公募	
〃	西村 忠雄	八幡市消防団	
〃	松本 勲 瀬川 信弘	都市再生機構西日本支社	平成23年6月30日まで 平成23年7月1日から

2. 総合計画策定委員会 委員名簿

	氏名	備考
委員長	佐野 良夫	平成24年3月まで委員
副委員長	竹延 信三	平成24年3月まで委員長
副委員長	堀口 文昭	平成23年12月まで
委員	今井 興治	
〃	黒川 京重	
〃	上林 敏哲	
〃	大石 正直	
〃	長村 敏弘	
〃	符川 裕子	
〃	井上 種三	
〃	北川 明彦	
〃	西脇 居則	
〃	和田 康弘	
〃	藤田 勝	
〃	柏本 修介	
〃	藤田 孝志	
〃	山本 清利	
〃	内藤 茂隆	
〃	田中 克己	
〃	内田 提一	
〃	茨木 章	

3. 総合計画策定幹事会 幹事名簿【五十音順】

氏 名	氏 名	氏 名
足立 善計	大東 康之	藤井 武夫
大野 功	西田 良彦	眞鍋 仁
柏本 修介	野中 敏行	山本 友孝
上村 文洋	林 幸光	山本 政名
神村 僚二	符川 裕子	和田 康弘
木村 康博	福田 賢二	

